

少子化対策特別部会（第26回）

平成21年9月1日（火）

15:00～17:00

経済産業省別館 1014号会議室（10階）

議 事 次 第

○ 議 事

次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について

・放課後児童クラブについて 等

[配付資料]

資料1—1 放課後児童クラブについて（2）

資料1—2 放課後児童クラブについて（2）（参考資料）

参考資料1 清原委員提出資料

参考資料2 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に係る実証的
調査研究

参考資料3 平成22年度予算概算要求の概要

参考資料4 社会保障審議会少子化対策特別部会保育専門委員会開催要綱

参考資料5 社会保障審議会少子化対策特別部会保育第一専門委員会委員
名簿

参考資料6 社会保障審議会少子化対策特別部会保育第二専門委員会委員
名簿

第26回社会保障審議会 少子化対策特別部会	資料1-1
平成21年9月1日	

放課後児童クラブについて(2)

1. 第一次報告におけるとりまとめ内容

第一次報告において整理された放課後児童クラブに係る新たな制度体系における方向性は以下のとおり。

【放課後児童クラブの方向性】

- 放課後児童クラブについては、就学前の保育と並んで、小学校就学期の両立支援系のサービスとして不可欠なものであり、地域格差を生じさせることなく、全国的に実施していくべき。
- 質の確保を図りながら、低学年を中心としつつも小学校全期を対象として量的拡大を図っていくことが重要。

【放課後児童クラブに係る具体的な設計】

- 量的拡大を図っていく上では、まず、場所の確保が欠かせず、小学校の積極的活用を図っていくことが必要。
- 大幅な量的拡大を図っていくためには、人材確保が重要な課題であり、財源の確保と併せ、人材確保のための職員の処遇改善等を図っていくことが必要。
- サービスの質の維持・向上を図っていく必要があり、財源の確保と併せ、そのための基準の要否、そのあり方、担保の方法を検討していくべき。
- 量・質両面からの充実を図っていくため、必要となる制度上の位置づけ(市町村の実施責任、サービス利用方式、給付方式等)及び財源のあり方を、さらに検討していくべき。

〔児童福祉法(昭和22年法律第164号)〕

第六条の二 (略)

② この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

③ (略)

第21条の10 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の二第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

2. 放課後の子ども対策の基本的視点について

- 放課後の子ども対策には、主に、①生活の場を確保することと、②遊びを通しての自主性、社会性、創造性を養うことなど、学童期の発達的特徴(※)を踏まえた必要な援助を行うことの機能がある。

※ 興味、関心が主として外界に向かい、知的活動、友人との種々の遊び、スポーツ等を通じて学力、社会性を発達させるとともに、価値観、他人との相互交流など社会生活の基礎を学習する時期で、この時期の課題が達成されることが、次の思春期の基礎となる。

- 現在、子どもの多様な体験・活動の機会の減少、地域における子育て機能の低下、子育て家庭の孤立化これに伴う家庭における子育て力の低下、子ども集団の形成の難しさ、不登校など子どもの抱える問題の深刻化など、子どもを取り巻く環境は厳しいものとなっている。

- このようなことから、放課後子どもプランでも、子どもを取り巻く環境の変化、家庭や地域の子育て機能・教育力の低下を背景として、全児童を対象として、安全で健やかな活動場所の確保を進めることとされている。

※ 我が国においては、全ての子どもが利用できる主なサービスとして、放課後子ども教室、児童館がある。
放課後子ども教室は整備が十分進んでおらず(約8千か所)、開設日数も少ない(年間121.6日)。
児童館は設置箇所数は限られ(4,700か所)、地域偏在がみられる。

- また、諸外国においては、格差縮小、社会的統合といったことも視野に入れながら、学校(の学習)との連携を図り、就労家庭か否かにかかわらず、様々な体験活動の提供、親に対するサポートなどを行うものとして放課後対策が推進されてきているところである。

◇ このような背景・現状や就労形態の多様化を踏まえれば、子どもの健全育成の観点から、就労家庭の子どもか否かにかかわらず、全ての子どもが身近で利用可能な一定の場所、共通のサービスを提供を充実し、新しい制度設計上もそうしたことを考慮して制度的な位置づけを行うことが考えられるのではないか。

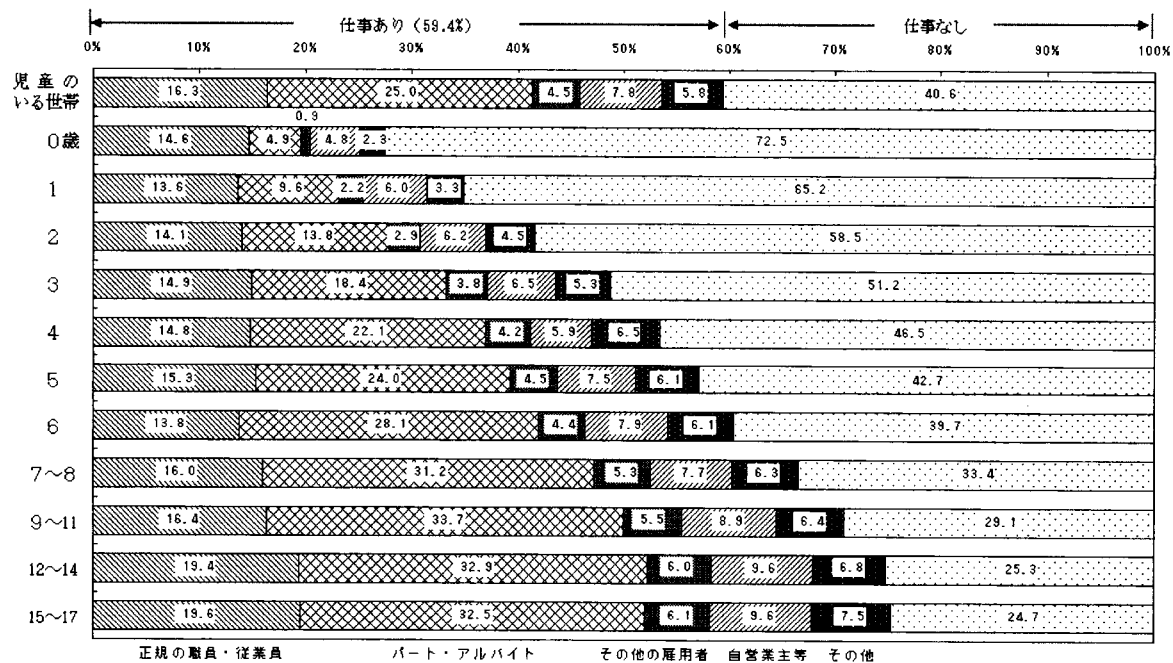
この場合、当該場所において提供されるサービスとしては、安全な居場所づくりに加え、多様な活動メニューの提供、異年齢児や地域住民等との交流、さらには、家庭との連携、親への支援、学校との連携といったものも、地域の実情に応じて充実されていくことが望ましいのではないか。

○ 就労家庭の子どもについては、保護者が昼間家庭におらず、放課後、自らの希望により帰る場所がないという状況に置かれていることに鑑み、①の生活の場を提供する必要性があるという重要な要素がある。

したがって、家庭でもない、学校でもない第三の場所として、②の機能とともに①の機能として、一定の機能(保護者との連携などの個別ケア、安全管理、継続的な見守りなど)をあわせ提供することの確保が必要と考えられ、放課後児童クラブはそのようなサービスを提供できるものと位置づけられる。

◇ 放課後児童クラブは、その量的整備が不十分であることから「小一の壁」といった指摘もあり、保護者が就業継続をする上で大変重要なサービスであり、共働き世帯の増加、潜在需要の高まりに対応し、保育と同様に両立支援サービスとして、放課後児童クラブの機能を量的に拡充していくことが必要であるが、その際、全ての子どもにとって必要とされる身近で利用可能な一定の場所、サービスの内容を踏まえ、放課後児童クラブの内容についても、その充実を図るべきではないか。

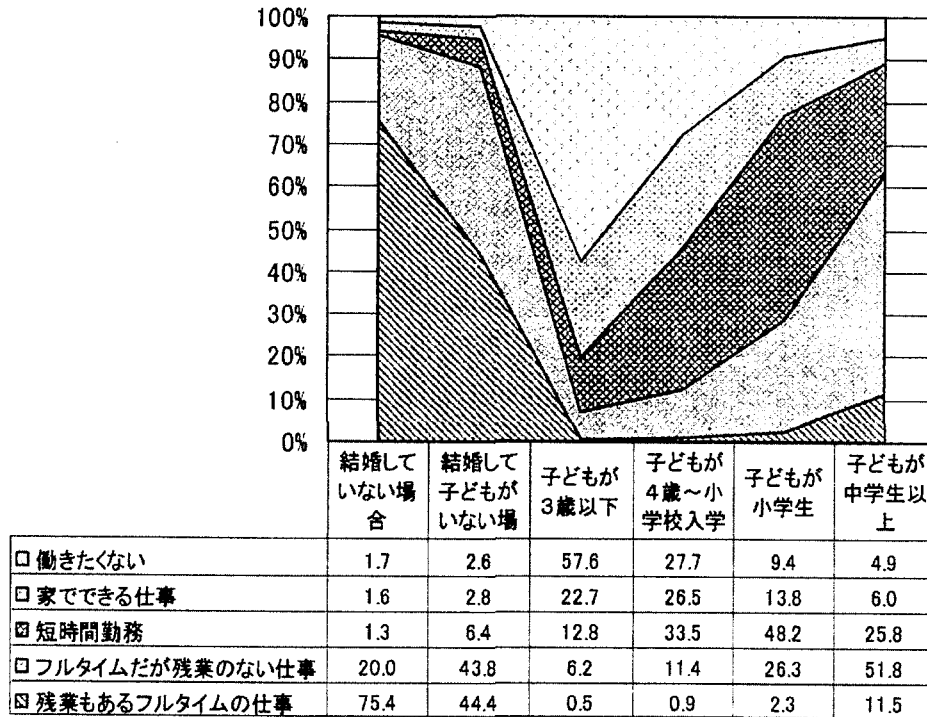
児童のいる世帯における末子の年齢階級、母の仕事の有無、勤め(勤め先での呼称)が自営か別構成割合(平成19年国民生活基礎調査)



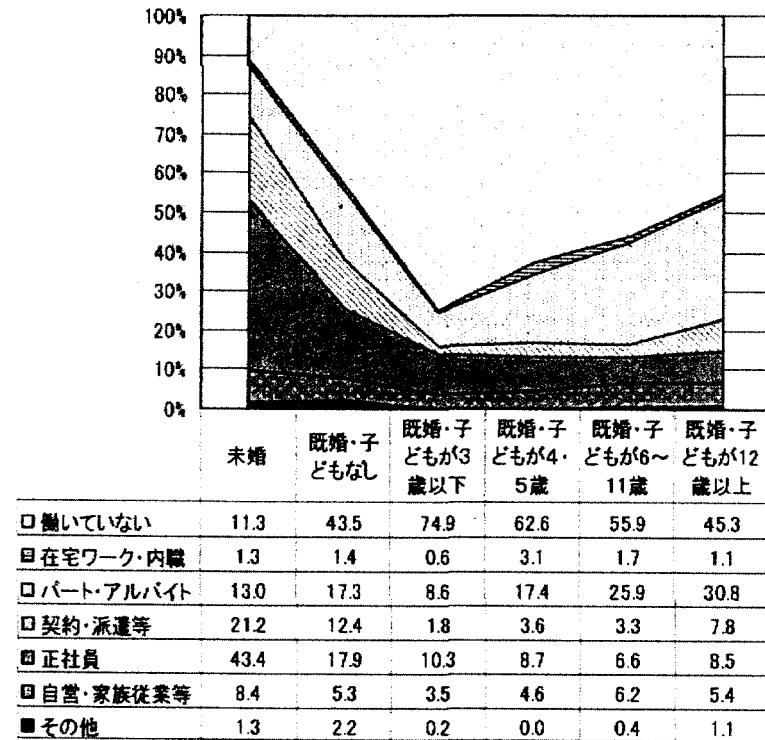
注：1) 「その他の雇用者」には勤め先での呼称が労働者派遣事業所の派遣社員、契約社員・嘱託、その他、呼称不詳を、「自営業主等」には勤めが自営か別が自営業主、家族従業員を、「その他」には勤めが自営か別が会社・団体等の役員、内職、その他を含む。
2) 母のいない世帯及び「母の仕事の有無不詳」は除く。

女性のライフプランニング支援に関する調査(平成19年3月内閣府)

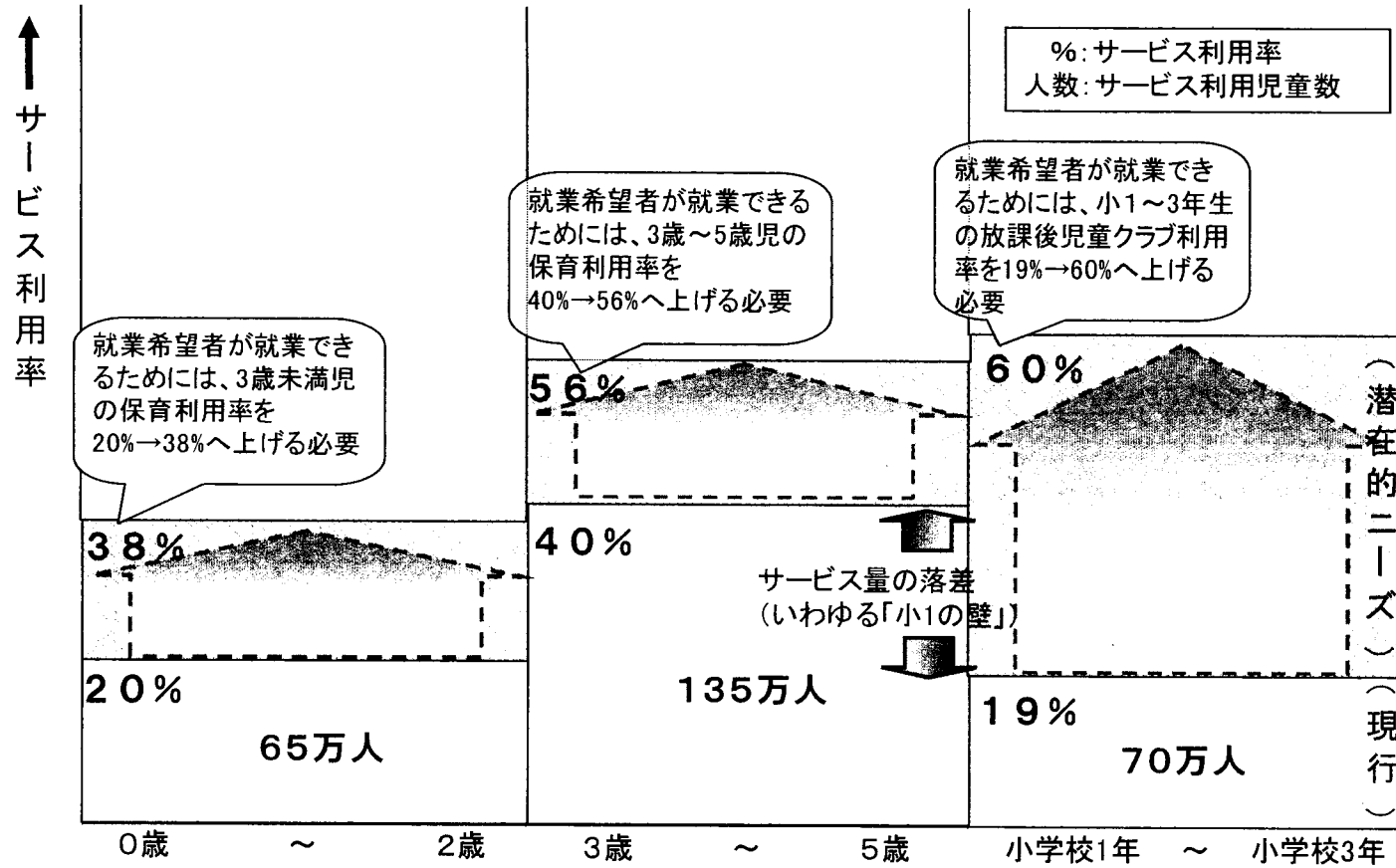
図表 1-10-1 理想の働き方:単数回答 n=3,100



図表 1-10-2 現実の働き方:単数回答 n=3,100



女性の就業希望を実現するために必要なサービス量(新待機児童ゼロ作戦)



※ <新待機児童ゼロ作戦に基づくニーズ調査の分析等に関する調査研究事業<調査結果>(抜粋)>
放課後児童クラブについて(2)参考資料 P16参照

3. 量的拡大について(1)

【第一次報告抜粋】

- 放課後児童クラブについては、保護者が働いている間など、子どもが安全に安心して過ごせる生活の場として、子どもを預かり、健全な育成を図る事業であり、就学前の保育と並んで、小学校就学期の両立支援系のサービスとして不可欠なものであり、地域格差を生じさせることなく、全国的に実施していくべきである。都市部に限らず地方も含め、就学前の保育から切れ目のないサービス利用が可能となるよう、質の確保を図りながら、低学年を中心としつつも小学校全期を対象として量的拡大を図っていくことが重要であり、このような観点から、新たな制度体系において位置づけていく必要がある。
- 量的拡大を図っていく上では、まず、場所の確保が欠かせない。特に、小学校は、移動時の事故等の問題もなく安全・安心であり、校庭などで他の子どもたちなどと触れあうこともでき、引き続き、その積極的活用を図っていく必要がある。

◇ 提供量の抜本的拡充を図るための具体的制度設計を検討するに当たって二つの側面

- ① 放課後児童クラブの基盤整備をどのように進めるか。
その際に、場所の確保、予算、人材確保などの事情によって基盤整備が抑制されることのないような仕組みとして、どのようなものが適当か。
- ② 上記のような事情によりサービスが抑制されることなく、潜在需要も含め、個々のニーズに対応した提供が保障される給付の仕組みとして、どのようなものが適当か。

3. 量的拡大について

(2) 基盤整備について

◇ 現行の放課後児童クラブについては、その実施自体が自治体の努力義務に止まっているが、自治体に対して、事業の実施に係る何らかの責務を課す必要はないか。

◇ 放課後児童クラブに係る基盤整備のために考えられる仕組み

- ① 自治体に対し、放課後児童クラブを必要とする子ども数を勘案し、整備計画等を策定し、それに基づき基盤整備を行う、提供体制確保責務を法律上課す仕組み
- ② 客観的に一定の基準を満たす事業者については、給付の対象とする仕組み

<①についての論点>

介護保険制度など他制度においても採られている仕組みであり、一定の効果は期待できると考えられる一方で、現在の放課後児童クラブの実施状況を踏まえれば、提供体制確保責務を法律上課すことのみをもって、スピード感のある量的拡大を図ることができるか。

<②についての論点>

現行においては、公立公営が4割強、公設民営が4割弱となっている。また、民営において行われている主体については、社会福祉法人、運営委員会(保護者や地域住民等により構成される組織が運営を行うもの)が中心となっている。さらに、その事業の性格から、その実施場所は学校内が約5割となっている。このような現状を踏まえると、②のような仕組みで量的拡大を図ることができるか。

◇ 基盤整備を図っていく上で、場所の確保が課題となるが、保護者のニーズにおいては学校での実施を望む声が多くなっている。一方で、サービスを受けるのは子どもであり、子どもの健全育成(様々な遊び、体験をすることができるようにする)の観点から、子どもが学校において継続して過ごすことについてどのように考えるか。

3. 量的拡大について

(3) 提供の保障について

○ 現行、放課後児童クラブは、市区町村の事業(又は委託事業等)として実施されている。

◇ 新たな制度体系においては、個々人に対応する給付を行う仕組みも考えられるが、その場合、市区町村が放課後児童クラブに係る給付の必要性・量を判断し、それに基づいて放課後児童クラブに係るサービスを受けることができる仕組みが想定される。

◇ 一方で、放課後児童クラブの利用は放課後を中心として行われるものであり、利用日数、利用時間、年齢により求められるサービスの内容等が異なり、柔軟な利用を前提に置くことが適切であること、現行制度において、個々の子どもに対し、市町村が個別に判断してサービスを提供する取扱いになっていないことについて、どう考えるか。

4. 質の確保について

(1) 人員配置基準等

【第一次報告抜粋】

○ 子どもが良好な環境の下、放課後の時間を過ごせるようになっていくべきこと、障害児の利用にも積極的に対応していく必要が高まってきていること、現在の国の補助基準額とクラブ運営に係る費用の実態とに乖離があるという指摘などを踏まえ、サービスの質の維持・向上を図っていく必要があり、財源の確保と併せ、そのための基準の要否、そのあり方、担保の方法を検討していくべきである。

<現行制度>

- ・運営基準(サービスを実施するに当たっての遵守事項など)、人員配置基準(責任者の配置、子どもを管理する単位(ユニット)の設定を含む。)、設備基準、運営基準についてはなし。
- ・ガイドラインにおいて、実施内容、クラブ規模、開所日、開所時間、子ども一人あたりの面積等を提示。

◇ 放課後児童クラブについては、一定の質を確保していくことを前提とする必要があり、一定の基準を設定する必要があるのではないか。

＜基準の要否、具体的内容を設定する際の留意点＞

- ・ 子どもの安全を確保することが必要であること
- ・ 子どもの健全育成の観点から、安全な居場所づくりにとどまらない多様な活動メニューの提供等、その事業内容の充実が求められていること
- ・ 放課後児童クラブは、放課後、土曜日、長期休暇中と、長時間を過ごす生活の場を提供することをその主眼としていること。また、養育基盤の弱い子どもや障害児も利用が想定されること
- ・ 指導員がサービスの責任者も兼ねながら担い手になっている実状もあること
- ・ 我が国では、クラブの大規模化が問題となっているが、諸外国では、放課後児童対策について、一定のグループ単位や人員基準を設けている例が多いこと
- ・ 保護者との関わり、学校教育、保育園、幼稚園、地域等との連携等、運営上の遵守事項も検討が必要なこと

＜基準設定に当たっての現状からの留意点＞

- ・ 実施場所は学校内が約5割となっており、設備基準等の内容によっては、ハードルの高いものとなる可能性があること
- ・ 都市部と地方とで、子どもを取り巻く環境、活用可能な社会資源、就労状況等に差異があり、放課後児童クラブに求められる内容が異なると考えられること
- ・ 現状において多様な運営形態があるが、これらを提供主体として確保していく必要があること、また、自治体間においても差異が生じていることが想定されること

○ 放課後児童クラブの人員配置等の実態について十分把握しながら、具体的な基準設定の検討を行う必要がある。

4. 質の確保について (2) 担い手の質の確保

【第一次報告抜粋】

また、指導員の養成、専門性の向上に向けた研修の強化を図っていく必要があるとともに、事業に関わる者すべてについて障害児を含めた子どもとの関わりについての研修機会の確保など条件整備をしていくことが重要である。

＜放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員として望ましい者(現行制度)＞

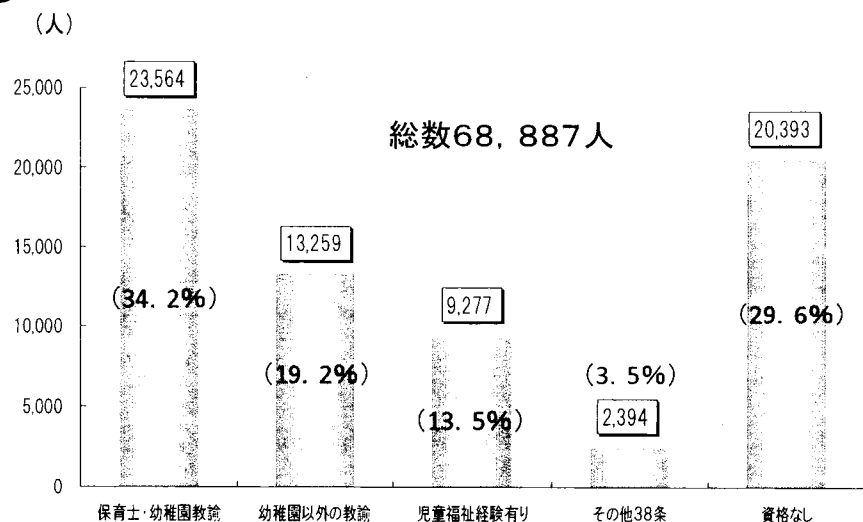
- ・放課後児童指導員に係る要件は設けられていない。
- ・保育士、幼稚園教諭、その他の教諭、児童福祉施設職員養成施設卒業者、2年以上児童福祉事業に従事した者、大学等で一定の教育課程を修めるなど都道府県知事が適当と認めた者が望ましいとされている。
- ・放課後児童指導員の現任研修については、研修プログラムが策定されていない。

○ 放課後児童クラブは、学童期という発達段階に応じた対応や家庭でも学校でもない第三の場所として、生活の場とともに、遊び等の多様な活動の提供が求められ、また、障害など様々な困難を抱える子ども、保護者への対応も求められる。

◇ これらを踏まえ、担い手の質を確保する観点から、研修の充実を図っていくことが必要ではないか。

- ・ 約3割いる無資格者に対する研修の充実
- ・ 有資格者も含めた放課後児童クラブに特化した研修強化の必要性(現任研修も含む。)

◇ また、放課後児童クラブにおける多様な体験活動を充実する観点から、地域ボランティア、定年退職者など、多様な人材の参画を求めていくことが必要ではないか。



注1: ()内は総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。また、1人の指導員に対し、1つの資格を計上。

注2: 「その他38条」は「保育士・幼稚園教諭」、「幼稚園以外の教諭」、「児童福祉経験有り」以外で児童福祉施設最低基準第38条第2項に該当する者。

5. 人材確保について

【第一次報告抜粋】

大幅な量的拡大を図っていくためには、人材確保が重要な課題である。現在、従事者の勤続年数が短い、指導員の処遇が厳しい状況にあるという指摘も踏まえ、財源の確保と併せ、人材確保のための職員の処遇改善等を図っていく必要がある。その際、地域ボランティア、定年退職者など、多様な人材の参画を求めていくという視点、一方で、指導員と子ども、保護者との間で安定した人間関係が築けることがサービスの性格上望ましいという視点に配慮することが必要である。

- 放課後児童クラブに従事する放課後児童指導員については、4(2)で述べたような一定の質が確保された人材の確保を図るとともに、継続的な就労が可能となるようにしていく必要があり、このためには職員の処遇改善が必要となる。
- 一方で、職員の処遇改善については、現行、国の補助基準額とクラブ運営に係る費用の実態とに乖離があり、指導員の処遇が厳しい状況にあるという指摘もある。
- ◇ 指導員の処遇改善のためには、財源確保が前提条件となるが、新制度体系における費用負担のあり方も踏まえつつ、その処遇改善を図ることを前提とした運営費が確保されるようにすべきではないか。

<自治体における処遇改善以外の先駆的な取組の例>

(1) 人材養成及び人材バンク登録・管理事業

- ・地域の核となる指導員の養成、初任者研修等の実施
- ・指導員の人材バンクの設置及び登録・管理業務
- ・放課後児童クラブへの人材紹介

(2) 放課後児童クラブへの訪問支援、相談支援事業

学童保育支援センターに配置された支援員が、放課後児童クラブを訪問し、相談支援を行う。

(3) ネットワーク整備事業

放課後児童クラブの課題を解決するための支援体制づくりを行う。

(4) 専門機関からの専門相談員の派遣、出前講座等の提供事業
外部からの専門相談員等の派遣による相談支援

6. 利用方式、利用者負担について

【第一次報告抜粋】

○ 以上のような量・質両面からの充実を図っていくため、必要となる制度上の位置づけ(市町村の実施責任、サービス利用方式、給付方式等)及び財源のあり方を、さらに検討していくべきである。

その際、サービス利用保障を強化するための財源保障を強化をする場合には、財政規律の観点からの一定のルール(※)が必要となると考えられることに留意が必要である。

※ 他の制度例では、サービスの利用の要否に係る認定の制度(保育の場合は保育にかけるか否かの判断)、給付の限度額の設定、サービスの利用量に応じた利用者負担などがある。

＜現行の放課後児童クラブの利用方式＞

- ① 市区町村を介して申し込む方式又は放課後児童クラブの運営主体に直接申し込む方式(自治体ごとに異なる)
- ② 就労家庭か否かの確認に係る統一的ルールは定められていない。

◇ 放課後児童クラブを利用することができる児童の範囲について整理し、利用者の利便性も考慮しながら、利用できる児童かどうかの確認を行う仕組みを設ける必要があるのではないか。

◇ 市区町村がサービスの申込者数を把握できていない場合があることを、制度的に見直していく必要があるのではないか。

<現行の利用者負担の方式>

- ・ 利用者負担については、補助金において運営経費の1/2を利用者負担とすることを前提としているが、実際には各自治体の判断に基づき設定されており、統一的なルールは存在しない。
- ・ 特に民営施設の場合など、所得把握の困難さなどから、一律の利用者負担とせざるを得ない場合もあり、低所得者に対する配慮も行われていない場合もある。

◇ 全国において、統一的なルールを設定する必要があるか。

◇ 新たな制度体系の費用負担については、社会全体で重層的に支え合うことを前提としているが、当該費用を財源としたサービスの利用者は、公平性の確保の観点から、一定の負担を求めることが適当である一方、負担水準をどうするか、利用抑制に働くおそれの懸念などの点についてどう考えるか。

※ 他の確立した社会保障制度においても、一定の利用者負担がある。

◇ 仮に、何らかの統一的な利用者負担のルールを定める場合、低所得世帯や多子世帯に配慮した設定を行うなど、利用者負担を設定する際の考慮事項は何か。

7. 財源・費用負担について

◇ 新たな制度体系の費用負担のあり方については、社会全体(国、地方公共団体、事業主、個人)で重層的に支え合うこととされているところである。

放課後対策においてすべての子どもの健全育成を保障していくことや、確立した制度としていく上で、市町村が実施責任を果たす仕組みを強化し、また、サービス量の拡大を促進する仕組みとすることも必要であるが、このためには、費用支弁、財源保障を強化することが必要ではないか。

◇ 現行、放課後児童クラブについては、事業主の拠出金を財源として地方自治体への補助を実施しているところであるが、小学校就学期の両立支援系のサービスとして不可欠なものであり、その実施は、現在の労働力の確保に資するものであること、量的拡大などを大きく図っていくために全体の財源規模を確保していく必要があることなどを踏まえる必要があるのではないか。

8. 放課後子どもプランの推進について

【第一次報告抜粋】

- 放課後こどもプラン(留守家庭の子どもの健全育成を目的とした「放課後児童クラブ」と、すべての子どもを対象として安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、様々な体験活動や交流活動等の取組みを推進する「放課後こども教室」を、一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策)を推進していく上で、両事業の一体的な運営を行っている場合の制度上の位置づけ(人員配置や専用スペースの基準等)をどうしていくか、検討の必要がある。
- 放課後児童クラブと放課後こども教室との関係については、連携を一層進めていく必要があるが、一体的運営については、放課後児童クラブを利用する子どもは保護者が働いている間は家に帰るという選択がないことに十分配慮する必要があり、一方で、いろいろな子どもとの遊びの機会、サービス利用の自由度、効率的な事業実施といった観点から一体的運営に利点がある場合も考えられ、放課後こどもプランの実施状況などを十分踏まえながら、対応すべきである。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室との関係については、現在、放課後こどもプランにおいて、一体的又は連携して実施することを推進しているところである。

◇ 一方で、2で前述したように、就労家庭の子どもか否かにかかわらず、全ての子どもが身近で利用可能な一定の場所、サービス提供を充実していくことの重要性に鑑みて、学校以外の場で行われる放課後児童クラブも含め、より一層の両事業の一体的実施又は連携の強化や児童館も含めた全児童対策と放課後児童クラブの関係を整理することも考えられるのではないか。

◇ 一体的又は連携した運営を行った場合においても、就労家庭の子どもを対象としたサービスにおいては、生活の場の確保という機能が損なわれないようにする必要があり、以下の内容が確保される必要があるのではないか。

- ・適切な指導員の配置(一体的実施の場合は両事業トータルとしての配置)
- ・保護者の就労状況を考慮した開設日数、開設時間の確保
- ・出欠確認をはじめとする子どもの安全確認の実施
- ・家庭との日常的な連絡、情報交換等の実施

等

第26回社会保障審議会 少子化対策特別部会	資料1-2
平成21年9月1日	

放課後児童クラブについて(2)

参考資料

社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告

(放課後児童クラブ部分抜粋)

平成21年2月24日

2 放課後児童クラブについて

(1) 現行制度の課題

○ 放課後児童クラブについては、保育所を利用していた子ども等に対し、小学生になった後においても、切れ目なく、保護者が働いている間、子どもが安全に安心して過ごせる生活の場を提供する基盤となっている。一方で、全小学校区のうち、約3割が未実施となっている。こうした状況を踏まえ、放課後児童クラブについては、次世代育成支援のための新たな制度体系においても、両立支援系のサービスとして不可欠なものの一つとして位置づけるべきであるが、現状については、関係者の意見を踏まえると、以下のような点が課題となっている。

① 保育と同様に、女性の就業率の高まりに応じて必要となる大きな潜在需要に対応した放課後児童クラブの量的拡大を抜本的に図っていく上で、場所の確保の問題、人材の確保の問題をどうしていくか、検討の必要がある。

② 放課後児童クラブについては、現行法制度上、市町村の事業として実施されており、また、その実施については市町村の努力義務として位置づけられており、その実施状況には地域格差が見られ、利用保障が弱い。そして、利用方式については、地域によって、市町村がサービス決定しているケースと、実施事業者に直接利用申し込みを行うケースが混在している。

このように、同じ両立支援系のサービスである保育とは大きく異なった法制度上の位置づけとなっているが、新たな制度体系において、法制度上の位置づけの強化について、どのような対応策が考えられるか、検討の必要がある。

③ 対象年齢について、現行制度は小学校3年生までを主な対象としているが、小学校高学年も現に一部利用がされている現状があり、制度の対象年齢についてどう考えるか、検討の必要がある。

④ 質の確保については、「ガイドライン」を発出しており、望ましい規模、開所時間等について示し、また、国庫補助基準上、一定の条件を課しているが、保育所のような法令に基づく最低基準は設けられていない。放課後児童クラブの質の確保について、新たな制度体系において、どのような基準の内容をどのような方法で担保していくべきか、検討の必要がある。

⑤ 国からの補助の財源は、児童手当制度における事業主拠出金を財源とした、裁量的な補助金と位置づけられている。また、現在の国の補助基準額とクラブ運営に係る費用の実態とに乖離があり、指導員の処遇が厳しい状況にあるという指摘もある。サービスの利用保障を強化し、また、抜本的な量的拡大を図っていく上で、財源面についてどのような仕組みとすることが適当か、検討の必要がある。

⑥ 放課後こどもプラン（留守家庭の子どもの健全育成を目的とした「放課後児童クラブ」と、すべての子どもを対象として安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、様々な体験活動や交流活動等の取組みを推進する「放課後こども教室」を、一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策）を推進していく上で、両事業の一体的な運営を行っている場合の制度上の位置づけ（人員配置や専用スペースの基準等）をどうしていくか、検討の必要がある。

(2) 新たな制度体系における方向性

○ 放課後児童クラブについては、保護者が働いている間など、子どもが安全に安心して過ごせる生活の場として、子どもを預かり、健全な育成を図る事業であり、就学前の保育と並んで、小学校就学期の両立支援系のサービスとして不可欠なものであり、地域格差を生じさせることなく、全国的に実施していくべきである。都市部に限らず地方も含め、就学前の保育から切れ目のないサービス利用が可能となるよう、質の確保を図りながら、低学年を中心としつつも小学校全期を対象として量的拡大を図っていくことが重要であり、このような観点から、新たな制度体系において位置づけていく必要がある。

○ 量的拡大を図っていく上では、まず、場所の確保が欠かせない。特に、小学校は、移動時の事故等の問題もなく安全・安心であり、校庭などで他の子どもたちなどと触れあうこともでき、引き続き、その積極的活用を図っていく必要がある。

○ 大幅な量的拡大を図っていくためには、人材確保が重要な課題である。現在、従事者の勤続年数が短い、指導員の処遇が厳しい状況にあるという指摘も踏まえ、財源の確保と併せ、人材確保のための職員の処遇改善等を図っていく必要がある。

その際、地域ボランティア、定年退職者など、多様な人材の参画を求めていくという視点、一方で、指導員と子ども、保護者との間で安定した人間関係が築けることがサービスの性格上望ましいという視点に配慮することが必要である。

- 子どもが良好な環境の下、放課後の時間を過ごせるようになっていくべきこと、障害児の利用にも積極的に対応していく必要が高まってきていること、現在の国の補助基準額とクラブ運営に係る費用の実態とに乖離があるという指摘などを踏まえ、サービスの質の維持・向上を図っていく必要があり、財源の確保と併せ、そのための基準の要否、そのあり方、担保の方法を検討していくべきである。

その際、大幅な量的拡充を図っていく過程であることや事業実施の柔軟性といった観点も併せ考える必要がある。

また、指導員の養成、専門性の向上に向けた研修の強化を図っていく必要があるとともに、事業に関わる者すべてについて障害児を含めた子どもとの関わりについての研修機会の確保など条件整備をしていくことが重要である。

- 以上のような量・質両面からの充実を図っていくため、必要となる制度上の位置づけ（市町村の実施責任、サービス利用方式、給付方式等）及び財源のあり方を、さらに検討していくべきである。

その際、サービス利用保障を強化するための財源保障を強化をする場合には、財政規律の観点からの一定のルール（※）が必要となると考えられることに留意が必要である。

※ 他の制度例では、サービスの利用の要否に係る認定の制度（保育の場合は保育にかけるか否かの判断）、給付の限度額の設定、サービスの利用量に応じた利用者負担などがある。

- 放課後児童クラブと放課後こども教室との間の関係については、連携を一層進めていく必要があるが、一体的運営については、放課後児童クラブを利用する子どもは保護者が働いている間は家に帰るという選択がないことに十分配慮する必要があり、一方で、いろいろな子どもとの遊びの機会、サービス利用の自由度、効率的な事業実施といった観点から一体的運営に利点がある場合も考えられ、放課後こどもプランの実施状況などを十分踏まえながら、対応すべきである。

＜規制改革推進のための3か年計画(再改定)平成21年3月31日閣議決定(抜粋)＞

2 福祉、保育、介護

(2) 保育分野

③ その他の保育・子育て支援サービスの拡充 オ 「放課後子どもプラン」の見直し等

(ア)「放課後子どもプラン」の推進と見直し

実施場所の確保については、文部科学省生涯学習政策局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長に加え、文部科学省の初等中等教育局長、大臣官房文教施設企画部長の4者連名による通知『放課後子どもプラン』の推進に当たっての関係部局・学校の連携等について(平成19年3月14日付、18文科生第532号・雇児発03140004号通知)を发出するなど、余裕教室を始めとする学校諸施設の利用促進に当たり、教育委員会と福祉部局との緊密な連携や小中学校との連携・協力を求めている。しかしながら、現場判断に委ねられる「学校教育に支障が生じない限り」という条件が曖昧であるため、余裕教室の利用やプランの実施がなかなか進まないという実態がある。

そのため、関係者の意識改革や、地方公共団体における関係者間の連携に資するよう、関係各所の協力を得ながら、学校諸施設について、更なる利用の拡大が可能かどうか調査するなど、実施場所の確保のための有効策を早急を実施する。**【平成21年度措置】**(Ⅲ福祉イ⑩b)

プランについては、引き続き2つの事業の連携を深め、1つの事業として展開することの是非も含めて検討し、事業の改善を行う。**【速やかに検討開始、平成21年4月措置】**(Ⅲ福祉イ⑩a)

併せて、プランにおける実施箇所数の目標達成だけではなく、子どもや保護者、地域にとっての質の充実など複合的な効果について検証する仕組みを研究する。**【速やかに検討開始、平成21年度措置】**(Ⅲ福祉イ⑩c)

(イ) 放課後児童クラブの体制整備

放課後児童クラブについて、顕在化している待機児童問題を解消し、大規模クラブの環境を改善するため、クラブの設置・分割を迅速かつ効率的に進めなければならない。厚生労働省では、平成21年度予算の概算要求で、大規模クラブの解消のための改修費の増など所要の要求を行っているが、それだけでは十分とは言えない。したがって、児童の放課後の安全対策や家庭的かつ豊かな

時間の確保の観点から、クラブ数の増加に向け、小学校の余裕教室、児童館、幼稚園等、既存施設の有効活用を一層促進し、クラブ分割を行い、大規模クラブの解消を速やかに行う。**【平成21年度措置】**(Ⅲ福祉イ⑩c)

また、新待機児童ゼロ作戦では、10年後にクラブの登録児童数を145万人増加させるとの目標を掲げているが、実際のクラブ運営には、実施場所等の物理的資源や指導員等の人的資源の確保が欠かせない。そのため、新ゼロ作戦の実現に向け、量の拡大とともに質の向上を図る観点から、場所と人材の確保も含めた具体的な対応策について検討を行い、早急に結論を得、措置を講ずる。**【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成21年度以降、結論・措置】**(Ⅲ福祉イ⑩d)

地方分権改革推進要綱(第1次)(抄)

平成20年6月20日
地方分権改革推進本部決定

第2 地方分権のための制度・運営の改革の推進

1 重点行政分野の抜本的見直し

(1) くらしづくり分野関係

【幼保・子ども】

- 文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」について、両事業の統合も含めた更なる一本化の方向で改善方策を検討し、平成21年度から実施する。

[文部科学省・厚生労働省]

＜経済財政改革の基本方針2009について(平成21年6月23日閣議決定)抜粋＞

別紙1

「中期プログラム」の別添工程表で示された諸課題のうち2011年度までに実施する重要事項

共通

- ・ 社会保障番号・カード(仮称)を2011年度中を目途に導入する。それに向け、省庁横断的な検討や実証実験の結果を踏まえた制度設計を行う。
- ・ あわせて、番号・カードを活用した社会保障サービスの向上・創設の検討を行う。

医療・介護

(医療)

- ・ 地域医療再生のため、5年間程度の基金を都道府県に設置し、地域全体での連携の下、計画に従って、以下の事業を地域の実情に応じて実施して、地域医療再生・強化を図る。(平成21年度第1次補正予算)
 - － 医療機能連携のための施設・IT基盤の整備
 - － 医療機関の役割分担・機能分化の推進
 - － 大学病院等と連携した医師派遣機能の強化
 - － 医師事務作業補助者の配置 等
- ・ 2013年度からの都道府県医療計画の改定に向け、急性期医療の新たな指針を作成する。
- ・ 2010年度に見込まれる診療報酬改定において、「選択と集中」の考え方にに基づき、診療報酬の配分の見直しを行うとともに、救急、産科等の体制強化などの方策を検討する⁴⁴。
- ・ 地域間、診療科間、病院・診療所間の医師の偏在を是正するための効果的な方策及び医師等人材確保対策を講ずる。
- ・ 看護師等の専門性を更に高めるとともに、医師と看護師等との役割分担が可能な行為を一幅明示・普及し、業務範囲と責任の所在を明確にしつつ、チーム医療・役割分担を積極的に推進する。
- ・ 医療新技術に対応するための革新的医薬品等の開発支援を行う。(平成21年度第1次補正予算)
 - － がん、小児等の未承認薬等の開発支援、審査の迅速化を図る。
 - － 新型インフルエンザ対策のため、国民分のワクチン開発・生産期間を大幅に短縮する体制(現在1年半～2年一約半年)を5年以内に整備する。
- ・ 後発医薬品の使用促進等、医療の効率化を進める。
- ・ 「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」を踏まえ、2011年度当初までのレセプトの原則完全オンライン化を進める。

⁴⁴ 診療報酬点数の設定に関しては、社会保障審議会医療保険部会及び医療部会において策定される「診療報酬改定の基本方針」に基づき、中央社会保険医療協議会への諮問・答申を経て行われる。

(介護)

- ・ デイサービスセンター等を併設した公的賃貸住宅の整備などを進める。
- ・ 特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等の緊急整備を進める。(平成21年度第1次補正予算)
- ・ 2009年度のプラス3.0%の介護報酬改定による介護従事者の処遇改善を図る。
- ・ 介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対し助成を行う。(平成21年度第1次補正予算)
- ・ 介護経験のない離職者等に対する職業訓練、潜在的有資格者の再就職支援、現に働く介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援などを行う。(平成21年度第1次補正予算)
- ・ 2009年度の介護報酬改定の事後検証も踏まえ、介護報酬の在り方について、望ましい地域包括ケアの観点から検討を進める。

(医療と介護の連携)

- ・ 医療と介護が連携したサービスを提供するための診療報酬と介護報酬の同時改定(2012年度見込)に向けた検討を進める。

少子化対策

- ・ これから子どもを産み育てることを望むあらゆる世帯に対応した新しい子育て支援制度の在り方の検討を進め、税制改革の動向を踏まえつつ、必要な法制上の整備を図る。
- ・ 「安心子ども基金」(2010年度まで)等により、保育所・放課後児童クラブの整備、家庭的保育、小規模保育など保育サービスの提供手段の多様化・供給拡大を進めるとともに、放課後子どもプランを推進する。
- ・ 一時預かりサービスの利用助成と普及、地域子育て支援拠点等の基盤整備など、すべての子ども・家庭を対象とする子育て支援サービスの整備を進める。(平成21年度第1次補正予算)
- ・ 社会的養護等の特別の支援を必要とする子ども達等へのサービスを拡充する。(平成21年度第1次補正予算)
- ・ 妊婦健診への公費負担を通常必要とされる14回程度まで拡充する。(平成20年度第2次補正予算⁴⁵)
- ・ 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及びその「行動指針」に基づいた取組を推進する。
- ・ 「育児・介護休業法」⁴⁶の改正及び「次世代育成支援対策推進法」⁴⁷の改正を踏まえ、企業における仕事と家庭の両立を進める。
- ・ これらの取組を踏まえつつ、年内を目途に新しい「少子化社会対策大綱」を策定する。

⁴⁵ 「平成20年度補正予算(第2号)」(平成21年1月27日)

⁴⁶ 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)

⁴⁷ 「次世代育成支援対策推進法」(平成15年法律第120号)

「中期プログラム」の別添工程表で示された諸課題への対応策の具体化

	2010年代半ばに向けた取組の方向	左記実現のために税制抜本改革を実施する前に具体策を検討すべき事項
年金	<ul style="list-style-type: none"> ・低年金・無年金者対策の推進 ・在職老齢年金制度の見直し ・育児期間中の保険料免除 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料免除制度の見直し、受給資格期間の見直し、厚生年金適用拡大、保険料追納の弾力化 ・就労する高齢者への年金支給停止の在り方 ・育児期間中の保険料免除の対象者の範囲
医療・介護	<p>(医療)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急性期医療の機能強化、在宅医療等地域で支える医療・地域連携の強化 ・医師と看護師等との役割分担の推進 ・新技術、効率化への対応 など <p>(介護)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス基盤の強化、地域包括ケアの実現 ・介護従事者の確保・定着支援 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年における、急性期医療の職員配置、医療・介護のマンパワー数、機能別の病床数、救命救急センター数、ICUベッド数、平均在院日数、一人当たり病院医師の業務量減、居宅サービス・介護保険施設等の介護サービスの量、などの目標（「医療・介護サービス・人材整備目標」）
少子化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・これから子どもを産み育てることを望むあらゆる世帯に対応した新しい子育て支援制度の導入と、その下での給付・サービスの抜本的拡充 ・すべての子ども・家庭を対象とする一時預かりサービスの充実や地域子育て支援拠点の整備 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年における、保育所・家庭的保育・企業内保育所・認定こども園の定数、保育士数、放課後児童クラブ数、一時預かりサービス拠点数、地域子育て支援拠点数、などの目標（「子育てサービス・人材整備目標」）

<放課後児童クラブに係る平成21年度予算の概要>

放課後児童クラブ運営費

【17,622百万円】

か所数 20,000クラブ → 24,153クラブ

放課後児童クラブ整備費等

【5,668百万円】

① 創設費補助

か所数 300か所 → 394か所

② 改修費及び設備費補助の充実

か所数 2,835か所 → 5,268か所

平成21年度補正予算 安心こども基金の拡充の概要

安心こども基金 総額(国費) 2500億円

〔 20年度2次補正予算 1000億円
21年度補正予算 1500億円 〕

安心こども基金の拡充(1,500億円)

「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等による保育サービスの拡充のほか、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

安心こども基金(平成20年度第2次補正予算)

1000億円の基金創設(平成20年度～22年度)により、新待機児童ゼロ作戦の前倒し実施

具体的実施事業

→ 15万人分の受入体制の整備

- 1 保育所等緊急整備事業
- 2 放課後児童クラブ設置促進事業
- 3 認定こども園整備等事業
- 4 家庭的保育(保育ママ)改修等事業
- 5 保育の質の向上のための研修事業等

今回の補正予算における拡充

- ①保育サービス等の充実 ……雇用情勢悪化等による待機児童の増加に対し、速効性のある対応等
- ②すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実 ……創意工夫により地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充
- ③ひとり親家庭等への支援の拡充 ……厳しい雇用情勢下、資格取得支援とその間の生活保障、在宅就業支援等
- ④社会的養護の拡充 ……児童養護施設等の生活環境改善、安定した就職が困難な退所児童の生活・就業支援等

※全体を通じて、地方公共団体が上記の事業を積極的に実施できるよう、臨時交付金で地方公共団体への配慮

すべての子ども・家庭への支援 ～地域子育て創生事業～

《概要》

地域の創意工夫により地域の子育て力をはぐくみ、子育てにかかわる人材の育成、コミュニティの活性化を図るため、自治体、地域住民、町内会、NPO、ボランティア、商店街、企業等の行う地域子育て支援活動の立ち上げなどを支援する。

《実施方法》

都道府県が地域の実情に応じて事業採択(都道府県は主に広域調整的な事業を行うこととし、市町村に手厚く配分)



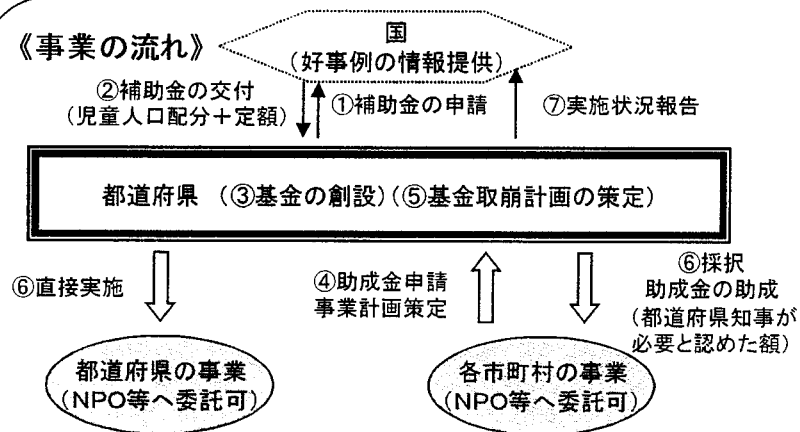
《対象事業》 都道府県又は市町村は、次に掲げる支援について、地域の実情に応じた創意工夫のある取組を実施する。

- ①地域子育て支援を行うNPO等の活動の立ち上げ支援
- ②地域における子育て力を育み、コミュニティの活性化等を図るためのきめ細かな子育て支援活動を促進するための支援
- ③経済的困難を抱える家庭や施設等で生活する子どもの健全な育成環境を確保するための支援
- ④育児に悩みのある親の話を傾聴や育児・家事を協働して行うスタッフの派遣により、育児期の孤立感や育児不安の解消を図るための支援(家庭支援スタッフ訪問事業)
- ⑤放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進するための支援(放課後子どもプラン連携促進事業)
- ⑥病児・病後児保育事業に携わる人材を確保するなど、病気の子どもを預かる社会基盤の構築を促進するための支援
- ⑦ファミリー・サポート・センター事業の広域実施や病児・病後児預かり等の実施を促進するための支援
- ⑧安心・安全な出産に向けた妊婦等支援教室や家庭訪問等による支援(妊娠出産前支援事業)
- ⑨地域子育て支援拠点事業の従事者や放課後児童健全育成事業の指導員の資質向上を図るための支援、人材育成支援
- ⑩賃借物件により新たに地域子育て支援拠点事業や放課後児童健全育成事業等を実施するための賃借料等の支援、病児・病後児保育事業に係る感染症対策等に必要な備品費等の支援



※ 各自治体は、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」を活用することで、上記事業への上乗せや上記以外の独自事業の実施も可能。

《事業の流れ》



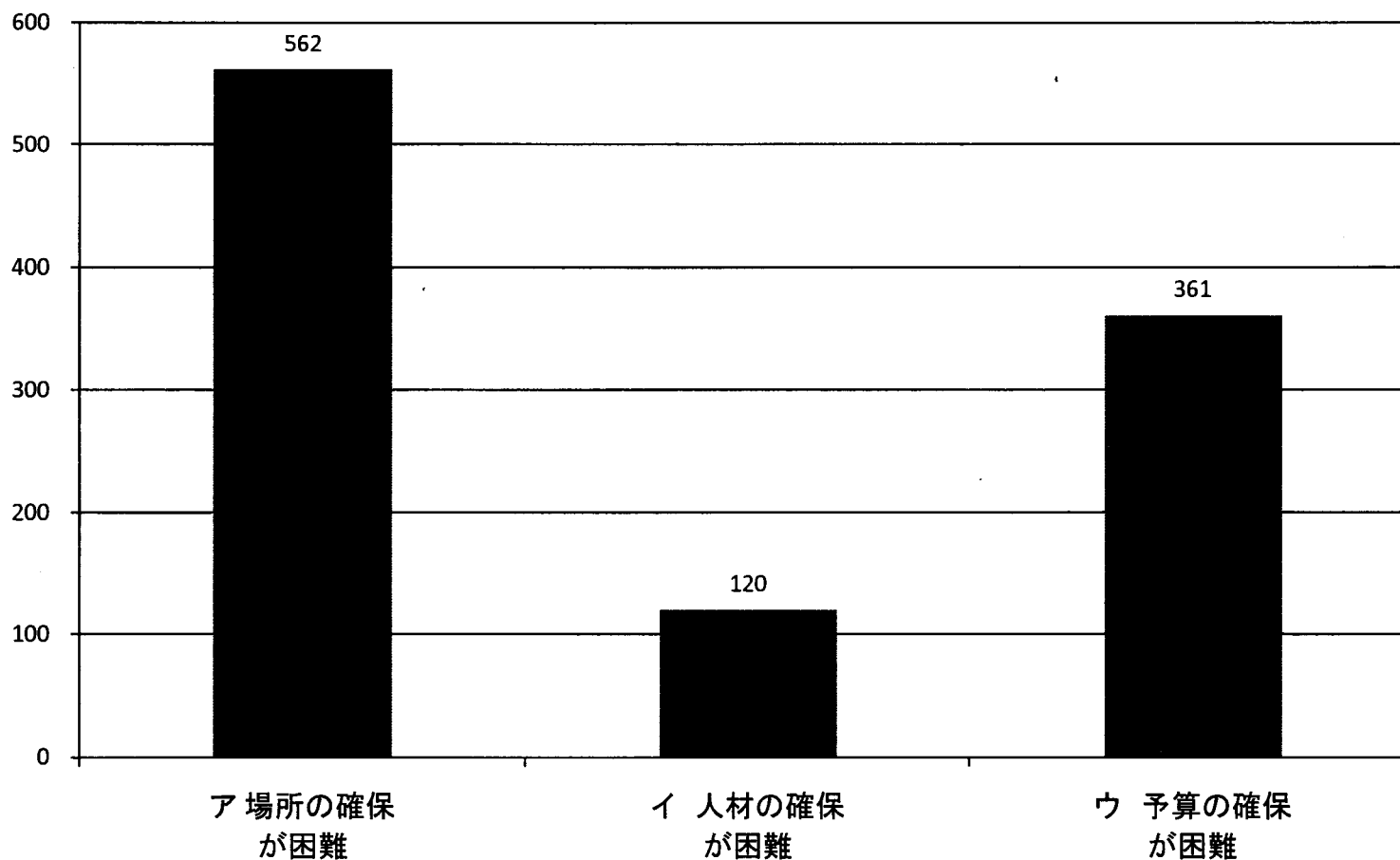
地域の
子育て
力の
強化

《以下の事業は対象としない》

- 個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業
- 既に実施している事業について、単に当該市町村等の負担を軽減するための事業
- 国が別途定める国庫負担金、補助金及び交付金の交付の対象となる事業
- 今までに一般財源化された事業
- 認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、又は補助している事業
- 施設整備を目的とする事業(土地や既存建物の買収、土地の整地、職員宿舍の設置等を含む。)

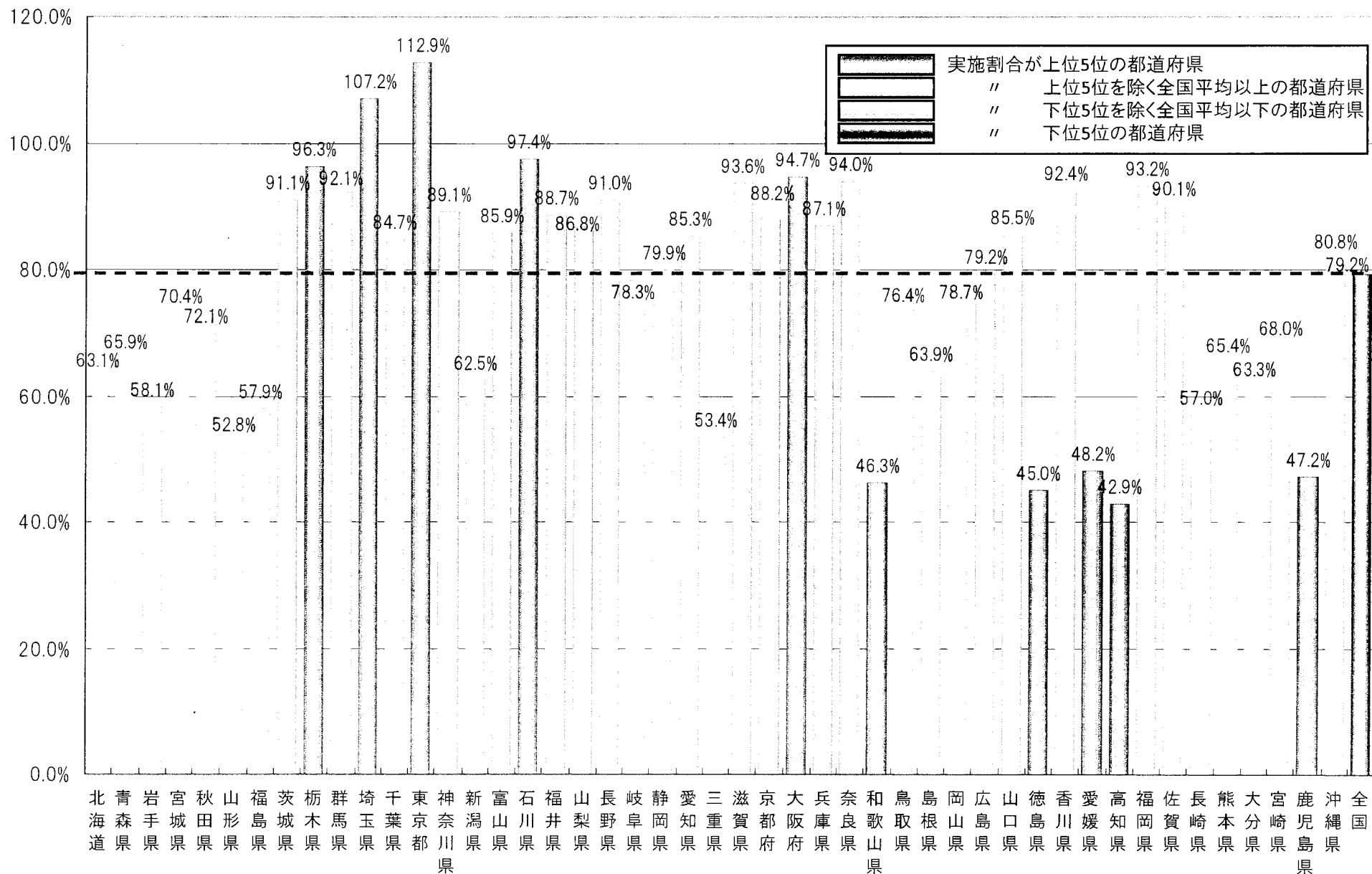
＜平成21年5月1日現在の71人以上クラブについて、その解消を図ることが困難な理由＞

解消が困難な理由(場所・人材・予算)の内訳別クラブ数



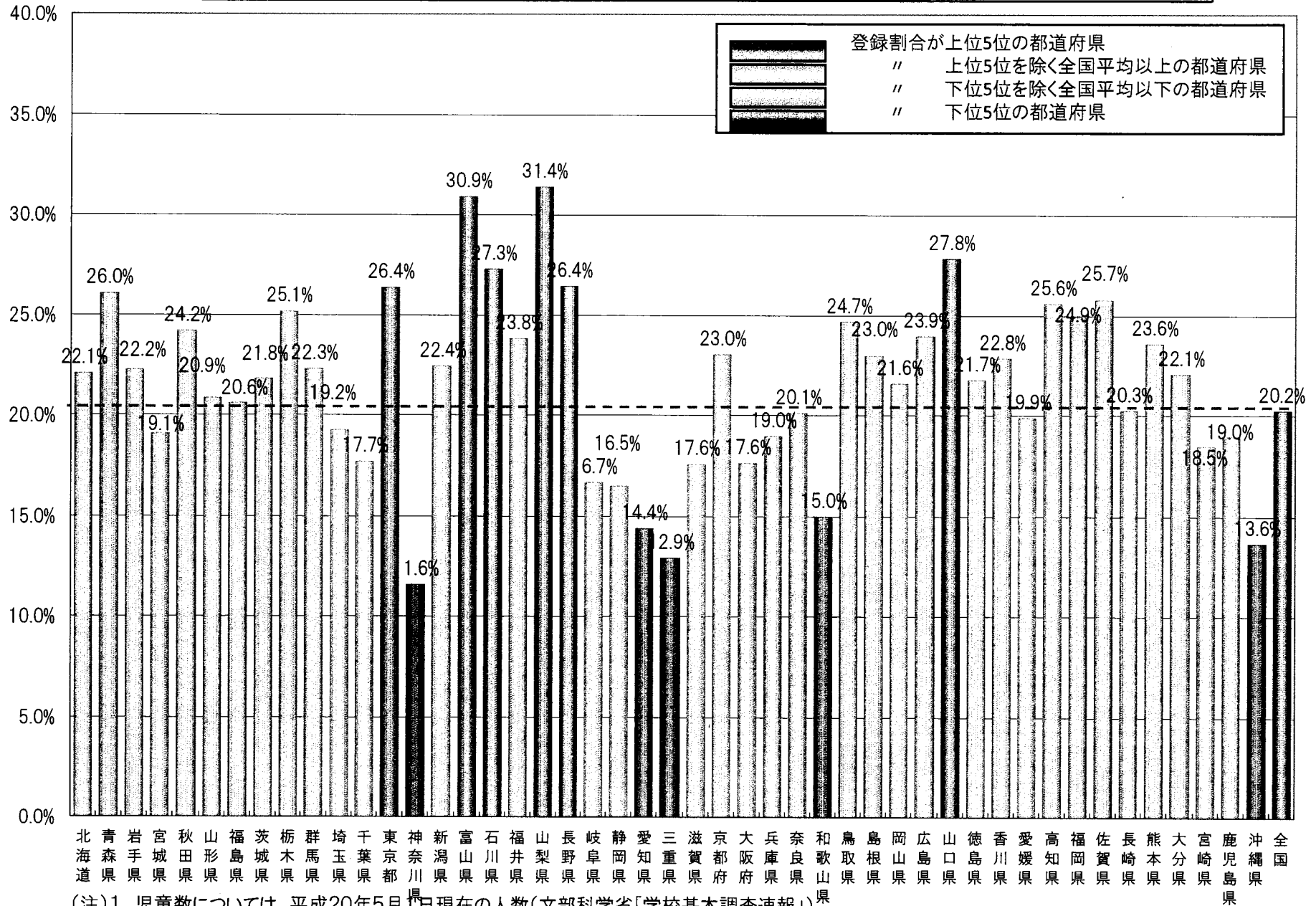
平成21年5月1日現在の71人以上クラブのうち、今年度中の解消が困難と回答したクラブについて、その理由について、場所等の確保が困難との回答があったのが、634(68%)となっており、これらクラブの理由別内訳を示したもの(複数回答)

小学校区における放課後児童クラブ実施率(都道府県別)



(注)1. 小学校数については、平成20年5月1日現在の公立小学校数[分校、ゼロ学級の学校を含む](文部科学省「学校基本調査速報」)。
 2. 放課後児童クラブ実施か所数については、平成20年5月1日現在のか所数(厚生労働省育成環境課調)。
 3. 一つの小学校区で放課後児童クラブを複数か所実施することにより、数値が100%を超える場合がある。

小学校1～3年生の児童数に占める放課後児童クラブ登録児童数の割合（都道府県別）



(注) 1. 児童数については、平成20年5月1日現在の人数(文部科学省「学校基本調査速報」)。
 2. 放課後児童クラブ登録児童数については、平成20年5月1日現在の人数(厚生労働省育成環境課調)。
 3. 割合については、児童数(小学校1～3年生)に対する登録児童数(小学校1～3年生)の割合。

<新待機児童ゼロ作戦>

趣旨

働きながら子育てをしたいと願う国民が、その両立の難しさから、仕事を辞める、あるいは出産を断念するといったことのないよう、

- 働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現
- 「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築

の二つの取組を「車の両輪」として進めていく。



希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して

保育施策を質・量ともに充実・強化するための「新待機児童ゼロ作戦」を展開

目標・具体的施策

- ・ 希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする。特に、今後3年間に集中重点期間とし、取組を進める。



<10年後の目標>

- ・ 保育サービス(3歳未満児)の提供割合 20% → 38% (※)
【利用児童数100万人増(0~5歳)】
- ・ 放課後児童クラブ(小学1年~3年)の提供割合 19% → 60% (※)
【登録児童数145万人増】

⇒ この目標実現のためには一定規模の財政投入が必要

〔 税制改革の動向を踏まえつつ、「新たな次世代育成支援の枠組み」の構築について速やかに検討。 〕

(※)「仕事と生活の調和推進のための行動指針(平成19年12月)」における仕事と生活の調和した社会の実現に向けた各主体の取組を推進するための社会全体の目標について、取組が進んだ場合に10年後(2017年)に達成される水準

集中重点期間の対応

当面、以下の取組を進めるとともに、集中重点期間における取組を推進するため、待機児童の多い地域に対する重点的な支援や認定こども園に対する支援などについて夏頃を目途に検討

- ・ ○ 保育サービスの量的拡充と提供手段の多様化〔児童福祉法の改正〕
- ・ 保育所に加え、家庭的保育(保育ママ)、認定こども園、幼稚園の預かり保育、事業所内保育施設の充実
- ・ ○ 小学校就学後まで施策対象を拡大
- ・ 小学校就学後も引き続き放課後等の生活の場を確保
- ・ ○ 地域における保育サービス等の計画的整備〔次世代育成支援対策推進法の改正〕
- ・ 女性の就業率の高まりに応じて必要となるサービスの中長期的な需要を勘案し、その絶対量を計画的に拡大
- ・ ○ 子どもの健やかな育成等のため、サービスの質を確保

＜社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～（概要）（抜粋）＞

「将来に希望を持って安心して働き、安心して子どもを生き育てられること」、「病気になっても安心して医療を受けられること」、「いくつになっても安心して働き、住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせること」。これらは誰もが求める「安心」です。

国家や社会に対する信頼の源は「安心」にあります。今日、わが国の社会保障の現状に対して国民が抱く不安や不満に鑑みると、直ちにこれらの「安心」につながる国民の目線に立ったきめ細かな方策を検討し、この1～2年の間に着実に実行に移していくことが必要です。

「この国に生まれてよかった」と思える国づくりを進めるため、今求められている次の5つの課題について、緊急に講ずべき対策とこれを実施していく工程について検討を行い、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」をとりまとめました。

- 1 高齢者が活力を持って、安心して暮らせる社会
- 2 健康に心配があれば、誰もが医療を受けられる社会
- 3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会
- 4 派遣やパートなどで働く者が将来に希望を持てる社会
- 5 厚生労働行政に対する信頼の回復

3 未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会

国民の結婚・出産・子育てについての希望と現実の乖離を解消し、未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会を実現するために、保育サービス等の子どもと家族を支える社会的基盤を整備するとともに、子育て中の多様な働き方などを実現するための「仕事と生活の調和」の実現を推進する。

①保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等（※）集中重点期間（平成20～22年度）の目標

- 1 保育サービス：顕在化している待機児童数の解消を目指し、待機児童が多い地域を中心に、認定こども園、保育所、家庭的保育など多様な保育サービスにより、3歳未満児の利用児童数の増員のための緊急整備を行い、その結果保育サービスの提供を受ける3歳未満児の割合を26%（※10年間で20%→38%）に引き上げる。
- 2 放課後児童クラブについても、サービスの提供を受ける児童の割合を32%（※10年間で19%→60%）とすることを旨とし、放課後児童クラブの緊急整備を行う。
※ これらの目標の実現のためには、一定規模の財政投入が必要（そのために必要な負担を次世代に先送りすることのないよう、必要な財源はその時点で手当）

＜ワークライフバランス行動指針(抜粋)＞

5 数値目標(別紙1)

仕事と生活の調和した社会の実現に向けた企業、働く者、国民、国及び地方公共団体の取組を推進するための社会全体の目標として、政策によって一定の影響を及ぼすことができる項目について数値目標を設定する。この数値目標は、社会全体として達成することを目指す目標であり、個々の個人や企業に課されるものではない。10年後の目標値は、取組が進んだ場合に達成される水準(①個人の希望が実現した場合を想定して推計した水準、又は、②施策の推進によって現状値や過去の傾向を押し上げた場合を想定して推計した水準等)を設定することを基本とし、また、その実現に向けての中間的な目標値として5年後の数値目標を設定する。

別紙1
数値目標

	数値目標設定指標	現状	目標値	
			5年後(2012年)	10年後(2017年)
I 就労による経済的自立が可能な社会	① 就業率 (Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)	25~34歳 男性 90.3%	93~94%	93~94%
		25~44歳 女性 64.9%	67~70%	69~72%
		60~64歳 男女計 52.6%	56~57%	60~61%
		65~69歳 男女計 34.6%	37%	38~39%
② 時間当たり労働生産性の伸び率 (Ⅱ、Ⅲにも関わるものである)	1.6% (1996年~2005年度の10年間平均)	2.4%(5割増) (2011年度)	-	
③ フリーターの数	187万人 (平成15年にピークの217万人)	ピーク時の3/4に減少 (162.8万人以下)	ピーク時の2/3に減少 (144.7万人以下)	
II 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会	④ 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合	41.5%	60%	全ての企業で実施
	⑤ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合	10.8%	2割減	半減
	⑥ 年次有給休暇取得率	46.6%	60%	完全取得
	⑦ メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合	23.5%	50%	80%
III 多様な働き方・生き方が選択できる社会	⑧ テレワーカー比率	10.4%	20% (2010年まで)	-
	⑨ 短時間勤務を選択できる事業所の割合 (短時間正社員制度等)	(参考) 8.6%以下	10%	25%
	⑩ 自己啓発を行っている労働者の割合	46.2%(正社員) 23.4%(非正社員)	60%(正社員) 40%(非正社員)	70%(正社員) 50%(非正社員)
	⑪ 第1子出産前後の女性の継続就業率	38.0%	45%	55%
	⑫ 保育等の子育てサービスを提供している割合	保育サービス(3歳未満児) 20.3%	29%	38%
		放課後児童クラブ(小学1年~3年) 19.0%	40%	60%
⑬ 男女の育児休業取得率	女性: 72.3% 男性: 0.50%	女性: 80% 男性: 5%	女性: 80% 男性: 10%	
⑭ 6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間	1日当たり 60分	1時間45分	2時間30分	

＜新待機児童ゼロ作戦に基づくニーズ調査の分析等に関する調査研究事業

＜調査結果＞（抜粋）＞

2. 就学児：放課後保育ニーズ

就学児の放課後保育ニーズは、就学前保育からの利用の継続性を重視し、就学直前の学年（本調査ではH14年生まれを対象としている）のサービス利用意向を用いて算出している。また、サービスの対象年齢は、自治体によっても異なると考えられるが、国全体の集計としては、小学校1年～3年生（7～9歳）を対象として算出している。

＜就学児：7～9歳＞

就学児（7～9歳）の放課後児童クラブのサービス量は、「7～9歳」の児童数に潜在家庭類型構成比を掛け、さらに該当する家庭類型の利用意向（率）を掛けることで算出される。家庭類型（A,B,C,E）の構成比に利用意向率を掛け合わせたものの合計は、53.0%となる。これは、「7～9歳」の児童数全体に対するサービス量の比率を表している。従って、必要とされるサービス量全体（家庭類型ごとのサービス量の合計）は、家庭類型ごとのサービス量を積み上げる他、平成29年の児童数に53.0%を掛けることでも求められる。

	潜在家庭類型 構成比 7～9歳	放課後児童クラブ 利用意向 ^{※2}
タイプA ひとり親家庭	9.0%	76.3%
タイプB フルタイム×フルタイム	40.0%	73.3%
タイプC フルタイム×パートタイム	25.4%	65.0%
タイプE パート×パート	0.4%	59.7%
全体	100%*	53.0%

*家庭類型の全体「100%」には、他の家庭類型も含まれる。

※2「放課後児童」の利用意向：就学直前のH14年生の利用意向を用いている。

＜参考＞就学児の利用意向を用いた場合

	潜在家庭類型 構成比 7～9歳	放課後児童クラブ 利用意向	放課後児童 +子ども教室 利用意向
タイプA ひとり親家庭	9.0%	58.2%	70.7%
タイプB フルタイム×フルタイム	40.0%	58.5%	71.8%
タイプC フルタイム×パートタイム	25.4%	43.2%	60.8%
タイプE パート×パート	0.4%	52.2%	66.3%
全体	100%*	39.9%	50.9%

<介護保険法>

(市町村介護保険事業計画)

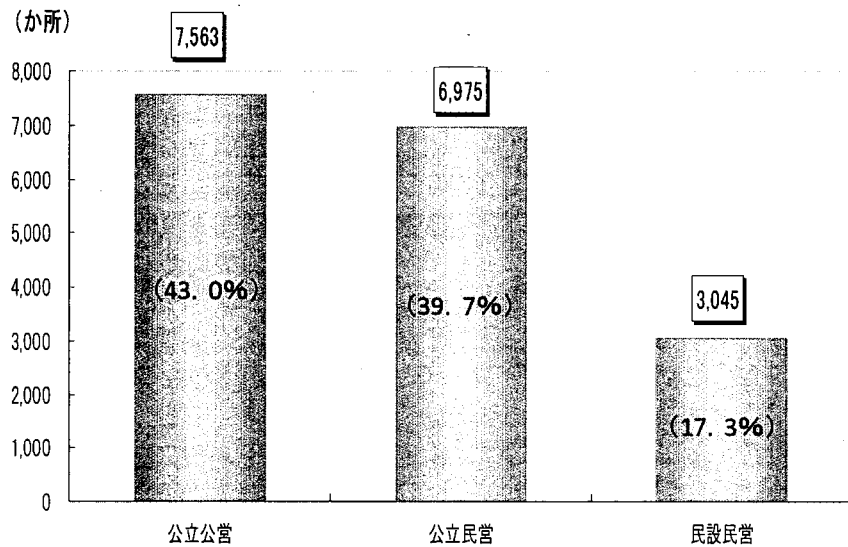
第百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員総数その他の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み並びにその見込量の確保のための方策
 - 二 各年度における地域支援事業に要する費用の額並びに地域支援事業の量の見込み及びその見込量の確保のための方策
 - 三 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（介護給付に係るものに限る。）の円滑な提供を図るための事業に関する事項
 - 四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス（予防給付に係るものに限る。）の円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施を図るための事業に関する事項
 - 五 その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村が必要と認める事項
- 3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 5 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第七十条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

設置・運営主体別クラブ数の状況

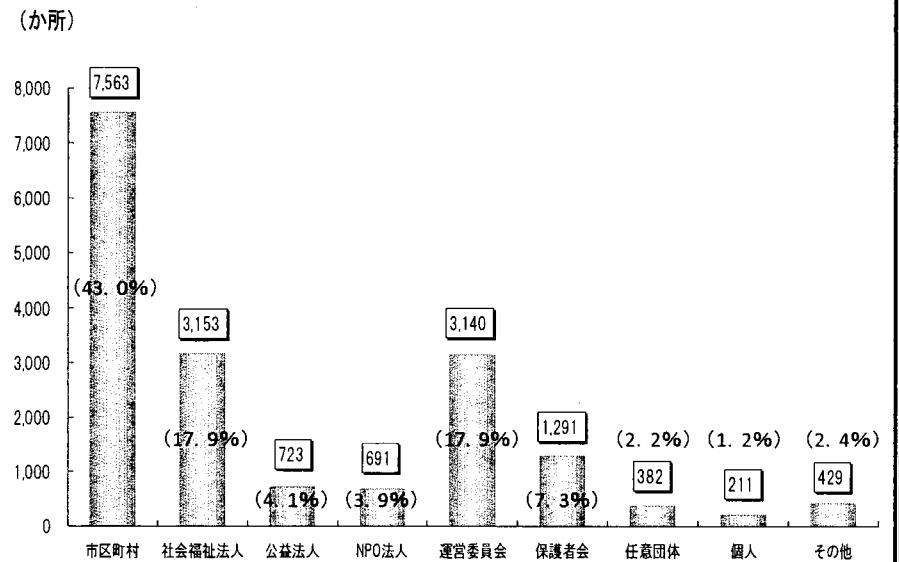
公立による実施が8割を超えている。



注：()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

運営主体別クラブ数の状況

運営主体については、市区町村が約4割、社会福祉法人、運営委員会がそれぞれ約2割となっている。



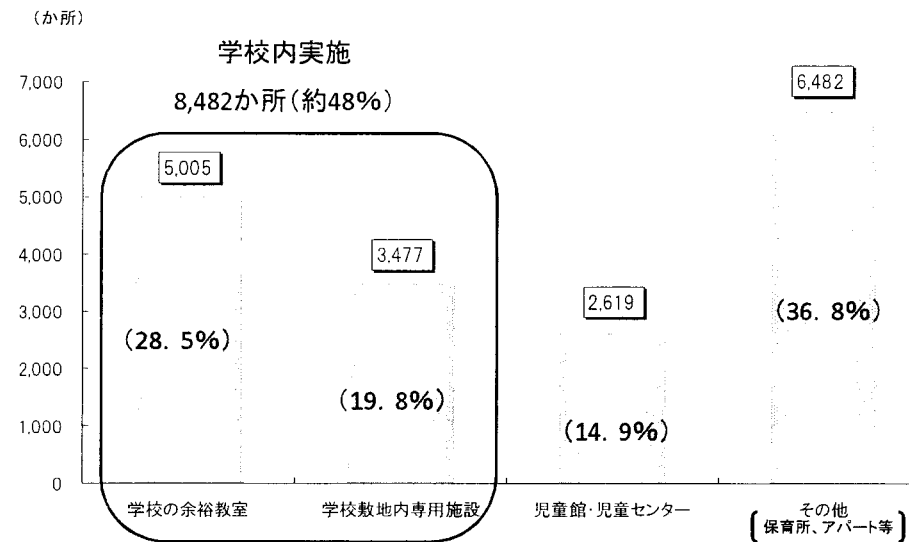
注1：()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

注2：運営委員会とは、保護者や地域住民等により構成される組織が運営を行うもの。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

実施場所の状況

実施場所については、約半数が学校内で実施されている。

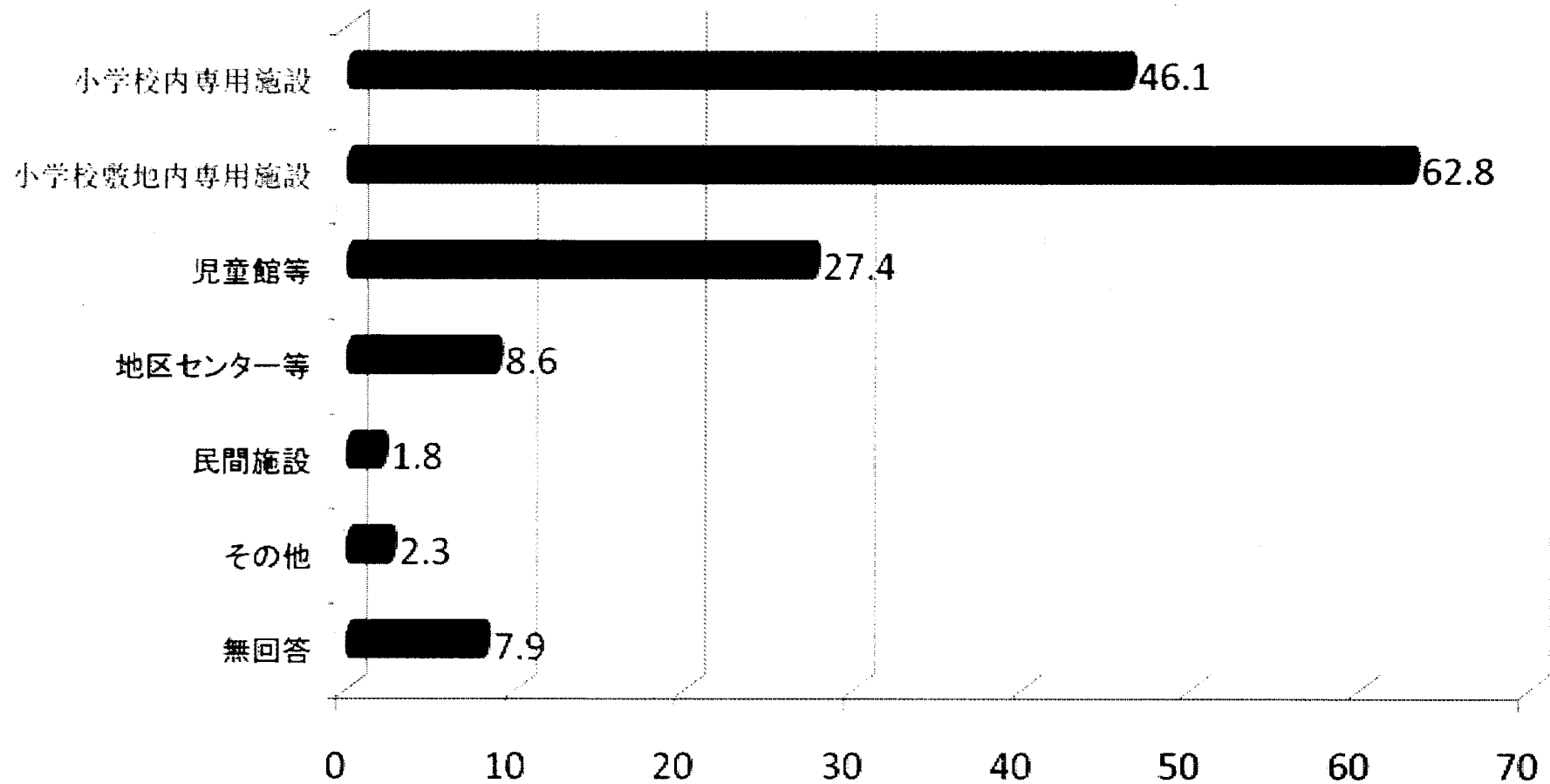


注:()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

＜放課後子どもプラン実施状況調査(平成20年3月)(保護者アンケート)＞

児童クラブの実施場所に適切と思う場所



<放課後児童クラブガイドライン>

趣旨・目的

- 子育てと仕事の両立支援に対するニーズの増大を背景に、放課後児童クラブ数が年々増加していることから、クラブを生活の場としている子どもの健全育成を図ることを目的として、補助金の交付・不交付を問わず、クラブとして望ましい運営内容を目指すためのガイドラインを国において初めて策定。
- 本ガイドラインを参考に、各クラブにおいて定期的に自己点検を行うなどにより資質の向上を図る。

ガイドラインの概要

「放課後児童クラブガイドラインについて」(平成19年10月19日 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

1. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童。
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

2. 規模

- ・ 集団の規模については、おおむね40人程度までとすることが望ましい。
- ・ 1放課後児童クラブの規模については、最大70人までとすること。

3. 開所日・開所時間

- ・ 子どもの放課後の時間帯、地域の実情や保護者の就労状況を考慮。
- ・ 土曜日、長期休業期間等は、保護者の就労実態等を踏まえて8時間以上開所。
- ・ 新1年生については、保育所との連続を考慮し4月1日より受け入れること。

4. 施設・設備

- ・ 専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。
- ・ 子どもが生活するスペースについては児童1人当たり1.65㎡以上が望ましい。なお、体調が悪い時等に休息できる静養スペースを確保すること。
- ・ 施設・設備は衛生及び安全が確保されているとともに、事業に必要な設備・備品を備えること。

5. 職員体制

- ・ 放課後児童指導員を配置すること。
- ・ 放課後児童指導員は、児童福祉施設最低基準第38条に規定する児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。

6. 放課後児童指導員の役割

- ・ 子どもの人権の尊重、個人差への配慮、体罰等の禁止、プライバシー保護等に留意のうえ、次の活動を行うこと。
 - ① 子どもの健康管理、出席確認等の安全確保、情緒の安定を図る。
 - ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う。
 - ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。
 - ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。
 - ⑤ 活動内容について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。
 - ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応。
 - ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

○その他

7. 保護者への支援・連携
 - ・ 保護者自身が互いに協力して子育ての責任を果たせるよう支援。
8. 学校との連携
 - ・ 学校、放課後子ども教室との連携を図る。
9. 関係機関・地域との連携
10. 安全対策
11. 特に配慮を必要とする児童への対応
12. 事業内容等の向上について
 - ・ クラブは、事業内容について定期的に自己点検、自ら事業内容向上に努める。
13. 利用者への情報提供等
14. 要望・苦情への対応

<放課後児童クラブに係る補助要件>

1. 実施主体

市町村(特別区を含む。)、社会福祉法人その他の者

2. 対象児童

- ・ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校1～3年の就学児童
- ・ その他健全育成上指導を要する児童(特別支援学校の小学部及び小学校4年生以上)

3. 職員体制

放課後児童指導員を配置すること。

4. 開所日・開所時間

- ・ 年間250日以上開所すること。(ただし、平成21年度までは、特例として200日以上でも国庫補助対象)
- ・ 開所時間については、1日平均3時間以上とすること。ただし、長期休暇期間などについては、原則として1日8時間以上開所。

5. 施設・設備

- ・ 活動に要する遊具、図書及び児童の所持品を収納するためのロッカーの他、生活の場として必要なカーペット、畳等を備えること。
- ・ 同じ建物内で、すべての子どもを対象とした活動拠点(居場所)の提供を併せて行う場合には、放課後児童のために間仕切り等で区切られた専用スペース又は専用部屋を設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。

6. 事業の内容

- (1)放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保
- (2)出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全確保
- (3)放課後児童の活動状況の把握
- (4)遊びの活動への意欲と態度の形成
- (5)遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと
- (6)連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施
- (7)家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- (8)その他放課後児童の健全育成上必要な活動

＜学童保育の安全に関する調査研究(2009年3月5日独立行政法人国民生活センター)＞

2009年3月5日
独立行政法人国民生活センター

学童保育の安全に関する調査研究＜概要＞

— 求められる放課後の安全な生活空間、格差の解消、保険への加入 —

学童保育は共働き家庭等の小学生の放課後の生活の場であり、学童保育を利用する子どもの数は毎年増加し79万人¹となっている。一方で、待機児童は毎年1万人を超えており、働きながら子育てをしたいと願う国民の両立支援のために必要度が高まっている。2008年2月に「新卒被用者ゼロ作戦」(厚生労働省)を決定し、10年後の目標として「放課後児童クラブの提供割合を19%から60%へ」、「この目標実現のためには一定規模の財政投入が必要」としている。

国民生活センターが2007年度に実施した学童保育の実態に関する調査結果²からみると、定員超えの施設は3割を超え、子どもは狭い生活室に詰め込まれ、生活環境は過密状態にある。学童保育中のケガや事故の連絡を受けた件数は、全国の自治体に年間で1万件近く³によるが、契約書や誓約書には事故時の事業者の免責の記載があり、また、傷害保険や賠償責任保険に未加入の施設があるなど、事故時や事故後の対応にも問題がみられる。

このような中で、全国の消費生活センターには、学童保育中でのこにゃく入りゼリーによる窒息死亡事例や骨折事例など、学童保育の安全性確保の観点から見逃すことができない重大な事故の消費生活相談も寄せられている(全国消費生活情報ネットワーク・システム、PIO-NET)。

そこで、今回は特に学童保育の安全面に焦点をあて、保育中のケガや事故(以下、ケガ・事故)への適切な対応とその未然防止に資することを目的に、全国の自治体(市区町村)に対し、利用者の視点から学童保育の安全性確保の取り組みや具体的な対策等について調査を実施した。また、学童保育の運営主体・施設に対し、ケガ・事故の記録や対応、未然防止策について調査を実施した。

これらを踏まえ、児童福祉、社会福祉、学童保育の各専門家と法律家による「学童保育の安全に関する研究会」(座長 松村洋子 放送大学教授)を設置し、学童保育サービスの安全対策の課題やあり方などについて検討を重ねた。待機児童の多さ、施設の過密化を解消するために、量的な充実を前提としううえで、子どもの安全確保のために施設と行政へむけて、5つの提言をまとめた。

- 1 ケガ・事故情報を収集し、事故予防へむけて検討、共有化を図る
- 2 子どもの安全を守る生活空間(施設・設備)を確保し、人数の適正化を図る
- 3 指導員の配置、雇用条件、研修制度、専門職化にむけての改善等が必要である
- 4 条例・規則等において安全面での規定を設け、格差の解消にむけて財政支援を拡充する
- 5 災害共済給付制度⁴を学童保育にも適用する

報告書は8章からなるが、以下、主に市区町村調査と施設調査の結果および提言の概要を報告する。

¹ 2008年5月厚生労働省調べ

² 国民生活センター「学童保育の実態と課題に関する調査研究」(2008年2月)

³ 幼稚園・保育所・学校の管理下において児童・児童・生徒がケガ、死亡などの災害については、(財)日本スポーツ振興センターによる災害共済給付制度が適用され、公立、私立を問わず加入できる。

I 調査概要

1. 調査の目的

学童保育サービス(放課後児童健全育成事業⁴)の安全性確保に焦点をあて、ケガや事故時の適切な対応と未然防止に資することを目的に、自治体(市区町村)と学童保育施設を対象に、利用者の視点から学童保育の安全性確保への取り組みや具体的な対策などについて調査を行った。

2. 調査対象・調査事項等

[1] 市区町村の担当部署対象調査(以下、市区町村調査)

(1) 調査対象・調査対象数

調査対象：全国1,811市区町村の学童保育の担当部署

回答数：1,133件(回収率 62.6%)

市区町村別の対象数は以下のとおり

	対象数	回答数	回収率
計	1,811	1,133	(62.6%)
東京都区部	23	20	(87.0%)
政令指定市(以下、政令市)	17	14	(82.4%)
その他の市	766	507	(66.2%)
町村	1,005	592	(58.9%)

(2) 調査地域：全国

(3) 調査時期：2008年8月～9月

(4) 調査方法：郵送調査

(5) 調査事項

- ① 学童保育の実施状況、運営状況、中途退所児童数
- ② 衛生管理、防犯、防災、ケガ・事故の運営基準、取り組み
- ③ ケガ・事故時の対応(情報収集、分析、再発防止への取り組み)
- ④ ケガ・事故の記録、報告
- ⑤ ヒヤリ・ハットの記録、報告
- ⑥ 傷害保険・施設賠償責任保険の加入状況、自治体で転嫁している保険の有無
- ⑦ ケガ・事故の防止や対応の問題点
- ⑧ 学童保育の安全性確保のための取り組み

⁴ 調査対象とした学童保育は、児童福祉法第6条の2に定める「小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に適切な遊(および生活の場を与えてその健全な育成を図る)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)である。児童数が9人以下で国の補助金を受けていないものも調査対象を含む。

(6) その他

調査結果は、全体集計および市区町村の種類別（東京都区部、政令市、その他の市、町、村）の4区分の集計⁵とした。市区町村の担当部署と運営主体との対応などについては、運営主体別（公立公営、公立民営、民立民営）の3区分の分析を加えた。

[2] 学童保育運営主体・施設対象調査（以下、施設調査）

(1) 調査対象数・調査方法・調査地域

学童保育の運営主体に対して面接調査を行い、運営主体率下の個別施設に対して個別の「ケガ・事故」「ヒヤリ・ハット」記録に関してアンケートを実施した。

① 面接調査

調査地域・対象数：全国・6運営主体

運営主体（率下の施設数）の内訳は以下のとおり

地方自治体	1	(25施設)
N.P.O法人	4	(65施設)
地域学童保育連合会	1	(17施設)
		計 6(107)

② 郵送調査：対象数107施設

アンケート回収数：99施設（92.5%）

施設の種類の回答数は以下のとおり

公立公営	23
公立民営	59
民立民営	17
	計 99

(2) 調査時期：2008年8月～10月

(3) 調査事項

- ① 利用児童数、中途退所児童数
- ② 指導員の体制、待遇、中途退職状況
- ③ ケガ・事故の記録の有無、記録の種類、項目
- ④ ケガ・事故発生状況の内容と特徴、原因究明・事後対策の状況
- ⑤ ヒヤリ・ハットの記録状況、具体的事例
- ⑥ 保険の加入状況、事故・ケガ時の保険の請求
- ⑦ ケガ・事故の防止や対応の問題点
- ⑧ 学童保育の安全性確保のための取り組み

⁵ 回答があった1,133市区町村のうち、学童保育を実施は1,032であるが、同一自治体内で2種類以上の運営主体の学童保育を実施している場合があり、運営主体別集計の延べ自治体数は1,366となる。設問の内容により「はい」と「いいえ」の運営主体が混在している場合は複数回答となり、全体の合計が100%を超える。
⁶ 学童保育では指導員が子ども達の遊びや生活面での健全育成を図っている。現在のところ公的に資格がある訳ではないが、保育士、教師などを要件としているところがある。配置基準も未整備であり、勤務形態により、週に30時間以上の毎日勤務の常勤指導員と、時間単位勤務の非常勤・アルバイト指導員がいる。

II 調査結果のポイントと提言

1 ケガ・事故情報を収集し、事故予防へむけて検討、共有化を図る

学童保育において、こんにゃく入りゼリーにより死亡するという事故が起きている。市区町村調査から、①ケガ・事故の収集状況、報告状況 ②ケガ・事故情報の集計・分析、活用状況 ③ヒヤリ・ハット事例の収集状況、施設調査からケガ・事故の配備状況を検討した。

<市区町村調査>

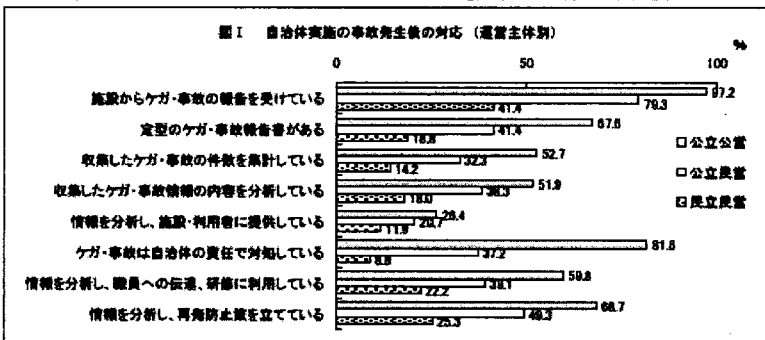
(1) ケガ・事故報告の延べ件数(2007年度)は12,832件、うち入院が179件

- ① 「施設からケガ・事故の報告を受けている」自治体は88.4%であるが、「受けていない」（受付体制がない）が18.6%。受けていない施設があるのは、政令市42.9%、区部26.3%、その他市22.3%、町村13.8%。
- ② 「通院が必要なケガ・事故」が報告対象の自治体は79.7%。運営主体別にみると、公立公営91.3%であるが、公立民営67.9%、民立民営30.3%。
- ③ 2007年度に、ケガ・事故の報告があった延べ件数は12,832件である。運営主体別にみると、公立公営8,158件であるが、公立民営4,320件、民立民営354件。
- ④ 入院が179件（1.4%）、このうち死亡は1件（0.01%）である。運営主体別では、公立公営126件であり、公立民営42件、民立民営11（死亡1※）件。
 ※ 河川で活動中、水難事故、入院後に死亡した。（1年生、男児）

(2) 「件数を集計している」は半数未満

(図1)

- ① 「施設から報告を受けている」を運営主体別にみると、公立公営97.2%であるが、公立民営は79.3%、民立民営は41.4%にとどまり、公立と民立では市区町村の受付体制に差がみられる。
- ② 「定型のケガ・事故報告書がある」は53.8%、運営主体別にみると、公立公営は67.6%、公立民営は41.4%、民立民営は18.8%。
- ③ 「ケガ・事故の件数を集計している」は42.5%にとどまり、「情報を分析し、施設・利用者へ提供」は23.6%にとどまる。情報集計・分析・提供に運営主体別で差がみられる。



③ ヒヤリ・ハット事例を記録は低率、報告には公・民で格差 (表1)

- ① 施設から自治体に報告されたヒヤリ・ハット事例件数 241 件 (2007 年度)。
- ② ヒヤリ・ハット事例を「自治体へ報告している」のは 25.1%であるが、その内訳は公立公営 29.0%、公立民営 17.3%、民立民営 6.1%であり、公・民で格差がみられる。

表1 ヒヤリ・ハット事例の記録・報告

	全体	公立公営	公立民営	民立民営
ヒヤリ・ハット事例を記録	26.1%	26.7%	20.3%	17.6%
自治体へ報告している	25.1%	29.0%	17.3%	6.1%
自治体への報告件数	241 (件)	162	76	3

<施設調査>

- ① 「ケガ・事故(通院が必要)を記録」は 82.8%(公立公営 91.3%、公立民営 79.7%、民立民営 82.4%)。
- ② 「自治体へ報告」は 67.7%にとどまる (公立公営 95.7%、公立民営 61.0%、民立民営 82.9%)。

結果のポイント

学童保育行政は市区町村間の差が大きく、情報収集や安全対策が不十分なところも少なくない。施設の 8 割以上がケガ・事故を記録している。市区町村への報告は公営が 95.7%にのぼるが、民営は 60%前後にとどまり、市区町村の民営の情報収集率が低く、実態を把握できていない。

小規模施設が多い民立民営などではケガ・事故の記録をしていても、各施設が事故情報を収集することは難しく、情報収集には市区町村の関与が必要である。

ケガ・事故の情報収集している市区町村は半数未満にとどまり、実態を把握していないことが明らかとなっている。また、報告を受けても検討、分析した情報を施設・利用者へ提供し、共有化を図る取り組みをしている市区町村は 20%台にとどまる。情報を分析し、指導員の研修に利用したり、再発防止策を立てるまでに至っていない市区町村が多い。

情報の収集、分析、事故予防へつなげて検討、情報の公開・共有化が極めて重要であるといえる。

【提言】

1. ケガ・事故を予防し、再発を防止するために、市区町村は運営形態の如何を問わず、ヒヤリ・ハット事例を含め事故情報を収集することが重要である。
2. 市区町村は、報告を受けたケガ・事故を集計し、その内容を分析して予防・再発防止策を検討したうえで、施設・利用者へ公開し、情報の共有化を図る取り組みを進めることが望まれる。
3. その上で、子どもたちの安全の保障にむけて、科学的な分析が可能で、多くの自治体・施設が利用できる統一された事故報告フォーマットの検討を行う。

ケガ・事故防止のための施設・環境の具体的な要望を出すために、毎年、事例を収集・分析するシステムを作り、そのための責任を持つ対応部署の検討が重要である。

4. 現在、国民生活審議会の消費者安全に関する検討委員会において、消費者事故情報を収集・分析・発信するためのシステム構築が議論されており、事故情報データベースの構築、分析ネットワークの形成などについて検討されている。収集したデータを単に管理するだけでなく、可能な限り事故情報を開示し、再発防止につなげるシステムを作っていく必要がある。

2 子どもの安全を守る生活空間(施設・設備)を確保し、人数の適正化を図る

2007 年度調査では、大規模化で指導員が一人ひとりの子どもを把握するのが困難になっている。子ども同士がお互いの名前を知らない状況となっていることが安全面で問題との意見があった。

市区町村調査から、ケガ・事故事例 4,632 件について、発生した時間、症状、状況、場所を、施設調査から、ケガ・事故防止や対応として考慮すべきこと、設備の状況などを検討した。

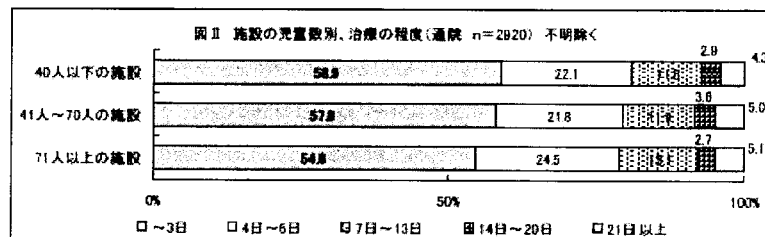
<市区町村調査>

(1) 1 年生男児のケガ・事故が多く、15 時～17 時のケガ・事故が 6 割

- ① 性別(学年)は男児が多く 51.2% (うち、1 年生 30.7%、2 年生 30.7%)、女児は 29.7%である。
- ② ケガ・事故が発生した時間は「16 時」が 29.3%で最多、以下、「15 時」が 16.6%、「17 時」が 13.6%であり、各学年が施設に揃う時間帯の 15 時～17 時のケガ・事故が 59.5%を占める。

(2) 41 人以上の施設で、ケガ・事故は通院日数・入院日数が長期化の傾向

- ① 治療の程度は、「通院」が 77.4% (うち 3 日以内が 56.9%、3 週間以上 4.6%)、「入院」が 2.0% (うち、3 日以内 62.8%、7 日以上 25.6%)、「施設で治療」が 4.5%、不明は 17.9%である。
- ② 入院の症状は、「骨折・脱臼」が 59.3%と最多であり、「打撲・捻挫」は 27.5%である。通院は「打撲・捻挫」42.5%が多く、「骨折・脱臼」は 16.6%である。
- ③ 治療の程度は 40 人以下の施設では、通院の場合は「通院 3 日以内」が 58.9%と軽症の比率が高い(不明除く)。しかし、死亡事故(1 件)が起きている。 (図 2)
「通院 7 日以上」は 41 人～70 人の施設は 20.5%、71 人以上の施設は 20.9%であり、40 人以下(19.0%)に比べて、通院、入院日数ともに日数が長い比率が高くなっている。



(3) 発生場所は「施設屋内」が 1,976 件で最多

- ① 発生場所別は「施設屋内」が 42.7% (1,976 件)と最多であり、ほぼ同数の「施設屋外」42.3% (1,958 件)が続く、その他は、「屋外活動」5.1% (234 件)、「登所・掃老」3.7% (170 件)。
- ② 屋内でのケガ・事故は「歩く」、「立ち上がる」などの動きにより「ぶつかる」「接触」、子ども同士で遊ぶ、ふざけるなどの「その他の遊び・行動」が 39.8%で最も多く、以下「球技」が 15.6%、「トランプ・けんか」は 8.4%であり屋外より 6.4 ポイント高い。
- ③ 「文具・工具・刃物」によるケガ・事故が 74 件あるが、狭く過密な施設内で、隣りに座っている子どもの鉛筆が刺さる、ケンカで鉛筆を刺したなどの鉛筆関連が 40 件と半数を極める。
- ④ トイレのドア、玄関や部屋のドアの開け閉めの際や、老朽化などに起因したケガ・事故もある。

(4) 耐震診断の実施状況は34.7%にとどまり、運営主体によって差がある

「施設の建物の耐震診断を行っている」は34.7%であるが、公立公営は37.8%、公立民営は29.4%、私立民営は15.3%にとどまっている。

<施設調査>

- ① 「ケガ・事故の防止や対応の問題と感ずること」の上位は、「施設の狭さ」59.6%、「児童の過密・大規模化」48.5%、「指導員の人数不足」45.5%、「子どもに目が届かない」40.4%、「老朽化」35.4%、「設備の不具合」34.3%、「建物の構造・強度が不安定」28.3%である(複数回答)。
- ② 設備の状況では、「生活室」は99.0%あるが、以下、「調理スペース」77.8%、「専用トイレ」75.8%、「屋外の遊び場」61.6%にとどまり、「静養スペース」は8.1%である(複数回答)。
- ③ 「学童保育の安全確保のために必要だと考えていること」では、「適正な規模で整備」が77.8%あり、適正な規模としては1施設「40人以下」が81.0%、「70人以下」は6.3%(無回答12.7%)。

結果のポイント

学童保育施設は行動が活発かつ事故回避能力の未成熟な小学校低学年の子どもを中心とした生活の場であるが、ガイドライン⁷で望ましいとされる40人以下の施設は45.2%にとどまっている。

ケガ・事故は男児、特に1年生が多く、施設内で起こる事故をみると、「衝突・接触」によるものが多い。ケガ・事故による通院・入院日数が、41人以上の施設で長くなる傾向がある。また、子どもの人数の多くなる16時前後の時間帯にケガ・事故の発生が集中している。

施設現場では、このような学童保育施設の生活環境や設備の問題が子ども達のケガや事故にも影響しており、防止や対応の問題として考慮すべきと考えている。

大規模施設での治療日数が長期化する傾向は、安全を揺るがす問題として放置できない。

【提言】

1. 子どもが集団で生活する場であるので、空間・広さを確保し、安全・衛生面に配慮する。
さらに、耐震構造化、防火対策、防犯対策などの検討を行い、子どもの生活の場にふさわしい施設・設備となるよう整備し、子どもたちの安全を守る生活空間を確保することが必要である。
2. 学童保育には、年齢にふさわしい外遊びを豊かにするために屋外の空間も必要になる。
一方、トイレでのケガも多く、古い、臭い、数が不足などの問題があり増設と整備が必要である。
3. 異年齢の子どもが様々な活動をする学童保育においては、子ども同士が顔や名前等を覚えて交流しあえることが大切であり、1クラスあたりの子ども数の適正化が必要である。
子ども数の適正化は、防災防犯および感染症対策等の安全対策を機能させる際にも有効な要件となる。同一施設に複数のクラスを置く場合にもその点を十分に配慮した条件整備が必要となる。
4. 40人を超えると、指導員は一斉指導にならざるを得なくなる機会が多くなる。施設調査では40人以下の規模が望ましいとしており、生活する単位としての人数を40人までとする必要がある。
5. 特機児童対策として必要とする子どもが利用できるだけの施設数の増設は急務であるが、安易な大規模化は安全を揺るがす大きな問題が生じる危険性がある。子ども数の適正化は、指導員の人数や数練度および子どもの年齢・心身の状況等複数の要素を加味して決定する必要がある。

⁷ 「放課後児童クラブガイドライン」(2007年10月 厚生労働省)

3 指導員の配置、雇用条件、研修制度、専門職化にむけての改善が必要である

子どもの安全対策・危機管理は、現場で対応する指導員の対応によるところが大きいが、2007年度調査では指導員の給与水準の低さ、労働条件、配置や資格基準の未整備が問題としてみられた。

施設調査から、指導員の配置状況、勤務状況、中途退職者について、市区町村調査から指導員の安全面に関する研修への取り組みについて検討した。

<施設調査>

(1) 指導員の配置は、非常勤の指導員が多い

指導員の配置(平日1施設あたり)は4.9人、うち常勤が2.3人、非常勤が2.8人である。

(2) 1年間の中途退職指導員は13.2%、非常勤の中途退職者が多い

1年間の中途退職者のうち、常勤指導員は8.5%であるのに対し、非常勤指導員は17.6%であり、3年目には50%台まで減る。

年間の中途退職者(2007年度)は公立公営では常勤指導員0.0%、非常勤指導員4.2%である。

私立民営は中途退職者が多く、常勤指導員は17.9%、非常勤指導員では71.0%である。

(3) ヒアリング調査では、「日替わり勤務では子どもの名前が覚えられない」の実態も

「新人指導員が子どものストレスのはげ口になっている」、「目が届かない」、「低賃金で指導員のなり手がいない」、「非常勤指導員の研修の機会が無い」などがあげられた。

<市区町村調査> 衛生管理などの安全面に関する指導員の研修・訓練は市区町村間に格差

表Ⅱ 安全面に関する指導員の研修・訓練 (%)

	東京都区部 n=19	政令市 n=14	その他市 n=506	町村 n=493
衛生管理	63.2	64.3	35.4	23.5
防犯対策	94.7	78.6	47.0	36.1
災害対策	89.5	78.6	39.5	32.7

結果のポイント

学童保育の指導員の過小配置や専門資格や研修の欠如が、子どもたちの安全に大きな影響を与えている。非常勤指導員が多い現状では、多様化する子どもと保護者ニーズへの対応の負担が増え、中途退職者の多さは子どもへの対応の面でも不安定さを増大させている。

【提言】

1. 学童保育では、一人ひとりの子どもに対する情緒面等での対応が必要とされる場面が少なくない。安全面への配慮や事業の円滑な運営のためには、安全・安心に責任を持つ職員として、専任で常勤の指導員が常時複数配置されることが必要である。
2. 学童保育指導員の配置、雇用条件、研修制度を改善し、専門資格を作る。学童保育指導員の専門資格はないが、専門資格を作ることは指導員の置かれている現在の悪条件を改善する突破口となり、子どもたちにより充実した学童保育を提供するのに資することになる。
3. 指導員の研修・訓練の実施状況に差がみられるが、市区町村を越えた研修・訓練の仕組みを構築し格差の解消を図る必要がある。

4 条例・規則等において安全面の規定を設け、格差の解消にむけ財政支援を拡充する

学童保育は、その設立経緯や沿革の違い、市区町村により運営基準の規定や適用などが異なる。市区町村調査から、(1) 安全面に関し、衛生管理、防犯、防災、ケガ・事故の各項目について、条例・規則等で何らかの定めがあるか、また、実施している対策、(2) 中途退所児童数とその理由、市区町村調査と施設調査から、(3) ケガ・事故の防止や対応の問題として考慮すべきこと、(4) 安全確保のために必要と考えていること、について検討した。

<市区町村調査>

(1) 安全面に関する条例・規則等が未整備のままの運営

- ① 学童保育の安全面について、衛生管理、防犯、防災については「規定がない」がいずれも70%前後を占め、「内規」があるが各20%前後にとどまる。
- ② ケガ・事故について、「規定がない」が59.0%、「内規」があるは26.2%、「条例」は0.4%。
- ③ 「最大定員を決めている194.6%(うち、40人以下55.4%、71人以上20.8%)」、「しほい」53.1%。

(1)-2 ケガ・事故や衛生管理対策など安全面の対応に運営主体の公・民で格差

表Ⅲ ケガ・事故や衛生管理対策など安全面の対応 (%)

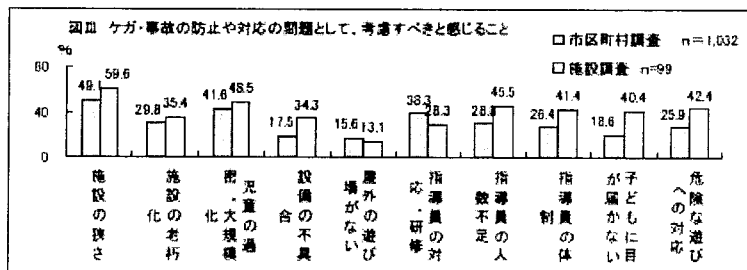
	公立公営 (n=632)	公立民営 (n=473)	私立民営 (n=261)
事故時の対応として、施設と連絡体制をとっている	97.9	95.8	32.5
ケガの応急処置を行えるよう指導員の研修を行っている	59.7	50.7	35.6
施設内の危険箇所の点検・修理を行っている	92.9	81.6	46.0
感染症や食中毒に関し、施設との連絡体制を整えている	88.9	94.6	69.2

(2) 中途退所する児童が38,915人にのぼる

- ① 中途退所者数の回答があった自治体 (n=784) では利用児童の13.7%が中途退所している。
- ② 市区町村把握の主な退所理由(複数回答)は、「保護者が退職」76.0%、「転居」69.5%、「学童になじめない」23.7%、「利用者間のトラブル」6.8%、「保育料金の滞納」3.6%。

(3) ケガ・事故の防止等で考慮すべきは、「施設の狭さ」「過密・大規模化」「指導員の対応・研修」

- ① 「施設の狭さ」49.1%、「施設の老朽化」29.8%、「設備の不具合」17.5%(図Ⅲ)。
- ② 「児童の過密・大規模化」41.6%。
- ③ 「指導員の対応・研修」38.3%、「人数不足」28.8%、「体制」26.4%。



<施設調査>

(1) ケガ・事故の防止等で考慮すべきは、「施設の狭さ」「過密・大規模化」「指導員の人数不足」

- ① 「施設の狭さ」59.6%、「施設の老朽化」35.4%、「設備の不具合」34.3%(図Ⅲ)。
- ② 「児童の過密・大規模化」48.5%。
- ③ 「指導員の人数不足」45.5%、「体制」41.4%、「対応・研修」28.3%。
- ④ 「危険な遊びへの対応」42.4%、「子どもに目が届かない」40.4%。

(2) 安全確保のために必要なのは、「適正規模で整備」「生活室の広さ」「指導員研修」「予算の増額」

- ① 「適正な規模で整備」77.8%。
- ② 「生活室の面積の拡充」75.8%。
- ③ 「指導員の研修・資質向上」81.8%、「指導員の増員、勤務体制の改善」73.7%。
- ④ 「安全・衛生対策の予算増額」69.7%、「安全衛生のマニュアル作成」62.8%。

結果のポイント

大半の自治体において学童保育の安全面での規定を設けていないことは、衛生管理、防犯、防災、ケガ・事故の安全面に対する関心の低さ、重要性の認識の欠如を物語っている。

市区町村の施設との連絡体制、指導員の研修や予算の計上などの安全面での関与に公立公営、公立民営、私立民営の運営形態により格差があるが、学童保育に通う全ての子どもが生命・身体等の安全を保障された保育環境を与えられるべきであることは当然である。

学童保育の生活空間において、最小限の安全すら脅かされている状況はすみやかに改善し、公的サービスとして学童保育行政を強化する必要がある。

【提言】

1. 運営形態の如何を問わず、安全面で十分な配慮と事故等防止のための体制作りをすべきである。
条例・規則等において安全面の規定を設けることが取り組みの第一歩である。
2. その上で具体的な安全基準・事故対応基準を国と自治体の責任で作成すべきである。
私立民営の場合であっても、学童保育は公共性の高い施設であるので、国と自治体が安全基準・事故対応基準の作成に関与するべきである。
3. 待機児童が多数いる一方で、年度途中で退所する児童(38,915人)はそれを上回っている。保育所より短い保育時間への延長対応など、就労支援の観点からも内容拡充の検討が必要である。
4. 運営主体や市区町村による施策や運営状況にある格差を是正し、サービスの質の拡充のために、国と自治体は学童保育施設最低基準として、立地・設備・保守管理などの体制を作ることが必要である。その際、必要とする子どもが利用できるだけの施設数の増加が急務であり、質の確保に関しても安全・衛生面に加えて、多様な子どもの生活ニーズに対応する静養室の設置やベリアプリ化なども推進されなければならない。
5. すべての市区町村が学童保育行政を十分に機能させるには、都道府県や国全体として、財政、人材、情報収集・開示への取り組みへの支援が不可欠である。そのためには予算の確保、行政の関与の更強化が必要であり、一定規模の公費投入が必要となる。

5 災害共済給付制度を学童保育にも適用する

2007年度の調査では施設が保護者から事故発生時の免責の同意や、施設の責任範囲を保険の補償範囲に限定する旨の誓約書をとったりする事例がみられた。

市区町村調査から保険の加入状況の把握、保険の補償範囲について、施設調査から保険の請求状況、請求しなかった理由について検討した。

<市区町村調査>

(1) 市区町村が子どもの傷害保険の加入状況を把握していないケースも

- ① 「子どもは全員が傷害保険に加入している」が91.1%。
- ② 市区町村が「加入を把握していない」ケースが6.9%、「加入していない」が4.7%ある。
- ③ 「市区町村が斡旋している傷害保険がある」は35.3%。
掛け金は「1,000円未満」が43.4%、「2,000円以上」12.6%である。
- ④ 死亡時の保険金は「500万円以下」45.0%、「2,000万円以上」33.2%と自給体により大きな差。
- ⑤ 保険の補償範囲は「施設内活動中」92.6%、「施設外活動中」82.1%、「施設への往復途上」75.3%であり、学童保育の園外活動や施設への往復を保障できていないなどの問題がみられる。

<施設調査>

- ① 「ケガが発生したが、傷害保険を請求しなかったケースがある」は40.4%である。
- ② 保険を請求しなかった件数は181件（件数の回答があった29施設の合計）である。
※その主な理由：保険を請求するほどではなかった、通院が4回以上ならなかった、請求の要件に満たなかった、利用者が請求しない、書類の提出がなかった、など。

結果のポイント

行動が活発な小学生には、日常の学童保育下においてケガや事故は起こるものであり、もし施設側が事故発生による責任追及を恐れて子どもたちの積極的な活動を抑制することがあるとすれば、子どもにとって望ましいことではない。

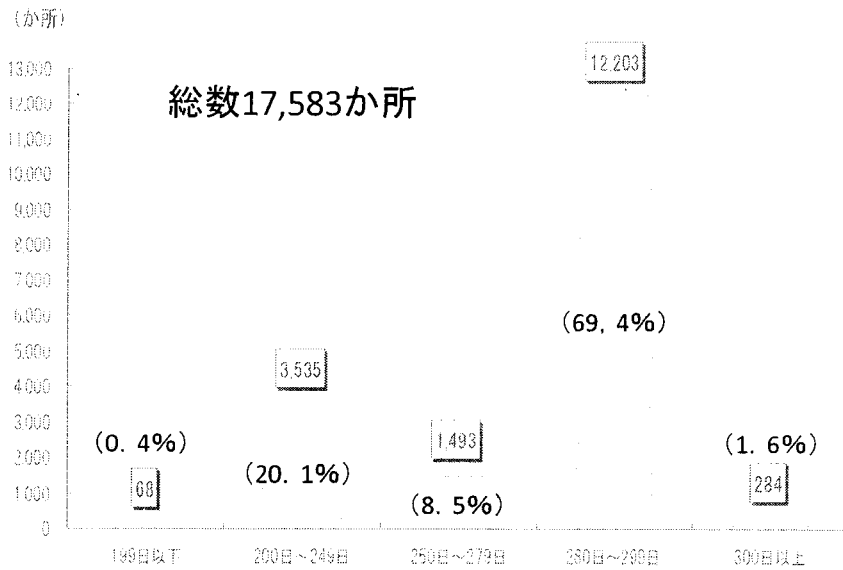
【提言】

1. 当面は全施設が傷害保険、賠償責任保険等に加入するように促進が図られるべきである。
2. 将来的には学童保育にも災害共済給付制度を適用することが求められる。これにより、学童保育に通う子どもたちが学校・保育所の子どもたちと同等の内容の補償を受けられることになり、同じ学校施設や保育所を利用しながら、学童保育の時間になった途端に共済制度の適用対象外になるという不自然さ・不公平感をなくすることができる。このために、学童保育が災害共済給付制度の適用対象となるように法改正が求められる。
3. 民営の学童保育では、保護者が人的資源、資金を出し合ってサービス提供の基礎を築いている等、「利用者としての保護者」と「サービス提供の実践者」が重複している場合がある。このような民営の学童保育への災害共済給付の適用により、児童・保護者・指導員にとって、「任意の保険より適用対象、補償範囲が広い」、「保険料負担が少額で済む」、「簡易な手続で迅速な救済が受けられる」などの利点がある。

要望書提出先：厚生労働省雇用均等・児童家庭局、文部科学省スポーツ・青少年局

年間開設日数別クラブ数

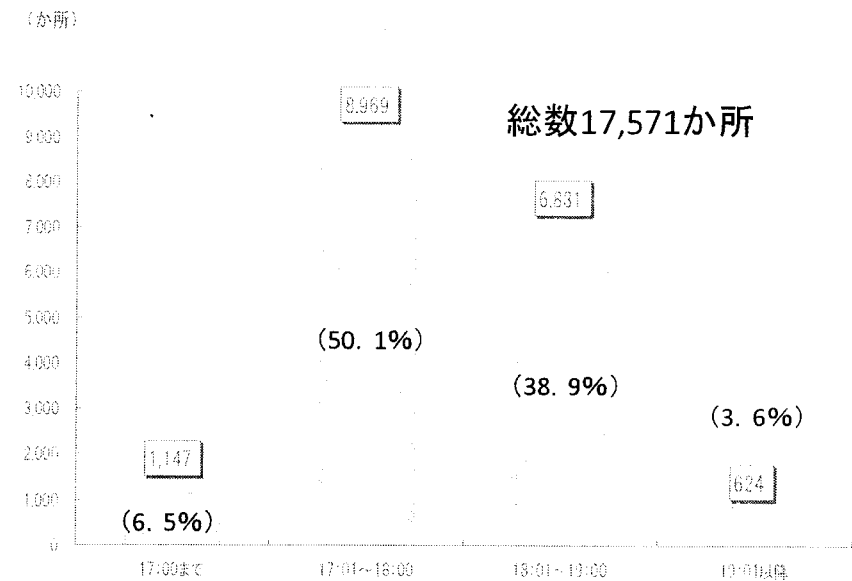
年間の開設日数は7割以上のクラブが280日以上となっているが、250日未満のクラブも約2割に上っている。



注：()内は総数に対する割合。

平日の終了時刻の状況

18:00までに閉所するクラブが5割を超えている。



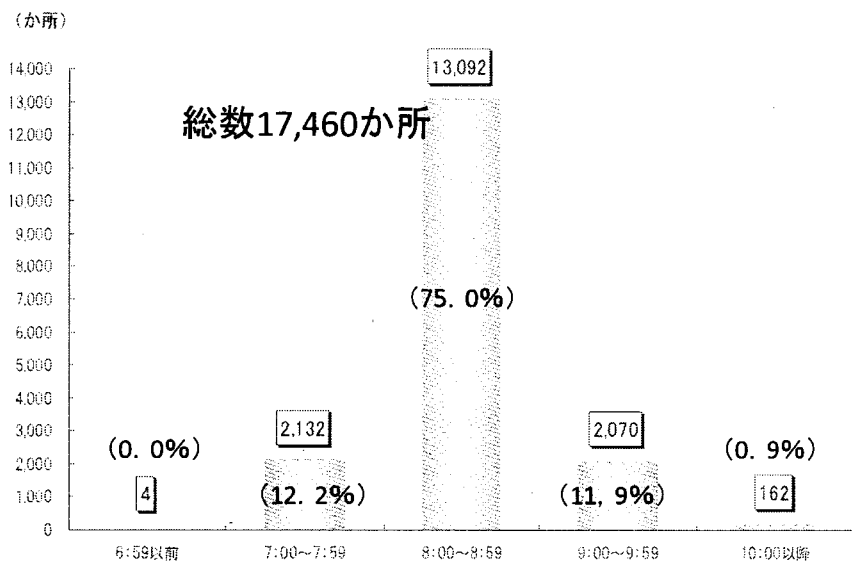
注1：()内は総数に対する割合。

注2：総数の17,571か所は平日に開所しているクラブ数

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

土曜日等の開所時刻の状況

土曜日等については、8時台に開所するクラブが7割を超えている。

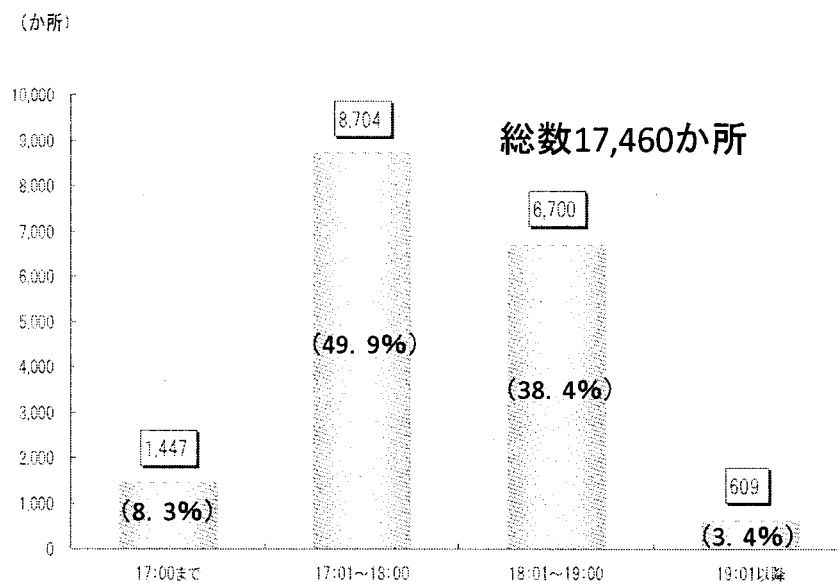


注1: ()内は総数に対する割合。

注2: 総数の17,460か所は土曜日等に開所しているクラブ数

土曜日等の終了時刻の状況

土曜日等においても、18:00までに閉所するクラブが5割を超えている。



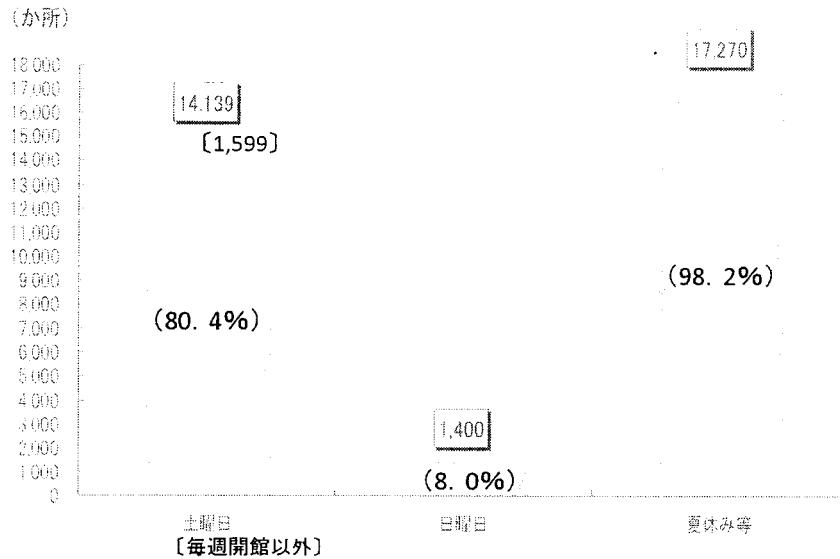
注1: ()内は総数に対する割合。

注2: 総数の17,460か所は土曜日等に開所しているクラブ数

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

土曜日等の開館状況

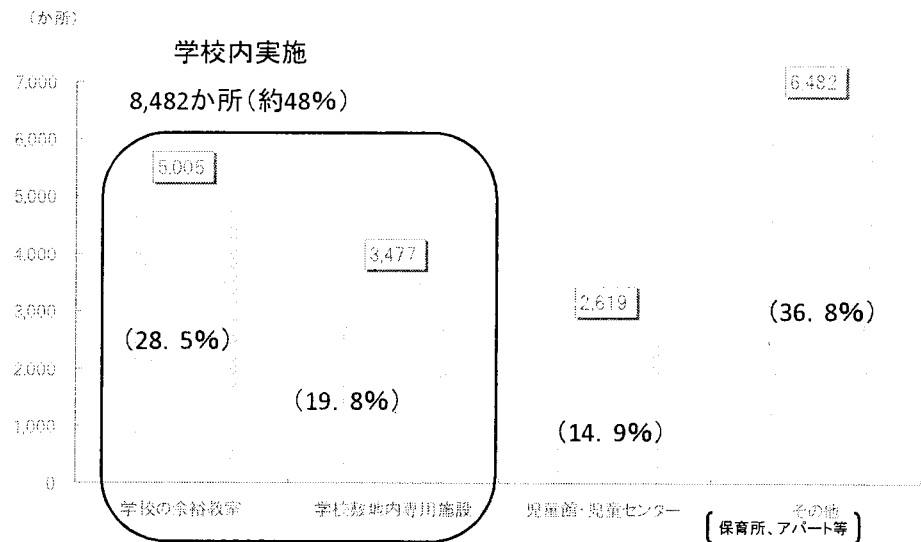
土曜日については8割以上が、夏休み等については、ほぼ全てのクラブが開所している。



注1: ()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。
 注2: []内は毎週開館以外のクラブ数であり、内数である。

実施場所の状況

実施場所については、約半数が学校内で実施されている。

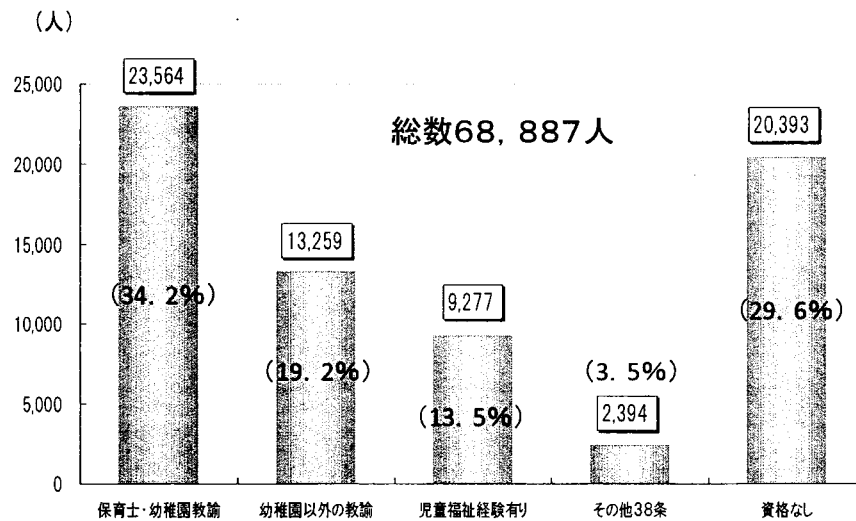


注: ()内は全クラブ数(17,583か所)に対する割合。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

放課後児童指導員の資格の状況

保育士、幼稚園教諭、幼稚園教諭以外の教諭の資格を有する者が5割を超えている。



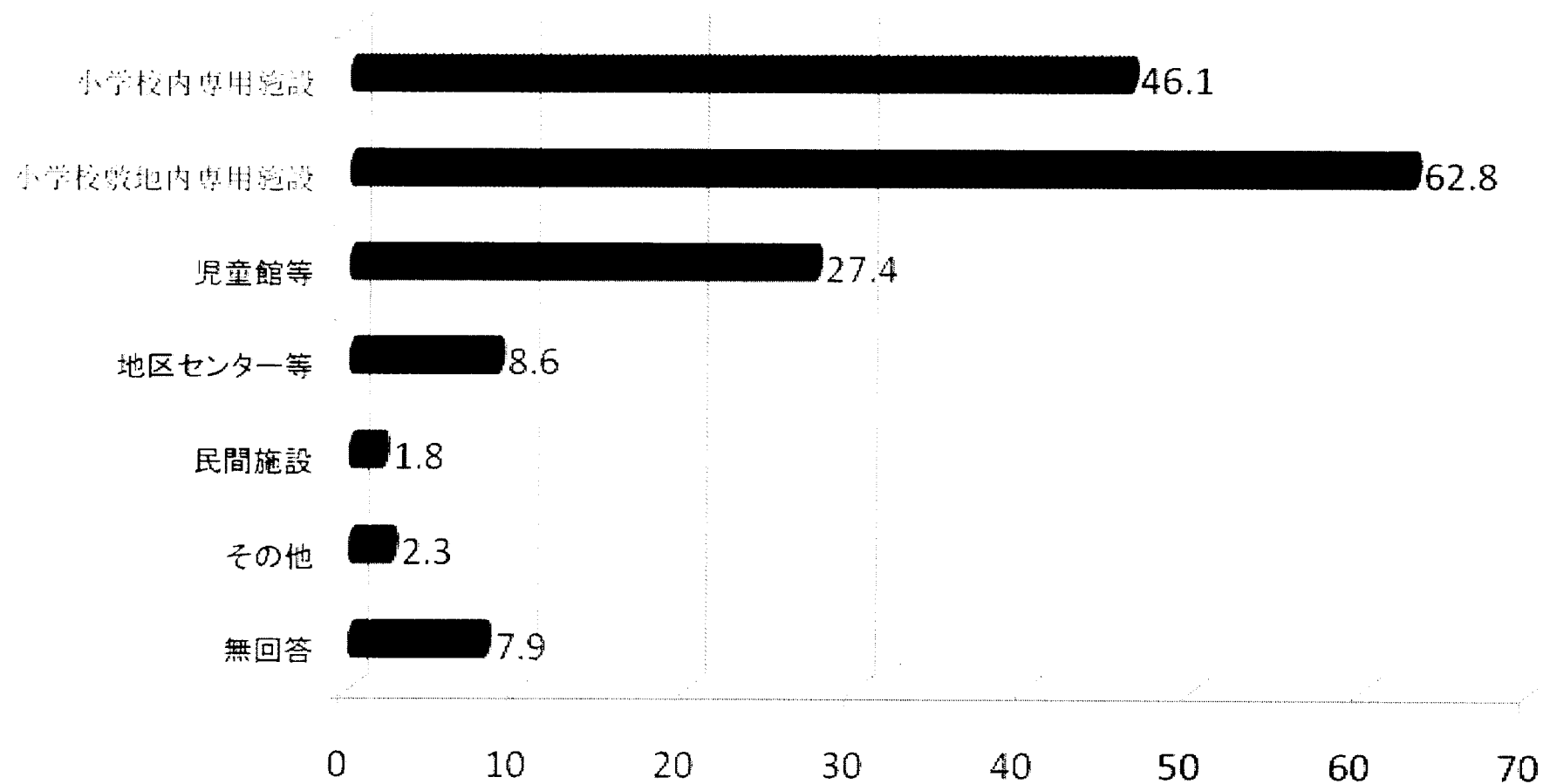
注1:()内は総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・非常勤を区別しない。また、1人の指導員に対し、1つの資格を計上。

注2:「その他38条」は「保育士・幼稚園教諭」、「幼稚園以外の教諭」、「児童福祉経験有り」以外で児童福祉施設最低基準第38条第2項に該当する者。

※平成20年5月1日現在(育成環境課調)

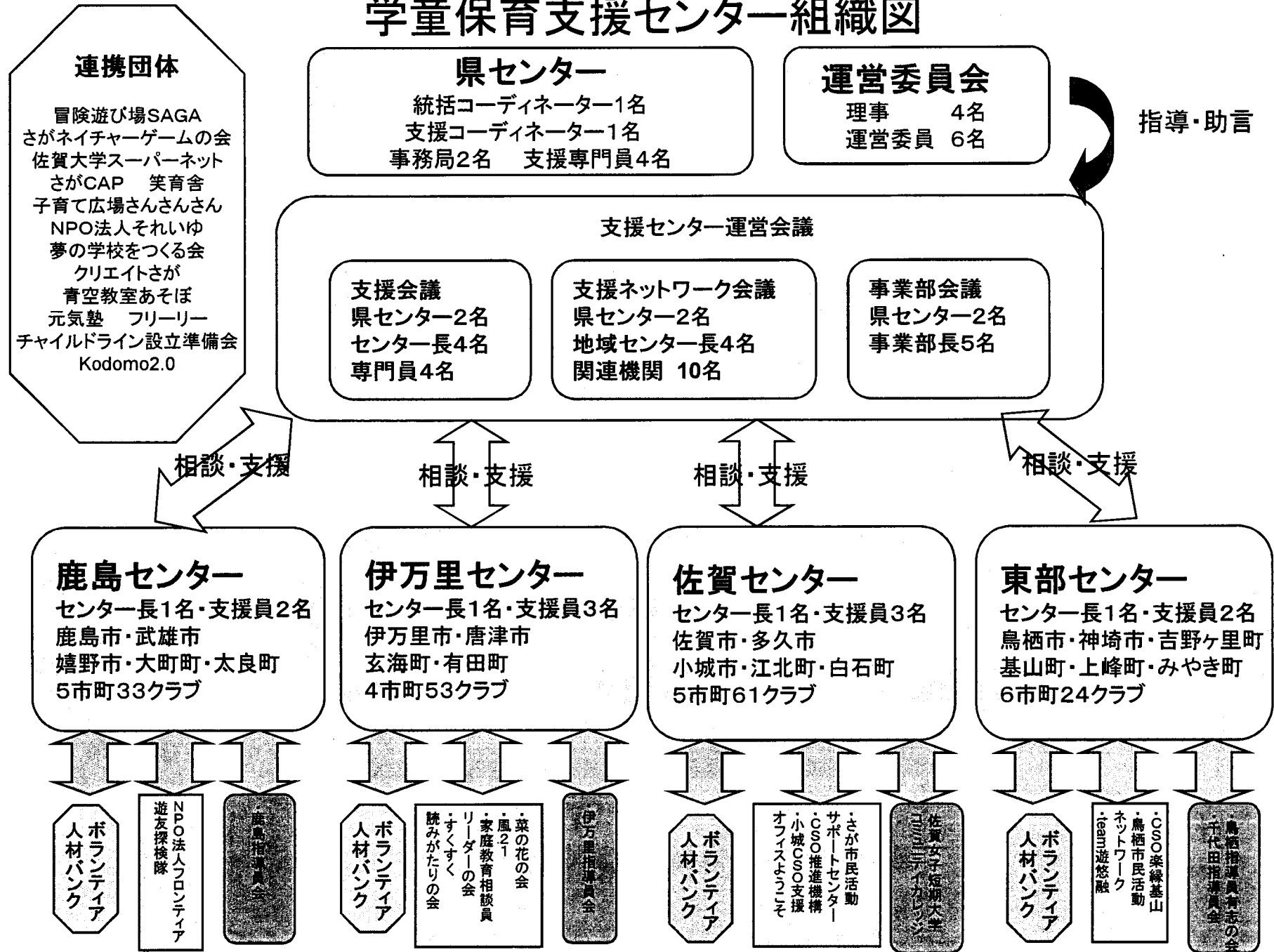
＜放課後子どもプラン実施状況調査(平成20年3月)(保護者アンケート)＞

児童クラブの実施場所に適切と思う場所



<佐賀県の取り組み>

学童保育支援センター組織図



<事業に対する国の助成[児童手当勘定(特別会計)から事業実施市町村への補助]>

○平成21年度予算額 234.5億円(47.6億円増)

○運営費

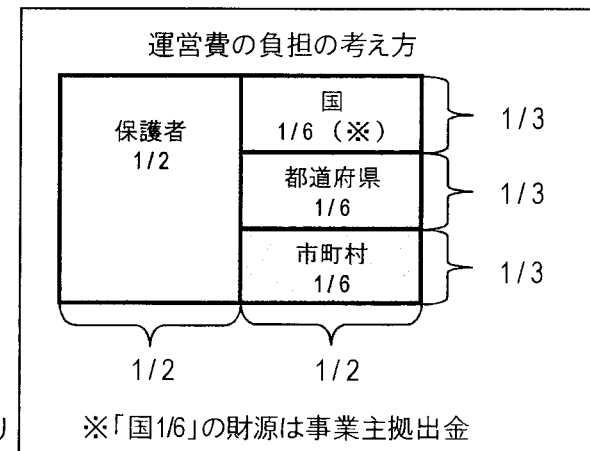
- ・概ね1/2を保護者負担で賄うことを想定。
- ・残りの1/2分について、児童数が10人以上で、
原則、長期休暇(8時間以上開所)を含む年間250日以上開設するクラブに補助。
- ・児童数36~70人の場合、基準額:242.6万円

※ 6時間以上開所しているクラブが、18時以降開所延長する場合に長時間開所に係る加算あり

○整備費

- ・新たに施設を創設する場合(基準額:2,112.4万円)のほか、学校の余裕教室等を改修する場合(基準額:700万円)、備品購入のみの場合(基準額:100万円)も助成

※運営費又は整備費(創設費を除く)は、国、都道府県、市町村が3分の1ずつ、整備費(創設費)は、国、都道府県、市町村又は設置者(社会福祉法人等)が3分の1ずつ負担



<勤続年数>

指導員の平均勤続年数は、常勤で5年未満が約4割、非常勤で3年未満が約5割となっており、短期間なものとなっている。

(施設数)

		1年未満	1～3年未満	3～5年未満	5～10年未満	10～20年未満	20年以上	合計
	常勤	8 (0.8%)	89 (8.8%)	274 (27.0%)	354 (34.9%)	152 (15.0%)	138 (13.6%)	1,015
	公立公営	0 (0.0%)	3 (1.2%)	22 (8.8%)	19 (7.6%)	80 (32.1%)	125 (50.2%)	249
	公立民営	6 (1.0%)	54 (9.0%)	213 (35.4%)	284 (47.2%)	39 (6.5%)	6 (1.0%)	602
	民立民営	2 (1.2%)	32 (19.5%)	39 (23.8%)	51 (31.1%)	33 (20.1%)	7 (4.3%)	164
	非常勤	58 (6.5%)	378 (42.2%)	311 (34.7%)	124 (13.8%)	22 (2.5%)	3 (0.3%)	896
	公立公営	38 (16.6%)	110 (48.0%)	44 (19.2%)	32 (14.0%)	5 (2.2%)	0 (0.0%)	229
	公立民営	13 (2.4%)	199 (36.7%)	240 (44.3%)	74 (13.7%)	14 (2.6%)	2 (0.4%)	542
	民立民営	7 (5.6%)	69 (55.2%)	27 (21.6%)	18 (14.4%)	3 (2.4%)	1 (0.8%)	125

<「学童保育の実態と課題に関する調査研究」2008年2月独立行政法人国民生活センター>

<給与実態>

常勤指導員の月給の平均は、約20万円であり、非常勤指導員の月給の平均は、約8.2万円となっている。

(施設数)

	5万円未満	5万円～ 10万円未満	10万円～ 15万円未満	15万円～ 20万円未満	20万円～ 25万円未満	25万円～ 30万円未満	30万円～ 40万円未満	40万円以上	合計
常勤	4 (0.4%)	29 (3.1%)	102 (10.9%)	568 (60.5%)	80 (8.5%)	18 (1.9%)	74 (7.9%)	64 (6.9%)	939
公立公営	1 (0.5%)	6 (2.9%)	18 (8.8%)	36 (17.6%)	5 (2.4%)	7 (3.4%)	71 (34.6%)	61 (29.7%)	205
公立民営	2 (0.3%)	19 (3.3%)	49 (8.5%)	473 (81.8%)	30 (5.2%)	3 (0.5%)	0 (0.0%)	2 (0.3%)	578
民立民営	1 (0.6%)	4 (2.6%)	35 (22.4%)	59 (37.8%)	45 (28.8%)	8 (5.1%)	1 (0.6%)	3 (1.9%)	156
非常勤	273 (31.2%)	365 (41.8%)	92 (10.5%)	101 (11.6%)	41 (4.7%)	1 (0.1%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	874
公立公営	68 (28.6%)	30 (12.6%)	18 (7.6%)	83 (34.9%)	38 (16.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	238
公立民営	172 (33.0%)	288 (55.3%)	46 (8.8%)	12 (2.3%)	2 (0.4%)	0 (0.0)	0 (0.0%)	1 (0.2%)	521
民立民営	33 (28.7%)	47 (40.9%)	28 (24.3%)	6 (5.2%)	1 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	115

<「学童保育の実態と課題に関する調査研究」2008年2月独立行政法人国民生活センター>

<利用者負担>

放課後児童クラブに係る利用者負担については、2,000円～10,000円の間で設定されている割合が高い。

	2003年調査	2007年調査
5,000円未満	49.1%	41.8%
5,000～10,000円未満	40.3%	46.4%
10,000～15,000円未満	9.4%	10.1%
15,000～20,000円未満	1.1%	1.7%
20,000円以上	0.1%	0%

<平成15年及び平成19年(全国学童保育連絡協議会調べ)>

	割合
利用料なし	9.4%
2,000円未満	8.0%
2,000～4,000円未満	19.8%
4,000～6,000円未満	20.1%
6,000～8,000円未満	15.4%
8,000～10,000円未満	6.9%
10,000～12,000円未満	7.8%
12,000～14,000円未満	3.6%
14,000～16,000円未満	2.9%
16,000円以上	3.1%

<平成13年地域児童福祉事業等調査(厚生労働省)>

社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告

(財源・費用負担部分抜粋)

平成21年2月24日

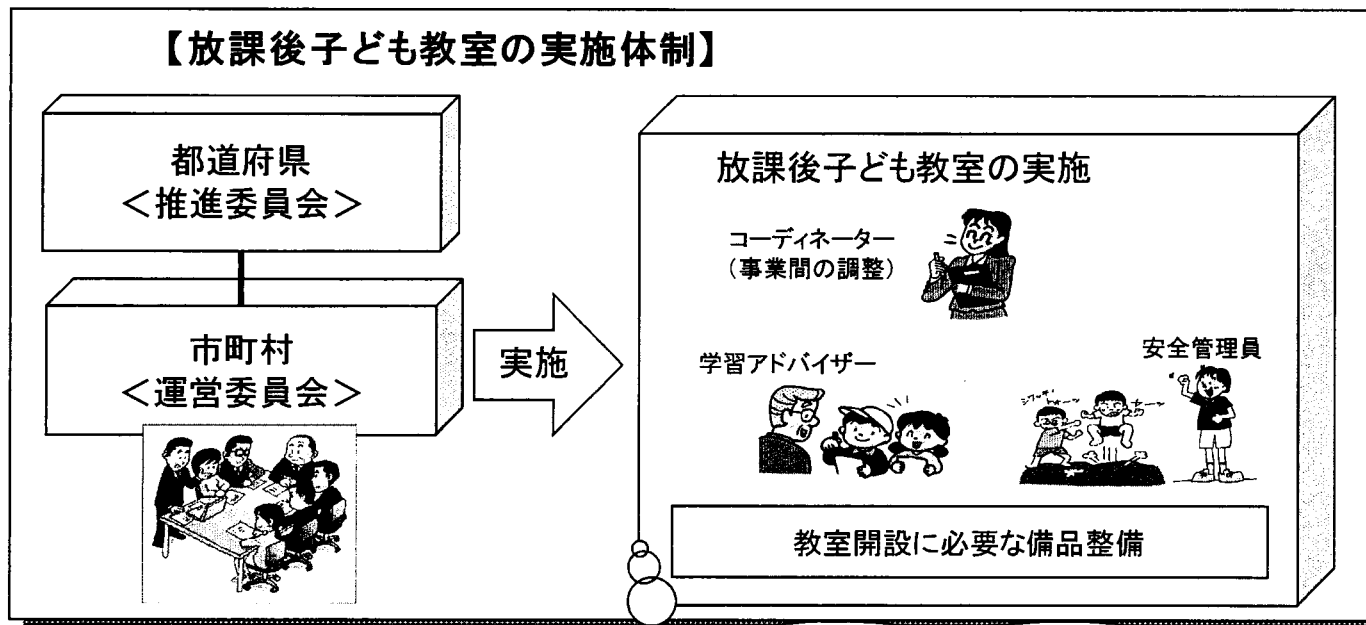
5 財源・費用負担について

- 「基本的考え方」においても確認したとおり、また、社会保障国民会議の最終報告における指摘も踏まえ、以下のような点について、引き続き検討していく必要がある。
 - ・ 少子化対策は我が国の社会経済や社会保障制度全体の持続可能性の根幹に関わる国家的・緊急的課題に対する政策であること、我が国の次世代育成支援に対する財政投入が諸外国に比べ規模が小さいこと、新たな制度体系の実現には財源確保が欠かせないことなどを踏まえ、一定規模の効果的財政投入が必要であること。そのために、必要な負担を次世代に先送りするようなことがないよう、税制改革の動向を踏まえつつ検討を行う必要があること。
 - ・ 新たな制度体系の費用負担のあり方については、社会全体（国、地方公共団体、事業主、個人）で重層的に支え合う仕組みが必要であること。
 - ・ 全国に共通する基幹的な次世代育成支援策については、国が基本的設計を行うとともに、その施策ごとの費用を、国と地方公共団体の最適な負担を検討していくべきであること。
 - ・ 自治体間でのサービス内容・水準の不適切な地域差が生じることがないよう、厳しさを増す地方財政への配慮が必要であること。また、公立保育所の一般財源化による影響を踏まえた議論が必要であること。
 - ・ 事業主の費用負担については、事業主にとって次世代育成支援が持つ意義を考慮するとともに、働き方と関連の深いサービスなど、個別の給付・サービスの目的・性格に照らし、受益と負担の連動を考慮すべきこと。
 - ・ 利用者負担の負担水準、設定方法について、低所得者が安心して利用できるようにすることに配慮しながら、今後、具体的な議論が必要であること。
 - ・ 多様な主体による寄付の促進方策についても検討すべきであること。
- また、財源の程度と政策のプライオリティ付けは相関関係にあり、給付設計を考えていく上でも、財源についての議論を深める必要がある。
- さらに、働き方の見直しと新たな制度体系の関係性の深さにかんがみ、例えば、事業主拠出を求める場合に事業主の働き方の見直しを促進するような仕組みの検討なども引き続き進めるべきである。

<放課後子ども教室について>

【放課後子ども教室推進事業についての内容・目的】

青少年の問題行動の深刻化や地域の教育力の低下等の緊急的課題に対応するため、放課後や週末等にすべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点(居場所)を設け、さまざまな体験活動や交流活動等の取り組みを推進する。



■活動メニュー例

体験の場 : 野球、茶道、伝統芸能 など
交流の場 : 地域住民との異世代交流、異年齢交流 など
学びの場 : 宿題、英会話、科学実験 など
その他 : 昔遊び、読み聞かせ(絵本、紙芝居) など

<放課後児童クラブと放課後子ども教室について>

	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	放課後子ども教室推進事業																								
趣旨・対象	共働き家庭の児童(小学校おおむね1～3年生)を対象として、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供【児童福祉法第6条の2第2項に規定】	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの居場所を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進																								
21年度予算額	234.5億円(24,153か所分)	委託事業分1.3億円、補助事業分142.6億円の内数(15,000か所分)																								
補助率	1/3(国、都道府県、市町村がそれぞれ負担) ※別途保護者(利用料)負担あり	1/3(国、都道府県、市町村がそれぞれ負担)																								
補助基準額 (21年度)	運営費:242.6万円(児童36人～70人の場合)	運営費:文部科学大臣が認めた額(執行上、制限無し)																								
	創設費:2,112.4万円、改修費:700万円、 備品費:100万円	備品費:文部科学大臣が認めた額(執行上、制限無し)																								
指導員等	放課後児童指導員(専任)を配置	地域の大人、退職教員等を安全管理員、学習アドバイザー等として配置																								
実施場所	<table border="0"> <tr> <td>学校内(余裕教室)</td> <td>28.5%</td> <td rowspan="6">} (平成20年5月)</td> </tr> <tr> <td>学校内(専用施設)</td> <td>19.8%</td> </tr> <tr> <td>児童館</td> <td>14.9%</td> </tr> <tr> <td>専用施設</td> <td>10.7%</td> </tr> <tr> <td>既存公的施設</td> <td>9.1%</td> </tr> <tr> <td>その他(民家、保育所等)</td> <td>17.0%</td> </tr> </table>	学校内(余裕教室)	28.5%	} (平成20年5月)	学校内(専用施設)	19.8%	児童館	14.9%	専用施設	10.7%	既存公的施設	9.1%	その他(民家、保育所等)	17.0%	<table border="0"> <tr> <td>小学校</td> <td>70.1%</td> <td rowspan="5">} (平成20年度)</td> </tr> <tr> <td>公民館</td> <td>11.2%</td> </tr> <tr> <td>児童館</td> <td>3.6%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(集会所、文化センター、公園など)</td> </tr> </table>	小学校	70.1%	} (平成20年度)	公民館	11.2%	児童館	3.6%	その他	15.0%	(集会所、文化センター、公園など)	
学校内(余裕教室)	28.5%	} (平成20年5月)																								
学校内(専用施設)	19.8%																									
児童館	14.9%																									
専用施設	10.7%																									
既存公的施設	9.1%																									
その他(民家、保育所等)	17.0%																									
小学校	70.1%	} (平成20年度)																								
公民館	11.2%																									
児童館	3.6%																									
その他	15.0%																									
(集会所、文化センター、公園など)																										
実施か所数	17,583か所(平成20年5月)[対前年898か所増]	7,919か所(平成20年度)																								
利用児童数	登録児童数 約79万人(平成20年5月) [対前年4.5万人増]	<table border="0"> <tr> <td>年間延べ参加児童数</td> <td>2,110万人</td> <td rowspan="3">} (平成18年度)</td> </tr> <tr> <td>・1教室当り年間平均参加児童数</td> <td>2,550人</td> </tr> <tr> <td>・1回当り参加児童数</td> <td>30.6人</td> </tr> </table>	年間延べ参加児童数	2,110万人	} (平成18年度)	・1教室当り年間平均参加児童数	2,550人	・1回当り参加児童数	30.6人																	
年間延べ参加児童数	2,110万人	} (平成18年度)																								
・1教室当り年間平均参加児童数	2,550人																									
・1回当り参加児童数	30.6人																									
実施形態等	原則として年間250日以上開所(夏休み等の長期休暇や必要に応じて土曜日も開所)	概ね年間を通じて断続的・単発的に実施(平成20年度は1か所あたり平均121.6日)																								

※平成18年度の数値は、地域子ども教室推進事業の実施状況

<「放課後子どもプラン」の基本的考え方【要旨】>

趣旨・目的

「放課後子どもプラン」の推進について(平成19年3月14日 文部科学省生涯学習政策局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)

- 各市町村において、教育委員会が主導して、福祉部局と連携を図り、原則としてすべての小学校区で、放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進め、「放課後子ども教室推進事業」(文部科学省)と「放課後児童健全育成事業」(厚生労働省)を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)を推進

1. 「放課後子どもプラン」の定義

- 市町村が策定する「事業計画」と同計画に基づく「放課後対策事業」(放課後子ども教室推進事業・放課後児童健全育成事業)の総称

2. 実施主体

- 事業計画の策定主体:市町村
- 事業の実施主体:市町村、社会福祉法人、特定非営利活動法人他

3. 事業経費

- 国において、二つの事業を「放課後子どもプラン推進事業」として、交付要綱等を一本化し、都道府県・指定都市・中核市に交付
- 都道府県においても、国に準じて交付要綱等を一本化し、国・市町村との事務手続を基本的に教育委員会が一括して処理

4. 事業計画の策定

- 市町村は、教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、21年度までの「放課後子どもプラン推進事業」の小学校区単位の実施計画等を盛り込んだ事業計画策定に努めることとする。
- また、本事業計画が、次世代育成支援行動計画の内容を前倒しして実施するもの等であっても、行動計画の変更は必ずしも必要としない。

7. 市町村における事業の実施

- 余裕教室の利用や小学校敷地内での実施を基本とし、体育館、保健室等の学校諸施設の弾力的な活用に努めることとするが、現に公民館や児童館など小学校外で事業を実施している、余裕教室が無いなどの場合に、地域の実情に応じて小学校外で実施しても差し支えない。
- 各小学校区毎に、学校や関係機関・団体等との連絡調整、活動プログラムの企画・策定等を行うコーディネーターを配置
- 学習活動やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動機会の提供や、放課後児童クラブ対象児童に対する現行水準と同様のサービス(適切な指導員の配置、専用のスペースの確保等)の提供

5. 都道府県の体制、役割等

- 都道府県は、実施主体である市町村において円滑な取組促進が図られるよう、以下の支援を実施
 - ・ 行政、学校、社会教育、福祉の各関係者及び学識経験者等で構成される「推進委員会」を設置し、プランの実施方針、指導者研修の企画、事後検証・評価等、域内におけるプランの総合的な在り方を検討
 - ・ コーディネーター、安全管理員、放課後児童指導員等の事業関係者の資質向上や情報交換・情報共有を図るための研修の合同開催
 - ・ 基本的に教育委員会が主管部局となるが、都道府県の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
 - ・ 主管部局は、推進委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

6. 市町村の体制、役割等

- 市町村は、行政、学校、放課後児童クラブ、社会教育、児童福祉、PTAの各関係者及び地域住民等で構成される「運営委員会」を設置し、事業計画、活動プログラムの企画、事後検証・評価等を検討
- 基本的に教育委員会が主管部局となるが、市町村の実情に応じて福祉部局が主管部局となっても差し支えない。
- 主管部局は、運営委員会事務局、補助申請事務等の業務を行うに当たり、福祉部局(又は教育委員会)と緊密な連携を図る。

第26回社会保障審議会 少子化対策特別部会	参考資料1
平成21年9月1日	

第26回社会保障審議会少子化対策特別部会

2009. 9. 1

「放課後児童クラブについて（2）」についての自治体の立場からの意見

委員：三鷹市長 清原慶子

*本日は、市議会第3回定例会本会議開会のため出席することができません。
標記について意見を提出いたしますので、よろしくお願いいたします。

○「2 放課後の子ども対策の基本的視点について」

すべての子どもの健全育成や安全の確保という視点からは、「放課後子ども教室」のような放課後の全児童を対象とした安全な居場所、様々な活動サービスの提供などを盛り込んだ「放課後子どもプラン」の推進は必要である。

ただ、現時点まで、「ただいま～!」、「おかえり～!」の挨拶からその日の活動が始まっている「放課後児童クラブ」は、両親就労世帯やひとり親世帯の子どもたちの生活の場、子どもたちの一時帰宅場所としての確かな存在意義をもっており、その機能について、保護者のニーズと期待は高いと感じている。

したがって、「放課後児童クラブ」については、その機能を維持しつつ、量的、質的な拡充を行うことが必要であり、あわせて、全児童対策のための別の仕組みとして「放課後子ども教室」を展開し、相互の特性を活かしながら連携していくありかたを作っていくことが現実的ではないかと考える。

○「3 量的拡大について」

「放課後児童クラブ」の場所の確保という点では、児童の安全性の確保、保護者のニーズ、そして、連携が期待される「放課後子ども教室」が小学校を中心に展開されていることを考えると、やはり小学校の敷地内が良いと考える。

ただし、児童の第三の居場所あるいは一時帰宅場所として考えた場合、校舎内の余裕教室よりも敷地内に単独の施設を設置するのが理想的だと思うし、三鷹市としてもこの方向で取り組みを進めている。

子どもが小学校で放課後も継続して過ごすことの是非については、特に都市部では、放課後の子どもたちの安全な居場所が減少しており、学校は、安全・安心に過ごせる最適な場所となっていることは事実である。ただし、地域によって事情が異なるとも考えられ、地域事情に最適な取り組みを選択することが望ましい。

「放課後児童クラブ」の建設については多額の経費がかかることから、定員の拡充については何らかの施設建設補助は必要である。

○「4 質の確保」について

施設や設備の確保はもちろん重要であるが、「質の確保」という点で最も重要なのは指導員の質と数ではないかと考える。たとえば、三鷹市の場合でも、ある小学校区で設置されている複数の「放課後児童クラブ」で、施設・設備的には類似しているにもかかわらず保護者の満足度が異なる場合がある。その要因には指導員の対応や取り組み方の差があると考えられる。そこで、指導員の一定レベルの資質の確保をはかるためには、研修制度や人員配置などの基準づくりは必要である。特に、近年、発達障がいのある児童の入所希望が増える傾向にあり、発達障害等に対応できる人財の確保と養成は急務であると感じている。

とはいえ、様々な有資格者、そして無資格者を合わせて約7万人の指導員が現在いる中で、「放課後児童クラブ」の指導員となるために新たな有資格制度の導入というのは、一つの提案ではあると認識するが、現実的にはなかなか困難ではないかとも考えている。「放課後子ども教室」を含めて、新たな資格制度を創設するというよりも、研修制度の拡充等が現実的ではないか。

○「5 人材確保について」

三鷹市では、「放課後児童クラブ」の運営に「指定管理者制度」を導入しているが、指定管理料の9割近くは人件費である。こうした中、人件費補助の意味合いとして出されている国からの補助金は、実際にかかる人件費の15%程度であるのが実情である。このことから、「放課後児童クラブ」の重要性と需要が今後ますます高まる傾向を踏まえるならば、国の基準額を実態に合った形に見直していただくことが指導員の処遇改善のための第一歩となると言わざるを得ない。これにより、クラブの核となる指導員が安定的に確保されれば、そのサポートとしての地域の人財の導入もはかりやすくなる。

○「6 利用方式、利用者負担について」

放課後の子育てについての第一義的な責任と役割は家族にあるという視点に立ち、定員に制約がある現状にあって、「放課後児童クラブ」の安易な利用を避けるために、利用可能範囲を定め、利用対象世帯かどうかを書類等で確認することは必要である。対象でないとされる世帯の児童の場合には、「放課後子ども教室」のような取り組みに参加することが保障されるということになる。

また、利用料については、どの程度までを利用者負担とするかという難しい側面はあるが、その時の収入状況や世帯状況等により一定の減額措置を講じる方法が現実的ではないかと考える。

○「7 財源・費用負担について」

就労人口の減少に伴う就労者の確保という視点、それに伴う保護者の事情に応じつつ児童の健全育成の支援をするという点で、「放課後児童クラブ」の役割は今後重要度を増すとともに、需要も高まっていくはずである。そこで、保護者の就労支援、子育て支援、児童の健全育成の観点からの施策が、少子長寿社会における雇用と労働に関する課題解決への貢献ともなることから、国レベルでの財政規模の拡大がまずは必要である。

○「8 放課後子どもプランの推進について」

「放課後児童クラブ」は、就労家庭の子どもの一時的帰宅の場所であり生活の場であるということを考えると、「放課後子ども教室」と直ちに一体的に実施するよりも、それぞれ独立して実践を重ねつつ、「放課後児童クラブ」が「放課後子ども教室」のプログラムを活用したり、「放課後子ども教室」で「放課後児童クラブ」の専門性を持った指導員のノウハウを活用したりするなど、それぞれの特性を活かしながら互いに連携していく方法が現実的だと思う。

そして、それぞれをできるかぎり小学校単位で設置し、学校や地域と連携を図りながら、様々な大人が子どもたちの育ちを支えていけるようなプランとなっていけば良いと思う。

したがって、課題として、学校の校長をはじめとする教職員が、「放課後子どもクラブ」「放課後子ども教室」両方への関心を持ち、関与することが必要であるし、「放課後子どもクラブ」の職員も、学校や「放課後子ども教室」との連携に意欲的に臨むことが必要であり、児童の保護者も相互に連携しつつ、地域の住民の協力を得ながら児童中心の放課後の望ましい環境整備に責任を担う活動の推進が求められているのである。

自治体においては、首長部局が教育委員会と密接な連携をもって、子どもの放課後の健全育成の取り組みを全庁的に推進していくことが求められるし、住民との協働の場づくりも課題である。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に係る実証的調査研究

財団法人 こども未来財団

平成21年度 児童関連サービス調査研究等事業

調査概要

1 「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」との「一体的実施」に関する調査研究

①実施状況調査

都道府県・政令指定都市・中核市・東京23区の放課後子どもプラン所管課129か所に対し、「一体的実施」「連携実施」の実施状況調査を実施。(平成21年5月1日現在)

②インタビュー・視察

放課後子ども教室と放課後児童クラブとの「一体的実施」「連携実施」事例の実際について、平成21年6月中旬から下旬にかけ、全国の5自治体において各2か所の事業現場でインタビュー・視察を実施。

2 クラブの適正規模に関する調査研究(平成21年末目途にとりまとめ(予定))

研究会委員

研究会座長	片岡 玲子	立正大学 心理学部 教授
研究会委員	植木 信一	県立新潟女子短期大学 准教授
	奥山 真紀子	国立成育医療センター こころの診療部長
	柏女 霊峰	淑徳大学 総合福祉学部 教授
	永井 智	立正大学 心理学部 講師
	西田 佳史	独立行政法人産業技術総合研究所 デジタルヒューマン研究センター人間行動理解チーム長
研究補助者	野中 賢治	児童健全育成推進財団 企画調査室長
	佐藤 晃子	東京大学大学院 教育学研究科博士課程
	高橋 誠	文京区柳町第二育成室 指導員
	渡部 博昭	児童健全育成推進財団 総務部・業務部 課長

「放課後子ども教室」と「放課後児童クラブ」との「一体的実施」に関する調査研究 (中間的取りまとめ)

※本「中間的とりまとめ」は、調査報告書の作成前に、研究会で中間的にまとめられた内容について、厚生労働省育成環境課が作成したものである。

全国における「一体的実施」「連携実施」の概況

- 1 「一体的実施」事例数:604件(全国の小学校(本校のみ)の2.8%(暫定値。)
(「放課後子どもプラン実施状況調査」における実施事例数569件(小学校区数に対する実施率2.6%))
- 2 「連携実施」事例数:1,205件(全国の小学校(本校のみ)の5.6%(暫定値。)
(「放課後子どもプラン実施状況調査」における実施事例数1,103件(小学校区数に対する実施率5.0%))
※「放課後子どもプラン実施状況調査」は、平成19年12月1日現在。

「一体的実施」「連携実施」を行う上での課題等(自治体回答例)

「一体的実施」や「連携実施」については、平成19年に調査した時点から、あまり増加していないが、「一体的実施」や「連携実施」を行う上での課題等について自治体より自由回答を求めたところ、以下のような両事業の「違い」を指摘する声が多かった。(主な回答内容を抜粋)

1. 事業の目的・対象・機能や指導の方向性の違い
 - ・事業の内容・目的が基本的に異なるため、一体的ないし連携して実施するには課題が多い。
 - ・両事業は指導者の役割、指導員の方向性に相違がある。
2. 開催日数の違い
 - ・両事業は開催日数や時間に相違がある。
3. 利用者負担の違い
 - ・児童クラブは、通常利用料を支払うが、子ども教室は無料であるため、一体的に実施する場合、子ども教室として参加する児童に係る費用負担を求めるのかという課題がある。

「一体的実施」の実際と課題(インタビュー・視察結果)

一体的実施事例の実際について、全国の5自治体において、各2カ所の事業現場でインタビュー・視察を行ったところ、放課後児童クラブとしてのサービス水準を維持する観点からの実際と課題は下記のとおり。

1. 放課後児童と一般児童の登録区分

放課後児童クラブ対象児童(以下、「放課後児童」)については、保護者が労働等により家庭にいないことから、クラブが責任を持って児童を預かり、登録上明確に区分した上で、家庭状況を踏まえた緊密な状況把握が必要と考えるが、そのような配慮がなされているのは2自治体にとどまっていた。

2. 放課後児童の登下室管理

放課後児童の登下室管理は、一般児童との登録区分がなされている場合には、連絡帳等に基づき、事前に登下室時刻の把握がされていたが、利用児童数の多さなどから必ずしも予定と実際の照合が行われていない印象があった。

3. 放課後児童へのおやつ提供

おやつは両方の児童に配慮し、提供していない自治体があった。また、放課後児童のみおやつの提供があるクラブでは、一般児童に配慮し、その帰宅後等、遅い時間(17時頃)に提供したりしていた。両方の児童に提供しているクラブもあった。

4. 施設状況

多くは学校併設型であり、安全面や、学校の余裕施設の利用により、子どもの活動範囲が広がるなどのメリットがある反面、スペースが狭く、机で占拠されて子どもがゆっくり過ごせない状況も見受けられた。放課後児童の専用室も実質的には専用室としての位置づけが形骸化している。全クラブで、静養のための専用スペースは確保されていなかった。

5. 指導員の状況と子どもとの関係

放課後児童クラブの担当が明確に固定化して決められている事例はほぼみられず、子ども一人ひとりに対して声かけを行い、きめ細かに状況把握を行うことは現実的には難しい状況も見受けられた。

6. 保護者との関係

児童の状況等に関する保護者との連絡等は、多くは連絡帳の交換によってなされていた、保護者会については10クラブ中2クラブしか組織されていなかった。

7. 学校、地域との関係

学校など地域連携に関して積極的な取り組みがみられるところもあり、学校との連携強化、児童の健全育成に対する地域住民の関心や参加を高めるという点で効果的であると考えられる。

8. その他

放課後児童クラブだけであると子どもの関係が固定化してしまうが、一般児童もいることで子ども同士の間の、交流の幅が広がるといったメリットを指摘するクラブもあった。

「放課後子どもプラン」における「放課後児童クラブ」対象児童へのサービス提供に係る原則及び留意事項

「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策である「放課後子どもプラン」を実施するに当たっては、「放課後児童クラブ」の対象児童(以下「放課後児童」という。)に対し、「放課後児童クラブ」単独の事業における水準と同様のサービスを提供し、サービスの質の向上及び適正な運営の確保を図るため、下記1の原則を遵守し、また下記2の諸事項に特に留意すること。

1. 原則

「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策である「放課後子どもプラン」において、放課後児童にサービスを提供するに当たっては、「放課後児童健全育成事業等実施要綱」(平成21年3月31日付20文科生第8119号・雇児発第0331038号「放課後子どもプラン推進事業の実施について」第二次改正 別添2)を適用し、また「放課後児童クラブガイドライン」(平成19年10月19日付雇児発第1019001号別紙)を参考にすること。

2. 特に留意すべき事項

「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策においては、放課後児童とその他の児童(以下「一般児童」という。)が混在する場合が多いという特性に鑑み、そこにおける放課後児童へのサービス提供に関して、下記(1)から(5)の諸事項に特に留意すること。

なお、上記の特性を帯びた放課後児童クラブの活動については、児童館内に設置された放課後児童クラブにおいて長年にわたり多くの経験が蓄積されてきているので、それを十分参考にすること。

(1)適切な指導員の配置

放課後児童の健全育成を図る者(以下「放課後児童指導員」という。)を専任として配置すること。
放課後児童指導員は、次に掲げる活動を行うこと。

- ① 子どもの健康管理、出席確認をはじめとした安全の確保、情緒の安定を図ること。
- ② 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと。
- ③ 子どもが宿題・自習等の学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行うこと。
- ④ 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせること。
- ⑤ 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。
- ⑥ 児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等による福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図ること。
- ⑦ その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行うこと。

放課後児童指導員は、上記の活動が可能となるように、十分な頻度と継続性をもって勤務すること。

(2)専用スペースの確保

放課後児童のための専用の部屋または間仕切り等で区切られた専用スペースを設け、生活の場としての機能が十分確保されるよう留意すること。

放課後児童のための専用の部屋または専用スペースは、放課後児童1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい。また、「放課後子ども教室」及び「放課後児童クラブ」を一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策全体のための屋内施設は、月曜日から金曜日における平均的な数の出席児童(放課後児童及び一般児童)1人あたりおおむね1.65㎡以上の面積を確保することが望ましい。

また、子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保すること。

(3)出席確認をはじめとした放課後児童の安全の確保

放課後児童の出席を、出欠の予定と実際とを照合して確認すること等を通じて、それら児童の安全を確保すること。

そのためには、放課後児童と一般児童とを登録上区分し、放課後児童については、出欠の実際をより確実に把握するとともに、出欠予定の把握のために保護者とより密接な連絡と情報交換を図る仕組みを整備する必要がある。

(4)家庭との日常的な連絡や情報交換等の実施

放課後児童の活動状況について、連絡帳、お便り、保護者会、個人面談などを活用し、放課後児童の家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行うこと。

そのためには、放課後児童と一般児童とを登録上区分し、放課後児童については、保護者とより密接な連絡と情報交換を図る仕組みを整備する必要がある。

(5)適切な時間帯でのおやつを提供

放課後児童には、適切な時間帯におやつを提供するか、あるいは自宅から持参したおやつを食べる場所を提供すること。一般児童のうち希望者についても、同様に提供することが望ましい。

そのためには、放課後児童と一般児童とを登録上区分し、放課後児童(及びおやつを希望する一般児童)については、出欠予定及び食品アレルギー等の情報を把握するために、保護者とより密接な連絡と情報交換を図る仕組みを整備する必要がある。

おやつを提供する適切な時間帯とは、午後3時頃ないし午後4時頃とする。

第26回社会保障審議会 少子化対策特別部会	参考資料3
平成21年9月1日	

平成22年度予算概算要求の概要

- 平成22年度予算雇用均等・児童家庭局概算要求の概要【P1】
- 平成22年度保育対策関係予算概算要求の概要【P11】
- 平成22年度児童健全育成対策関係概算要求の概要【P13】
- 平成22年度母子保健対策関係予算概算要求の概要【P16】
- 平成22年度児童虐待防止対策関係予算概算要求の概要【P18】
- 平成22年度家庭福祉対策関係予算概算要求の概要【P22】
- 平成22年度母子寡婦福祉対策関係予算概算要求の概要【P28】

平成22年度予算 雇用均等・児童家庭局 概 算 要 求 の 概 要

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進、 仕事と生活の調和と公正かつ多様な働き方の実現

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。

このため、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成19年12月）等において示された「仕事と生活の調和の実現」、「子育てを支援する社会的基盤の構築」の2つの課題を「車の両輪」として取り組むとともに、「新待機児童ゼロ作戦」（集中重点期間平成20～22年度）や、新たな「子ども・子育て応援プラン（後期プラン）」の策定とその実現に向けた総合的な少子化対策を推進する。

また、働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現に向け、育児・介護休業制度の拡充や企業の取組に対する支援など、育児・介護期における仕事と家庭の両立支援対策を推進する。

さらに、男女雇用機会均等の更なる推進やパートタイム労働者の均衡待遇確保などにより、公正かつ多様な働き方の実現を図る。

《主要事項》

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

- 1 地域における子育て支援の推進
- 2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
- 3 母子家庭等自立支援対策の推進
- 4 母子保健医療の充実
- 5 出産等に係る経済的負担の軽減

◇ 仕事と家庭の両立支援

仕事と家庭の両立支援

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

- 1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進
- 2 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化（再掲）
- 3 パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進
- 4 多様な働き方に対する支援の充実

○概算要求額の状況

	21年度 予算額	22年度 概算要求額	差 引 増△減額	伸び率
局 合 計	9,815億円	10,336億円	521億円	5.3%
一般会計	9,105億円	9,448億円	343億円	3.8%
特別会計	711億円	888億円	177億円	25.0%
年金特別会計				
児童手当勘定				
うち児童育成事業費	560億円	741億円	181億円	32.3%
労働保険特別会計	151億円	147億円	▲3億円	▲2.3%
労災勘定	8億円	8億円	▲0.2億円	▲2.9%
雇用勘定	143億円	140億円	▲3億円	▲2.3%

※ 端数処理の関係上、数値の合計等が一致しないものがある。

(参考) 平成22年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について
(平成21年7月1日閣議了解) (抜粋)

年金・医療等に係る経費等特定の経費に関連して、新たな安定財源が確保された場合の取扱いについては、予算編成過程で検討する。

人口減少社会の到来を踏まえた少子化対策の推進

◇ 地域における次世代育成支援対策の推進

1 地域における子育て支援の推進

《685,475百万円→719,284百万円》

(1) すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の推進

62,091百万円

○地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の充実
(次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金)) 44,000百万円

様々な子育て支援事業について、新たな「子ども・子育て応援プラン(後期プラン)」の策定とその実現に向けた着実な推進を図るとともに、新たに、子育て支援に関する情報ネットワークの基盤構築(携帯サイト)、子どもを守る地域ネットワークの機能強化、地域事情に応じた保育サービスの実現、子どもの事故防止予防強化を推進し、地域の子育て支援の充実を図る。

【対象となる主な事業】

・子育て支援ネットワーク事業(新規)

子育て支援に関する情報提供や相談援助が適切に受けられる環境を整備するため、地域住民参加型の情報ネットワーク(携帯サイト)を構築するための取組を支援する。

・子どもを守る地域ネットワークの機能強化(一部新規)

「子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)」の機能強化を図るため、コーディネーター等の専門性強化を図るための取組を支援するとともに、新たにネットワーク関係機関の情報の共有化を図るなどの取組を支援する。

・地域の特性等を踏まえた保育サービスの充実強化事業(新規)

保育サービスの充実強化を図るため、地域事情等に応じた課題の考察を行い、効果的・効率的な保育サービスの提供につなげるための取組を支援する。

・子どもの事故防止予防強化事業(新規)

子どもの事故防止、予防強化を図るため、健診などの場を活用し、保護者に対する意識啓発をきめ細かく行うための取組を支援する。

・ファミリー・サポート・センター事業

子育て中の労働者や主婦等を会員として、地域における育児の相互援助活動を推進するとともに、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、ひとり親家庭への利用支援など多様なニーズへの対応を図る。

・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

・養育支援訪問事業

養育支援が必要な家庭に対して、訪問による育児・家事の援助や指導助言等を行う。

・子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において児童の一時的な養育・保護を行う。

・延長保育促進事業

民間保育所において、11時間の開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。

○子育て支援拠点の充実

11,188百万円

地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進する。

(7,100か所→7,700か所)

○一時預かり事業(地域密着型)の充実

470百万円

NPO等の多様な運営主体による地域密着型の一時的預かり事業について、身近な場所への設置を促進する。

○中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進

123百万円

すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されるよう、児童館等を活用した取組を推進する。

(2)新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実

423,834百万円

○保育所受入れ児童数の増

371,286百万円

・民間保育所運営費

新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間(平成20～22年度)における、15万人分の保育所整備等の推進に対応した民間保育所における受入れ児童数の増を図る。

また、栄養士、看護師の協力を得て、食育の推進や感染症予防等に係る取組を行った場合に事業費加算を行う等、保育の質の向上を図る。

○多様な保育サービスの提供

60,818百万円

家庭的保育事業や一時預かり事業など保育サービスの多様な提供手段の拡充を図る。

また、延長保育、病児・病後児保育、休日保育など保護者の多様なニーズに応じた保育サービスを提供する。

○安心こども基金

平成20年度第2次補正予算(1,000億円)及び平成21年度補正予算(1,500億円)により「安心こども基金」を創設し、「新待機児童ゼロ作戦」に基づく保育所の整備や、新たな保育需要に対応するための認定こども園の整備のほか、保育の質の向上のための研修などを実施するとともに、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭等への支援の拡充、社会的養護の拡充により、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行う。

(3)総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の着実な推進

28,103百万円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては、「新待機児童ゼロ作戦」を踏まえ、引き続き、ソフト面及びハード面での支援措置を図る。(24,153か所→27,793か所)

(4)児童手当国庫負担金

249,256百万円

2 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

《92,624百万円→96,235百万円》

(1)虐待を受けた子ども等への支援の強化

90,420百万円

○地域における体制整備

乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)及び養育支援訪問事業の普及・推進を図るとともに、「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)において新たに情報の共有化を図るなどの機能強化を図る。(次世代育成支援対策交付金44,000百万円の内数)

○児童相談所の機能強化

児童相談所における家族再統合のための支援や一時保護所の整備を促進するなど児童相談所の機能強化を図る。

○社会的養護体制の拡充

84,957百万円

虐待を受けた児童など要保護児童等が入所する児童養護施設等においては、児童の状況に応じた適切なケアが必要であることから、施設におけるケア単位の小規模化を推進するほか、自立及び就業支援の一助となる免許等(普通自動車運転免許等)を取得するための経費を創設する。

(2) 配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)への対策等の推進

5,816百万円

配偶者からの暴力への対策を推進するとともに、人身取引被害者の支援体制を強化するため婦人保護施設の機能の充実を図る。

3 母子家庭等自立支援対策の推進

《169,335百万円→172,210百万円》

(1) 母子家庭等の総合的な自立支援の推進

3,738百万円

○自立のための就業支援等の推進

3,651百万円

母子家庭の母の就業支援等を推進するため、看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関において修業する間の生活費の支給などを行う高等技能訓練促進費等事業や個々の母子家庭の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定する母子自立支援プログラム策定事業などの推進を図る。また、父子家庭等に対する相談支援体制の充実強化を図る。

○養育費確保策の推進

68百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2) 自立を促進するための経済的支援

168,472百万円

母子家庭等の自立を促進するため、児童扶養手当の支給を行うとともに、母子寡婦福祉貸付金において、母子家庭の母が高等学校等に通学する際に必要となる費用に対する貸付け(自宅通学の場合月額4万5千円)を行う等の充実を図る。

4 母子保健医療の充実

《19,301百万円→23,187百万円》

(1) 不妊治療等への支援

8,168百万円

不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する(1回あたり15万円を年2回まで)などの支援を行う。

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金) 8,168百万円の内数)

(2)小児の慢性疾患等への支援

14,732百万円

小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を行う。また、未熟児の養育医療費の給付等を実施する。

(3)周産期医療体制の充実・強化

医政局に一括計上

5 出産等に係る経済的負担の軽減

◇ 仕事と家庭の両立支援

仕事と家庭の両立支援

《9,969百万円→9,973百万円》

(1)改正育児・介護休業法の円滑な施行

5,014百万円

改正育児・介護休業法の円滑な施行のため、改正内容の周知徹底を図るとともに、短時間勤務制度を定着促進するための支援を行うことにより、継続就業しながら育児・介護ができる環境を整備する。

(2)男性の育児休業の取得促進

34百万円

父親も子育てができる働き方の実現に向けて、父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可能期間を延長(1歳2ヶ月)する制度(パパ・ママ育休プラス)等の導入を内容とする育児・介護休業法の改正の周知徹底等により、男性の育児休業取得を促進する。

(3)育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化

458百万円

労使からの相談対応、企業への適正な制度運用に関する指導等を行う体制を整備することにより、育児休業等を理由とする解雇、退職勧奨等の不利益取扱いへの対応を強化する。

(4) 事業所内保育施設に対する支援の推進 3,902百万円

事業所内保育施設設置・運営等助成金について、中小企業に対する設置費助成率を引き上げる措置を継続して実施する。

(5) 中小企業における次世代育成支援対策の推進 565百万円

「中小企業一般事業主行動計画策定推進2か年集中プラン」の実施により、中小企業における次世代育成支援対策を推進する。

安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備

1 女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進

《853百万円→860百万円》

(1) 職場における男女雇用機会均等の推進 504百万円

男女雇用機会均等法の履行確保のため、厳正的確な指導を行うとともに、迅速な紛争解決の援助を実施する。

(2) ポジティブ・アクションの取組の推進 336百万円

男女雇用機会均等法の履行確保とともに、男女労働者の格差の解消をめざした企業の積極的かつ自主的な取組（ポジティブ・アクション）を進めるため、その周知と取組のノウハウを提供する。

(3) 女性に対する起業支援 20百万円

起業に向け取り組む女性に対する「eラーニングサービス」の提供や、起業に必要な人的ネットワークの構築支援、相談業務を実施する。

2 育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化（再掲）

3 パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進 《1,622百万円→1,522百万円》

パートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保、正社員転換の実現を図るため、パートタイム労働法に基づいた確かな指導等を実施するとともに、専門家（均衡待遇・正社員化推進プランナー（141名）による相談・援助や助成金（40万円～60万円（大企業 30万円～50万円）の支給等により、事業主の取組を支援する。

4 多様な働き方に対する支援の充実

《212百万円→274万円》

(1) 短時間正社員制度の導入・定着の促進

211百万円

短時間でも正社員としての安定した働き方である短時間正社員制度の導入・定着を促進するため、導入企業の具体的事例等に基づくノウハウの提供等を行うとともに、特に制度の定着を支援するため、本制度を運用する事業主に対する助成措置の拡充（制度利用者2人目～10人目まで：15万円→20万円（大企業10万円→15万円））を図る。

(2) 良好な在宅就業環境の確保

63百万円

専門家及び相談員による在宅就業に関する相談対応や、セミナーの開催を通じた在宅就業者のスキルアップ支援を行うとともに、在宅就業を仲介する機関による安定的な仕事の確保の支援等により、適正な在宅就業環境の整備を図る。

少子化対策の総合的推進

【少子化社会対策関連予算（厚生労働省分）】

22年度概算要求額 1兆5,676億円（21年度予算額 1兆3,922億円）

【施策の方向性】

我が国においては、少子化や人口減少が進んでおり、経済産業や社会保障の問題にとどまらず、国や社会の存立基盤にかかわる問題となっている。

このため、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略（平成19年12月）等において示された「仕事と生活の調和の実現」、「子育てを支援する社会的基盤の構築」の2つの課題を「車の両輪」として取り組むとともに、「新待機児童ゼロ作戦」（集中重点期間平成20～22年度）や、新たな「子ども・子育て応援プラン（後期プラン）」の策定とその実現に向けた総合的な少子化対策を推進する。

1. 地域における子育て支援の推進 7,193億円

○すべての家庭を対象とした地域子育て支援対策の推進 621億円

・地域の特性や創意工夫を生かした子育て支援事業の推進、子育て支援に関する情報ネットワークの基盤構築、子どもを守る地域ネットワークの機能強化、地域事情等に応じた保育サービスの実現、子どもの事故防止の予防強化、地域の子育て支援拠点の拡充、地域に密着した一時預かりの推進

○新待機児童ゼロ作戦の推進など保育サービスの充実 4,238億円

・待機児童解消に向けた保育所の受入れ児童数の拡大、家庭的保育事業の拡充などの多様な保育サービスの提供

○総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の着実な推進 281億円

・「放課後子どもプラン」の着実な推進
・放課後児童クラブに対するソフト面及びハード面での支援

○児童手当国庫負担金 2,493億円

2. 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実 962億円

○虐待を受けた子ども等への支援の強化 904億円

・子どもを守る地域ネットワークや児童相談所の機能強化、社会的養護体制の拡充

3. 母子家庭等自立支援対策の推進 1,722億円

○母子家庭等の総合的な自立支援の推進 37億円

・自立のための就業支援や養育費確保策等の推進

○自立を促進するための経済的支援 1,685億円

4. 母子保健医療の充実 232億円

○不妊治療等への支援 82億円

・不妊治療に要する費用の一部助成等の支援

○小児の慢性疾患等への支援 147億円

・小児期における小児がんなどの特定な疾患の治療の確立と普及等

5. 出産等に係る経済的負担の軽減 185億円

・安心して出産できるようにするため、出産育児一時金を4万円引き上げる措置を継続し、妊産婦の経済的負担を軽減する。

6. 仕事と家庭の両立支援 100億円

・改正育児・介護休業法の円滑な施行や育児休業等を理由とする解雇等不利益取扱いへの対応の強化

7. 安定した雇用・生活の実現と安心・納得して働くことのできる環境整備 24億円

・女性の職業キャリア継続が可能となる環境づくりの推進やパートタイム労働者の正社員との均衡待遇の確保と正社員転換の推進

平成22年度保育対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

(平成21年度予算) 405,857百万円 → (平成22年度概算要求) 437,684百万円

新待機児童ゼロ作戦に基づく待機児童解消に向けた保育所受入れ児童数の拡大、家庭的保育事業や一時預かり事業など、多様な保育ニーズに応じた保育サービスの推進を図る。

1 待機児童解消に向けた保育所受入れ児童数の拡大

- (1) 民間保育所運営費 362,576 百万円
- ・新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間(平成20～22年度)における、15万人分の保育所整備等の推進に対応した民間保育所に係る運営費の拡充。
 - ・年度途中入所児童について、当該年度4月初日時点の年齢による単価を適用し、クラス編成の実態との整合性を図る
 - ・栄養士の協力を得て、低年齢児の栄養管理や食事支援を行う場合の食育推進加算の創設
 - ・看護師の協力を得て、児童の保護者に対する感染症予防等の児童の健康面での相談や保育士等の職員に対して講習会を行う場合の健康管理加算の創設
- (2) 待機児童解消促進等事業費 3,681 百万円
- ・家庭的保育事業
 - ・認可化移行促進事業
 - ・保育所分園推進事業 等
- (3) 保育環境改善等事業 253 百万円
- 保育サービスの推進のため、施設の軽微な改修等を推進する。

2 多様な保育サービスの提供等

- (1) 次世代育成支援対策交付金(ソフト交付金) 44,000 百万円
- ・延長保育促進事業
通勤時間の遠距離化など保護者のニーズに応じて開所時間を超えて実施する延長保育を推進する。
 - ・家庭支援推進保育事業
 - ・へき地保育所費
 - ・地域の特性等を踏まえた保育サービスの充実強化事業【新規】
保育サービスの充実強化を図るため、市町村において現状把握や地域の実情等に応じた課題の考察を行い、効果的・効率的な保育サービスの提供につなげるための取組を支援する。

(2) 家庭的保育事業 (再掲)

3,520 百万円

新待機児童ゼロ作戦に基づき多様な保育ニーズに応えるため、平成22年4月に施行する改正児童福祉法に位置づけられた家庭的保育事業を推進する。
利用児童数 5,000人 → 10,000人

(3) 一時預かり等事業

4,280 百万円

保護者の疾病や災害等により、家庭での保育が一時的に困難となる場合や育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担を軽減するための支援である一時預かり及び保護者の就労形態の多様化などに伴う柔軟な保育を行う特定保育を推進する。

- ・一時預かり事業(保育所型) 7,610 か所 → 9,258 か所
- ・一時預かり事業(地域密着型) 126 か所 → 258 か所
- ・特定保育事業 1,890 か所 → 1,890 か所

(4) 休日・夜間保育事業

843 百万円

保護者の勤務形態が多様化している中で休日や夜間においても保育を実施するため、認可保育所のほか、一定の設備基準や職員配置基準を満たす施設を補助対象とし、休日・夜間保育事業を推進する。

1,310か所 → 1,413 か所

(5) 病児・病後児保育事業

3,653 百万円

地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応を行う病児・病後児保育事業を推進する。

1,500か所 → 1,936 か所

(6) 地域子育て支援拠点事業

11,188 百万円

地域における子育て支援拠点について、身近な場所への設置を促進するとともに、その機能の拡充を図る。また、「ひろば型」又は「センター型」へ移行していない「センター型のうち小規模型指定施設」については、引き続き移行を目指しつつ、一定の条件を検討のうえ平成22年度においても事業実施の経過措置を延長することとする。

7,100 か所 → 7,700か所

(7) その他の保育サービスの充実

7,209 百万円

事業所内保育施設の研修等による職員の資質向上などを図る。

(参考)

平成20年度第2次補正予算(1,000億円)及び平成21年度補正予算(1,500億円)において、各都道府県に設置された「安心こども基金」(総額2,500億円)により、「新待機児童ゼロ作戦」に基づく保育所の整備や新たな保育需要に対応するための認定こども園の整備のほか、保育の質の向上のための研修などを実施するとともに、地域の子育て力をはぐむ取組等すべての子ども・家庭への支援等を実施することにより、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を図っているところである。

平成22年度児童健全育成対策関係概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

(平成21年度予算額)

(平成22年度概算要求額)

291,756百万円 → 294,930百万円

1. 総合的な放課後児童対策（「放課後子どもプラン」）の着実な推進

28,103百万円

放課後児童クラブと文部科学省が実施する「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」の着実な推進を図る。

また、放課後児童クラブについては「新待機児童ゼロ作戦」を踏まえ、引き続き、ソフト面及びハード面での支援措置を図る。

(1) 放課後児童クラブ運営費（ソフト事業） 23,316百万円

○ 放課後児童健全育成事業費

・ か所数 24,153か所 → 27,793か所

(2) 放課後児童クラブ整備費等（ハード事業） 4,618百万円

○ 創設費補助の充実【児童厚生施設等整備費】

・ 学校の敷地内等に放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設か所数の増を図る。

か所数 394か所 → 428か所

○ 改修費及び設備費補助の充実【放課後子ども環境整備等事業】

・ 大規模クラブの解消を図るための改修、既存施設（学校の余裕教室等）を改修して放課後児童クラブ室を設置する際の改修を促進する。

・ 設備費について、既存の放課後児童クラブの設備の更新、追加的な備品購入も補助対象とする。

(参 考)

- ・ 平成20年度第2次補正予算に計上された「安心こども基金（1,000億円）」に、小学校等の空き教室等を活用した放課後児童クラブの設置促進経費を計上
- ・ 平成21年度補正予算に計上された「安心こども基金（1,500億円）」に、放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を促進するための支援、放課後児童クラブに対する賃借料や開設準備経費の支援及び放課後児童指導員の資質向上を図るための支援等に要する経費を計上（地域子育て創生事業）

- (3) 放課後子ども教室推進事業（文部科学省）との連携促進 169百万円
両事業の効率的な運営方法を協議する委員会や、指導者（員）研修を実施する。

2. 放課後等の子どもの遊び場づくりの推進

- 児童館、児童センターの整備 910百万円
- ・ 児童の健全な遊び場の確保、健康増進、情操を高めることを目的とした児童館、児童センターの整備を促進する。

3. 地域における子どもの健全育成や子育て家庭への支援の充実

- (1) 地域における子育て支援拠点の拡充 11,188百万円
- ・ 地域において子育て親子の交流や子育てに関する相談の実施等を行う地域子育て支援拠点（ひろば型、センター型、児童館型）について、身近な場所への設置を促進する。
7,100か所 → 7,700か所
- (2) 民間児童厚生施設等の活動の推進 1,247百万円
- ① 児童館、児童センター等の活動の推進
 - ・ 民間児童館等が行う文化、創作、体力増進等の活動を推進する。
 - ② 児童福祉施設併設型民間児童館事業の推進
 - ・ 民間の児童福祉施設に児童館を併設し、児童福祉施設の専門的な養育機能を活用した事業を実施する。
- (3) 地域における児童健全育成の体制づくりの推進（新規事業） 50百万円
- ・ 児童館が中心となり、地域の様々な指導者及び関係機関との連携・協力体制を築き、子どもを健やかに育む体制づくりを支援する。
- (4) 母親クラブ、子育てサークル等の育成支援 180百万円
- ・ 子どもを事故や犯罪から守るための活動をはじめ、親子・高齢者との交流活動、子どもとともに食の大切さを学ぶ文化活動などを積極的に地域で実施する自主的グループへの支援を行う。

(5) 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進 123百万円

- すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会い・ふれあう機会が確保されるよう、児童館等を活用した取組を推進する。

また、中・高校生の交流の場づくり、絵本の読み聞かせ、親と子の食事セミナー等を実施する。

(6) 子どもの健全育成、次世代育成支援等に資する特色のある取組への支援 900百万円

- 各都道府県、市町村における子どもの健全育成や次世代育成支援等に資する先駆的な事業や全国的に新たな事業展開が期待できる取組等について、単年度を原則として支援【定額10/10相当補助】する。

4. 児童手当国庫負担金 249,256百万円

○ 児童手当の内容（現行どおり）

- 支給対象：小学校修了までの児童（12歳に到達後の最初の年度末まで）
- 支給月額：0歳から3歳未満 一律 10,000円
3歳～小学校修了まで 第1子、第2子 5,000円
第3子以降 10,000円

平成22年度母子保健対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

(平成21年度予算) (平成22年度概算要求)
19,784百万円 → 24,205百万円

1 総合的な母子保健医療対策の充実

8,168百万円

(母子保健医療対策等総合支援事業(統合補助金))

(1) 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業の実施

様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院において人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

(2) 妊産婦ケアセンター運営事業の実施

産前産後における妊産婦の適切なサポートを行うため、入院を要しない程度の体調不良(うつ病など)の妊産婦を対象に宿泊型のサービス(母体ケア、乳児ケア等)を提供する「妊産婦ケアセンター」に対して運営費の一部を補助する。

(3) 不妊治療に対する支援

体外受精、顕微授精を対象に治療費の負担軽減を図るため、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用を一部助成する(1回あたり15万円を年2回まで)とともに、不妊専門相談センター事業を実施する。

2 小児慢性特定疾患対策の推進

11,464百万円

小児がんなどを対象とする小児慢性特定疾患治療研究事業を実施するとともに、日常生活用具を給付する福祉サービスを実施する。

3 未熟児養育医療等

3,323百万円

身体の発育が未熟のまま生まれた未熟児に対する医療の給付を行う。また、特に長期の療養を必要とする結核児童に対する医療の給付を行うとともに、必要な学習用品・日用品を支給する。

4 研究事業の充実（成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業（仮称））

1, 018百万円

少子化の流れを変えるための次世代育成支援施策を効果的な推進を図るため、「子どもが健康に育つ社会、子どもを産み、育てることに喜びを感じることができる社会」の基盤づくりを支援するための研究を実施する。

5 子どもの事故防止予防強化事業（新規）

次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）44, 000百万円の内数

子どもの事故防止、予防強化を図るため、健診などの場を活用し、保護者に対する意識啓発をきめ細かく行うための取組を支援する。

6 乳幼児身体発育調査の実施

全国的に乳幼児の身体発育の状態を調査し、新たに我が国の乳幼児の身体発育値を定めて、乳幼児の保健指導の改善に資するため、乳幼児身体発育調査を実施する。

平成22年度児童虐待防止対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
虐待防止対策室

(平成21年度当初予算) (平成22年度概算要求)
17,045百万円 → 18,448百万円

【次世代育成支援対策交付金を除く。】

児童虐待は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援のため、引き続き地域における支援体制の整備や児童相談所の機能強化とともに、家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実を図る。

1. 発生予防対策の推進

(1) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う「乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」の普及・推進を図る。

(2) 養育支援訪問事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う「養育支援訪問事業」の普及・推進を図る。

(3) 地域子育て支援拠点事業の推進

- 地域において子育て親子の交流や子育てに関する相談の実施等を行う地域子育て支援拠点(ひろば型、センター型、児童館型)について、身近な場所への設置を促進する。

(4) 子育て短期支援事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 育児不安や育児疲れなどの場合に、児童養護施設等において児童を一時的に養育・保護するショートステイ及びトワイライトステイの実施について着実な推進を図る。

(5) 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進

- すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会うふれあう機会が確保されるよう、児童館等を活用した取組を推進する。

(6) オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の促進

- 子どもへの虐待防止に向け、児童虐待防止推進月間(11月)に全国フォーラムを開催するとともに、オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動を促進する。

2. 早期発見・早期対応体制の充実

(1) 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化【一部新規】

【次世代育成支援対策交付金】

- 「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図るため、コーディネーターの専門性強化に向けた児童福祉司任用資格取得のための研修受講などの取組を支援するとともに、インターネット会議システムの導入などによりネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組を支援する。

(2) 児童相談所の機能強化

- 一時保護所等の体制強化 **【児童虐待・DV対策等総合支援事業】**
在宅ケースへの支援の強化を図るとともに、学習指導の強化やトラブルへの対応等のため、一時保護所における教員・警察官OB等の配置を推進する。
- 一時保護所の環境改善 **【次世代育成支援対策施設整備交付金】**
一時保護所における居室等の環境改善や定員不足解消のための施設整備を推進する。

(3) 子どもの心の診療拠点病院の整備

【母子保健医療対策等総合支援事業】

- 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院において人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行う。

(4) 児童家庭支援センター事業の拡充

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

- 地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭支援センターの設置を推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を進める。

3. 自立に向けた保護・支援対策の充実（社会的養護体制の拡充）

(1) 家族再統合に向けた取組の強化

- 虐待等により親子分離がなされたケースの家族再統合の強化を図るとともに、児童相談所の保護者指導を受託するなど地域において家族支援を担う民間団体の育成を図る。

(2) 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

- 里親支援機関による里親の支援の推進

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを受託している里親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

- 小規模グループケアの推進

児童養護施設等において、虐待などにより心に深い傷を持つ子どもに対し、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備を着実に進める。

- 乳児院における被虐待児個別対応職員の配置の拡充

乳児院における被虐待経験のある乳幼児の割合が増加していることから、乳児院における被虐待児個別対応職員の配置の拡充を図る。

○ 児童養護施設における看護師の配置の拡充

児童養護施設において、日常の投薬管理や健康管理、感染症の予防等医療的ケアが必要な児童に適切に対応するため、看護師の配置の拡充を図る。

「安心こども基金」を活用した社会的養護体制の拡充（平成21年度補正予算）

○ 退所者等の就業支援

児童養護施設の退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。

○ 生活向上のための環境改善

児童養護施設や一時保護所の生活環境の改善のための改修、児童相談体制の整備等を図る。

○ 職員の研修

児童養護施設等の施設職員や児童相談に携わる職員等の資質向上のため、各種研修会への参加促進等を図る。

平成22年度家庭福祉対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

(平成21年度予算額) (平成22年度概算要求額)
264,745百万円 → 270,430百万円

1. 社会的養護体制の拡充

82,221百万円→84,957百万円

(児童入所施設措置費(82,205百万円)及び児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,751百万円)の内数)

(1) 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

○小規模グループケアの推進

児童養護施設等において、虐待などにより心に深い傷を持つ子どもに対し、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備を一層推進する。

645か所 → 703か所

○里親支援機関による里親の支援の推進

里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを受託している里親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

○自立応援(支援)費の創設(新規)

児童養護施設等へ措置されている子どもの自立及び就業支援の一助として、普通自動車運転免許等の取得に係る費用の一部を支弁する。

○家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の拡充

乳児院において、乳児の家庭復帰や里親委託について保護者との調整等を行うため、非常勤の家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の配置の拡充を図る。

○乳児院における被虐待児個別対応職員の配置の拡充

乳児院における被虐待経験のある乳幼児の割合が増加していることから、児童養護施設等に配置されている被虐待児個別対応職員について、乳児院において配置の拡充を図る。

○児童養護施設における看護師の配置の拡充

児童養護施設において、日常の投薬管理や健康管理、感染症の予防等医療的ケアが必要な児童に適切に対応するため、看護師の配置の拡充を図る。

(2) 施設退所児童等への支援の充実

○地域生活・自立支援事業（モデル事業）の実施

施設を退所した子ども等が就業や生活に関して気軽に相談できる場の提供や同じ悩みを抱える者同士が集まり情報交換等の活動を行うこと等を支援する地域生活・自立支援事業（モデル事業）を引き続き実施する。

○児童家庭支援センター事業の拡充

地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭支援センターの設置を推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を推進する。

○身元保証人確保対策事業の実施

児童養護施設等を退所する子どもやDV被害を受け保護された女性等が、親がいない等により身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難となることのないよう、身元保証人を確保するための事業を引き続き実施する。

(3) 施設整備費の交付対象の拡大

次世代育成支援対策施設整備交付金について、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設の整備のうち、おおむね6名程度の小規模なグループケアを行う場合の整備について加算の対象とする。

（次世代育成支援対策施設整備交付金（5,033百万円）の内数）

「安心こども基金」を活用した社会的養護の拡充（平成21年度補正予算）

○児童養護施設の退所者等の就業支援

職業紹介を行っている企業等に委託して、施設退所者等に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援及び施設退所者等が働きやすい職場の開拓等を行い、退所後の自立支援を推進する。

○児童養護施設等の生活向上のための環境改善

老朽化遊具の更新、食品の安全など安全対策や生活環境の改善のための改修、児童相談体制の整備等を図るとともに、ファミリーホーム、自立援助ホーム、地域小規模児童養護施設等の新規設置を推進する。

○児童養護施設等の職員の資質向上のための研修

児童養護施設等施設職員や児童相談に携わる職員等が資質向上のために参加する研修を推進する。

2. 母子家庭等自立支援対策の推進

174,306百万円→178,022百万円

(1) 母子家庭等の就業支援策等の推進

9,550百万円

○母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

また、平成22年度においては、平日に加え土日に母子家庭等就業・自立支援センターを開所した場合における加算制度を創設する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

○母子自立支援プログラム策定等事業

児童扶養手当受給者等の自立・就業支援のために、母子家庭の母の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行うとともに、直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母について、NPO法人等と連携し、ボランティア活動等への参加を促し、就業意欲の醸成等を図る母子自立支援プログラム策定事業を推進する。

また、ハローワークにおいては、「就労支援チーム」の体制、支援機能の向上等により、支援対象者に対する就労支援を一層推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

(ハローワーク分については職業安定局予算に計上)

○高等技能訓練促進費等事業

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合において、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学金の負担を考慮した入学支援修了一時金を支給する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

○ひとり親家庭対策

平成21年度補正予算による「安心こども基金」の拡充(1,500億円)のうち、「ひとり親家庭等への支援の拡充」を活用して、高等技能訓練促進費の支給期間の延長、ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスの提供、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に推進する地方公共団体への助成等を実施する。

○有期契約労働者雇用安定化奨励金(仮称)の創設

994百万円

(職業安定局予算に計上)

従前の中小企業雇用安定化奨励金を発展的に解消し、これまでの中小企業事業主に加えて、大企業事業主が就業規則等に有期契約労働者の正社員への転換制度を新たに設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合にも、奨励金を支給し、母子家庭の母等を含む有期契約労働者の雇用管理の改善を推進する。(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)

○職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施 (職業能力開発局予算に計上)

母子家庭の母等、職業能力開発形成機会に恵まれなかった者を対象に、民間教育機関等における座学と企業内における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練等を実施する。

(職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援事業(9,917百万円)の内数)(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)

○託児サービスを付加した委託訓練の推進 818百万円
(職業能力開発局予算に計上)

民間教育訓練機関等に委託して行う職業訓練について、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受講する際に、併せて託児サービスを提供する。

○母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施 147百万円
(職業能力開発局予算に計上)

平成21年度に開発したマニュアル及びカリキュラムに基づき、民間教育訓練機関等において母子家庭の母等の特性に応じた訓練を本格実施する。併せて託児サービスを提供する。

○マザーズハローワーク事業の拡充 2,474百万円
(職業安定局予算に計上)

事業拠点の増設(148か所→198か所)、地域の子育て支援施設等とのネットワーク強化等、マザーズハローワーク事業を拡充する。

○養育費相談支援センター事業 68百万円

養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

(2) 母子家庭等の自立を促進するための経済的支援 168,472百万円

○児童扶養手当 162,881百万円

離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、これらの子どもについて手当を支給し、児童福祉の増進を図る。

○母子寡婦福祉貸付金 5,591百万円

母子家庭等の自立を促進するため、母子寡婦福祉貸付金の貸付けによる経済的支援を行う。

また、平成22年度においては、母子家庭の母が高等学校等に通学する際に必要となる費用に対する貸付けを行うことや、公立高校に係る就学支度資金の貸付限度額の引上げを行うことにより、就業・自立を促進する。

3. 配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）への対策等の推進

4,904百万円→5,816百万円

○配偶者からの暴力被害者等への相談、援助等の支援の実施

婦人相談所や婦人保護施設における心理療法担当職員及び同伴児童のケアを行う指導員を配置し、配偶者からの暴力被害者等への支援を実施する。

(婦人施設措置費(2,146百万円)の内数)

(児童虐待・DV対策等総合支援事業(2,751百万円)の内数)

○人身取引被害者支援体制強化のための婦人保護施設の機能の充実(新規)

婦人保護施設において、通訳及びケースワーカー(外国人専門生活支援者)の派遣を外国人支援に実績のある民間団体等に依頼するための経費や医療費を支弁し、人身取引被害者支援体制の強化を図る。

(婦人施設措置費(2,146百万円)の内数)

平成22年度母子寡婦福祉対策関係予算概算要求の概要

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課 母子家庭等自立支援室

(平成21年度予算) (平成22年度概算要求)
174,306百万円 → 178,022百万円

1 子育て・生活支援、就業支援、養育費確保策等の推進

9,024百万円 → 9,550百万円

(1) 就業支援策の推進

「福祉から雇用へ」推進5か年計画を踏まえ、可能な限り就業による自立と生活の向上が図られるよう福祉・雇用の両面にわたる支援を行うことにより、地域における母子家庭の母等の就業・自立支援策の充実を図る。

○母子家庭等就業・自立支援事業

母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供する母子家庭等就業・自立支援事業を推進する。

また、平成22年度においては、平日に加え土日に母子家庭等就業・自立支援センターを開所した場合における加算制度を創設する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

○母子自立支援プログラム策定等事業

児童扶養手当受給者等の自立・就業支援のために、母子家庭の母の実情に応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、きめ細かな就業支援等を行うとともに、直ちに就業に移行することが困難な母子家庭の母について、NPO法人等と連携し、ボランティア活動等への参加を促し、就業意欲の醸成等を図る母子自立支援プログラム策定等事業を推進する。

また、ハローワークにおいては、「就労支援チーム」の体制、支援機能の向上等により、支援対象者に対する就労支援を一層推進する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数、ハローワーク分については職業安定局予算に計上)

○母子家庭自立支援給付金事業

・高等技能訓練促進費等事業

看護師等経済的自立に効果的な資格を取得するため2年以上養成機関で修業する場合において、生活費の負担軽減のため高等技能訓練促進費を支給するとともに、入学金の負担を考慮した入学支援修了一時金を支給する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

・ **自立支援教育訓練給付金事業**

地方公共団体が指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母に対して、講座修了後に受講料の一部を支給する。

(母子家庭等対策総合支援事業(3,651百万円)の内数)

○ **ひとり親家庭等対策**

平成21年度補正予算による「安心こども基金」の拡充(1,500億円)のうち、「ひとり親家庭等への支援の拡充」を活用して、高等技能訓練促進費の支給期間の延長、ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスの提供、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に推進する地方公共団体への助成等を実施する。

○ **有期契約労働者雇用安定化奨励金(仮称)の創設** 994百万円

従前の中小企業雇用安定化奨励金を発展的に解消し、これまでの中小企業事業主に加えて、大企業事業主が就業規則等に有期契約労働者の正社員への転換制度を新たに設け、実際に1人以上正社員に転換させた場合にも、奨励金を支給し、母子家庭の母等を含む有期契約労働者の雇用管理の改善を推進する。

(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)(職業安定局予算に計上)

○ **母子家庭の母等に対する職業訓練の実施**

- ・ **職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援の実施**
母子家庭の母等、職業能力開発形成機会に恵まれなかった者を対象に、民間教育機関等における座学と企業内における実習を一体的に組み合わせた実践的な職業訓練等を実施する。

(職業能力形成機会に恵まれなかった者に対する実践的な職業能力開発支援事業(9,917百万円)の内数)(予算額には母子家庭の母等以外の者の分も含む)(職業能力開発局予算に計上)

- ・ **託児サービスを付加した委託訓練の推進** 818百万円

民間教育訓練機関等に委託して行う職業訓練について、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受講する際に、併せて託児サービスを提供する。(職業能力開発局予算に計上)

- ・ **母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施** 147百万円

平成21年度に開発したマニュアル及びカリキュラムに基づき、民間教育訓練機関等において母子家庭の母等の特性に応じた訓練を本格実施する。併せて、託児サービスを提供する。(職業能力開発局予算に計上)

- ・ **準備講習付き職業訓練の実施** 807百万円

「自立支援プログラム」の対象者である母子家庭の母等の職業的自立を促すための方策として、就職の準備段階としての「準備講習」に引き続き実際の職業就職に必要な技能・知識を習得するための「職業訓練」を行う準備講習付き職業訓練を実施する。(職業能力開発局予算に計上)

○マザーズハローワーク事業の拡充 2, 474百万円
事業拠点の増設（148か所→198か所）、地域の子育て支援施設等とのネットワーク強化等、マザーズハローワーク事業を拡充する。（職業安定局予算に計上）

○在宅就業の支援 15百万円
子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母が良質な在宅就業を得るため、専門的知識やノウハウが必要とされる企業からの受注及び再発注のあっせんを行う事業等について支援を行う。

(2) 養育費確保策の推進

○養育費相談支援センター事業 68百万円
養育費相談支援センターにおいて、養育費の取決め等に関する困難事例への対応や、養育費相談にあたる人材養成のための研修等を行うことにより、母子家庭等の自立の支援を図る。

○母子家庭等就業・自立支援事業（再掲）

母子家庭等就業・自立支援センター等において、養育費に関する専門知識を有する相談員を配置し、養育費の取決め等について相談・情報提供を行うこと等により、養育費の確保を図る。

また、平成22年度においては、養育費専門相談員による家庭裁判所等への同行支援を実施する。（母子家庭等対策総合支援事業（3, 651百万円）の内数）

(3) 子育て・生活支援策の推進

○母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭の母等が、自立のための資格取得や疾病などにより一時的に生活援助、保育のサービスが必要となった場合に、家庭生活支援員を派遣する。

（母子家庭等対策総合支援事業（3, 651百万円）の内数）

○ひとり親家庭生活支援事業

ひとり親家庭が自立に向けた生活の中で直面する諸問題の解決のための相談支援事業やその子どもの精神的安定を図るための児童訪問援助事業等、ひとり親家庭の生活の安定に向けた総合的な支援を実施する。

また、平成22年度においては、父子家庭をはじめとしたひとり親家庭に対する育児や家事等に係る相談支援体制の強化充実を図る。

（母子家庭等対策総合支援事業（3, 651百万円）の内数）

○子育て短期支援事業

親の病気、残業などの場合に児童養護施設等において児童等を一時的に預かるショートステイ、トワイライトステイを実施する。

（次世代育成支援対策交付金（44, 000百万円）の内数）

○身元保証人確保対策事業

母子生活支援施設等を退所する母子等が、身元保証人を得られず、就職やアパート等の賃借が困難となることがないように、身元保証人を確保するための事業を推進する。

（児童虐待・DV対策等総合支援事業（2, 751百万円）の内数）

○母子生活支援施設における支援

・特別生活指導費加算

障害のある親等処遇が困難な母子については、手厚い保護・指導が必要であることから、母子指導員を加配する。

(児童入所施設措置費(82,205百万円)の内数)

・夜間警備体制強化加算

夫等からの暴力を理由とする入所者が増加していることに伴い、母子や職員に不安を与えたり、危害を及ぼすことを防止する観点から施設における夜間警備体制を強化する。

(児童入所施設措置費(82,205百万円)の内数)

・小規模分園型(サテライト型)母子生活支援施設運営費

母子生活支援施設に入所する母子家庭のうち、早期の自立が見込まれる者について地域社会の中の小規模な施設で生活することによって自立を促進する。

(児童入所施設措置費(82,205百万円)の内数)

・母子生活支援施設の保育機能強化加算

母子生活支援施設の保育機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の子どもを受け入れることにより子育てと仕事の両立を支援する。

(児童入所施設措置費(82,205百万円)の内数)

・被虐待児受入加算

虐待を受けた子どもについては、入所当初の関わりが特に重要であることから、職員との信頼関係の構築及び愛着の形成などのため、虐待を受けた子どもへの支援の充実を図るため、その受入児童数(入所後1年間)に応じて、職員の雇上や日常生活諸費等を支弁する。

(児童入所施設措置費(82,205百万円)の内数)

2 自立を促進するための経済的支援 166,502百万円 → 168,472百万円

(1) 児童扶養手当 162,881百万円

離婚による母子世帯等、父と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、これらの子どもについて手当を支給し、児童福祉の増進を図る。

(2) 母子寡婦福祉貸付金 5,591百万円

母子家庭等の自立を促進するため、母子寡婦福祉貸付金の貸付けによる経済的支援を行う。

また、平成22年度においては、母子家庭の母が高等学校等に通学する際に必要となる費用に対する貸付けを行うことや、公立高校に係る就学支度資金の貸付限度額の引上げを行うことにより、就業・自立を促進する。

※ 平成21年度補正予算により行った、貸付利率の引下げ、貸し付け条件(連帯保証人要件の緩和等)の見直し等について、平成22年度においても引き続き実施。

第26回社会保障審議会 少子化対策特別部会	参考資料4
平成21年9月1日	

社会保障審議会少子化対策特別部会保育専門委員会 開催要綱

1. 目的

現在、地方自治体関係者や労使関係者などからなる社会保障審議会少子化対策特別部会において、『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略』等に基づき、国・地方・事業主・個人の負担の組み合わせによって支える包括的な次世代育成支援のための具体的な制度設計について、税制改革の動向を踏まえつつ検討が進められているところであり、本年2月に「第1次報告」がとりまとめられたところである。

同報告を踏まえた少子化対策特別部会における保育に係る検討に資するため、専門的な見地から議論を行うものとして、少子化対策特別部会の下に保育第1専門委員会及び保育第2専門委員会を設置することとする。

2. 構成

- (1) 各専門委員会の構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 各専門委員会に委員長を置く。

3. 検討事項

新たな次世代育成支援のための保育制度に関する検討等。

4. 運営

各専門委員会の庶務は、雇用均等・児童家庭局保育課が行う。

5. その他

この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が雇用均等・児童家庭局長と協議の上、定める。

社会保障審議会少子化対策特別部会保育第一専門委員会委員名簿

氏名	所属・役割
飯塚 浩	鷺宮町福祉課児童福祉係長
市原 勝彦	三鷹市子育て支援室長
○ 岩村 正彦	東京大学大学院法学政治学研究科教授
◎ 大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院教授
柏女 霊峰	淑徳大学総合福祉学部教授
川崎 博子	NTTドコモ人事部ダイバーシティ推進室長
木原 克美	全国私立保育園連盟常務理事・ 御池保育所園長
駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
榊原 智子	読売新聞東京本社生活情報部記者
佐久間 貴子	株式会社ベネッセスタイルケアチャイルドケア 事業部長
佐藤 秀樹	全国保育協議会保育施策検討特別委員会委員長・ こどものくに保育園園長
高橋 英治	日本保育協会理事・保育問題検討委員
椋野 美智子	大分大学教授
吉田 昌哉	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局次長
吉田 正幸	有限会社遊育代表取締役

(注) ◎は委員長、○は委員長代理

(五十音順 敬称略)

社会保障審議会少子化対策特別部会保育第二専門委員会委員名簿

氏名	所属・役割
安藤 哲男	資生堂人事部ダイバーシティ推進グループ
◎ 岩 淵 勝好	東北福祉大学教授
岡 健	大妻女子大学家政学部准教授
坂 崎 隆治	日本保育協会保育問題検討委員会委員長・ 野木保育園理事長
篠原 淳子	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局局長
庄 司 洋子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
須 貝 隆	宮城県子育て支援室長
菅原 良次	全国私立保育園連盟常務理事・ たんぽぽ保育園園長
鍋 島 佳代子	柏市児童家庭部次長兼保育課長
西 田 泰明	全国保育協議会副会長・ わかば保育園園長
前 田 正子	財団法人横浜市国際交流協会理事長
宮 島 香澄	日本テレビ報道局解説委員
○ 山 縣 文治	大阪市立大学生活科学部教授
山 口 洋	(株)JPホールディングス代表取締役

(注) ◎は委員長、○は委員長代理

(五十音順 敬称略)